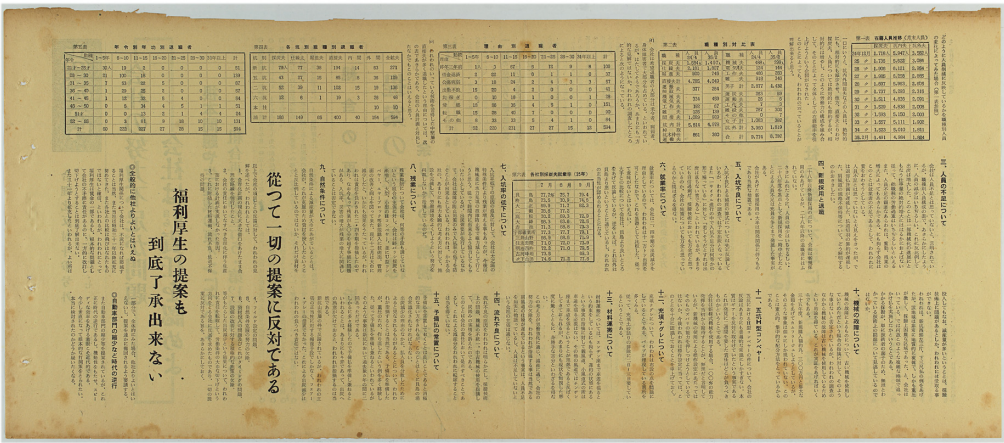

会社追加提案

三六・一・二六

仕繰、掘進査定検収基準の是正に関する提案

仕繰（切上切拡め）の部

〔基準条件〕

一、切取作業

切取断面一立方米当り切取所要時間は

岩石座、互層座とも七〇分

ただし発破切取の際は左記所要時間を加算するが、一孔当り発破による切取量は〇・一五立方米として査定し切取断面より差引くものとする。

（註）通常の坑尾、棒谷、松岩に使用する発破に対しての所要時間は加算し切取量は差引かない

種別	発破附帯時間（分）	一孔当所要時間（分）
砂岩	五五	一六
頁岩、砂質頁岩		一四
互層		一三

なお、レッグを使用する場合は次の通りとする。

種別	発破附帯時間（分）	一孔当所要時間（分）
砂岩	五五	一四
頁岩、砂質頁岩		一三
互層		一二

2、(1) 掘入作業

切取断面一立方米当り掘入所要時間は左記を適用する。

（掘入行動距離は平均二米）

砂岩、頁岩、砂質頁岩	五三分
互層	三二分

ただし傾斜度十四五度以上でホッパーの設備がある場合の一立方米当り積込所要時間は左記を適用する。

砂岩、頁岩、砂質頁岩	三分
互層	二分

(2) 掘入距離、傾斜の条件差を生じたときの取扱いは従来通りとする。

3、古枠外し作業

古枠外し作業を行う場合はレバーブロックを使用するものとする。

古枠は一米一枠とみなし左記所要時間を適用する。

平木枠	一五分
平鉄枠	一七分
モールス合掌枠	一五分

ただし係員の指示により枠を切った場合の所要時間は二分の一とする。

アーチ枠は埋没程度により一枠につき左記所要時間を適用する。

〇・三〇米未満	一八分
〇・六〇 〃	二七分
〇・九〇 〃	三七分
一・二〇 〃	五〇分
一・二〇米以上	五九分

ガタメ古枠外し 一枠につき	五六分
アイビーム枠用枠 〃	七〇分
差梁	四二分

4、函押作業

(1) 函押一人役を往復五九〇〇米函とする。

(2) ただし書の規定各項中「往復五・〇〇〇米函」を「往復五九〇〇米函」に改める。

(3) その他の取扱いは従来通りとする。

〔特殊条件〕

一般傾斜条件

(1) 傾斜十四五度以上は一七〇％とする。

(2) 一般傾斜条件は函押を除く基準人役に適用する。

堀進の部

〔基準条件〕

1、切取作業

切取断面一立方米当り切取所要時間は左記を適用する。

ただしレッグ掘進は別途考慮する。

種別	層別	一立方米当孔数	発破附帯時間（分）	一孔当所要時間（分）
発破切取	砂岩	四・〇本	五五	二九
	頁岩、砂質頁岩	二・五〃		二七
	互層	二・〇〃		二四
無発破切取	各層	一立方米当り九〇分とし米当り五本以内は無発破とみなす		

なお炭の場合は左記所要時間を適用する。

(1) レッグ使用の場合

種別	層別	一立方米当孔数	発破附帯時間（分）	一孔当所要時間（分）
発破切取	砂岩	四・〇本	五五	二五
	頁岩、砂質頁岩	二・五〃		二四
	互層	二・〇〃		二二
無発破切取	各層	一立方米当り九〇分とし米当り五本以内は無発破とみなす		

(2) M.S.D使用の場合

種別	層別	一立方米当孔数	発破附帯時間（分）	一孔当所要時間（分）
発破切取	砂岩	四・〇本	五五	二二
	頁岩、砂質頁岩	二・五〃		二〇
	互層	二・〇〃		一七
無発破切取	各層	右に同じ		

(3) レッグMSD併用の場合

種別	層別	一立方米当孔数	発破附帯時間（分）	一孔当所要時間（分）
発破切取	砂岩	四・〇本	五五	一八
	頁岩、砂質頁岩	二・五〃		一七
	互層	二・〇〃		一五
無発破切取	各層	右に同じ		

2、繰込作業

(1) 切取断面一立方米当り繰込所要時間は左記を適用する。

砂　岩 }
頁岩、砂質頁岩 }　五六分
互　層　四〇分

（繰込行程距離は平均二米とする）

ただし傾斜度十四五度以上でホッパーの施設がある場合の一立方米当り繰込所要時間は左記を適用する。

砂岩、頁岩、砂質頁岩　三分
互　層　三分

(2) 繰込巨離、傾斜の条件差を生じたときの取扱いは従来通りとする。

3、函押作業

(1) 函押一人役を往復五九〇〇米函とする。

(2) ただし書の規定中「往復五〇〇〇米函」を往復五九〇〇米函に改める。

(3) その他の取扱いは従来通りとする。

〔特殊条件〕

一、傾斜条件

(1) 昇坂道の場合「十三五度以上五度増す毎に一〇%増」を「十四五度以上は一七五%とする」に改める。

(2) 一般傾斜条件は函押を除く基準人役に適用する。

不合理な慣行の是正について

具体的には現地で提案した外その内当面左記の項目については、去る一月十九日の交渉に於て会社から提出した就業条件改善指導実施要綱の中に含めて実施する。

なお今後調査の結果判明した項目は補足する事としたい。

記

是　　正	現　　行
〈新　坑〉 火薬方のビス番包特別取扱いを廃止する	1人1方当り1時間のカラ残業賃金支給
〈五　坑〉 (1) 火薬方のビス番包特別取扱いを廃止する (2) 人車々掌のキャップ、ノミ運搬特別手当を廃止する	(1) 1人1方当り1時間のカラ残業賃金支給 (2) 1人1方当り8円支給
〈二　坑〉 (1) 採炭夫公休日準備方の公休割増賃金を廃止する (2) 掘進夫、検身夫の調査整理枠の特別取扱いを廃止する (3) 繰込夫の金札造り、掃除特別取扱いを廃止する (4) 火薬方のビス番包特別取扱いを廃止する (5) 火薬運搬夫のビス番包、掃除特別取扱いを廃止する (6) 仕繰夫、坑道夫の坑木掃け函数に対する特別取扱いを廃止する	(1) 採炭夫公休日準備方には公休割増賃金支給 (2) 調査、整理枠の作業をした場合カラ残業賃金支給 (3) 金札造り、繰込所、自転車置場等の掃除に対し1人1月当り16時間のカラ残業賃金支給 (4) 1人1方当り2時間のカラ残業賃金支給 (5) ビス番包、坑底事務所等の掃除に対し1人1方当り2時間のカラ残業賃金支給 (6) 1函当り50円
〈六　坑〉 人車々掌のノミ運搬特別取扱いを廃止する	甲方1時間、乙方30分、丙方1時間のカラ残業賃金支給（各方とも2名分合計）
〈専鉄関係〉 現在職名、賃金等級と作業内容が喰違っている者については、作業内容に応じた等級職種に是正する	職名、賃金等級と作業内容とに喰違いがある。 例えば、雑夫（賃金等級8級）に相当する作業従事者に対し、車夫（3級）の賃金を支給している

ニュース

91

炭労中斗発第三三九号
一九六一年一月二六日

各地方本部
各支部　斗争委員長　殿
各企業連

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

第一次統一行動並に貝島・貝炭労斗争推進に関する指令

第七三回中央斗争委員会（一・二六）は、春斗（政策変更を含む）の経過と斗争路線の大綱について討議し大会提案の内容と、第一次統一行動期間における具体的行動について、左記の通り決定した。よって指令する。

記

一、三池・二瀬支部解雇者にたいする政府の責任あっせん促進と、衆議院予算審議にあわせたアッピール活動として坐り込み陳情を行う。そのため三池及び二瀬支部は次により代表を上京せしめよ。

「註」この陳情団は月末の陳情行動に合流させる。

1、期間　二月十五日山元出発より三月十日山元到着まで

2、人員　三池支部　八名、　二瀬支部　二名

3、代表者の旅費、日当及び行動経費は中央本部負担とする。

二、貝島、貝炭労支部は中斗指令第三〇号（一・十一）の斗争方針にしたがい、柔軟戦術（時間外労働拒否、時限スト等）に職場大会、総決起大会、大衆抗議等の行動を結合させ、合理化反対斗争を継続せよ。具体的戦術及び行動については、現地派遣中執の指示に基いて戦術委員会が決定指令する。

三、貝島・貝炭労支部はオルグの相互交流を行うと共に、各支部よりのオルグ受入体制を確立し、共同行動の強化につとめよ。

四、九州地方本部は傘下各支部より貝島・貝炭労支部へのオルグ派遣を計画実施せよ。

五、九州地方傘下各支部は地方本部の計画するオルグ派遣に積極的に協力せよ。

六、各支部は第一次統一行動期間（二月初旬～二月中旬）内に職場大会、地域集会等を企画計画実施し、組織内体制の確立を図ると共に、周辺市町村民にたいするアッピール活動を行え。

七、衆議院予算審議の最終段階にあわせて、地方陳情団をもって政府陳情と坐り込みによるアッピール活動を行う。そのため各地方本部は傘下各支部より代表を選出し上京せしめよ。

「註」この陳情団より九州六名、北海道三名、常磐一名の代表を選出し坐り込み行動を行うので、地方本部は代表選出に当って特に留意せよ。

1、期間　二月二十四日着京より四月三日山元到着まで
但し坐り込み要員以外は三月十日山元到着とする。

2、人員　九州地方十三名（福岡六名、佐賀三名、長崎二名、山口二名）
北海道地方七名、　常磐地方三名

3、代表者の旅費、日当及び行動経費は中央本部負担とする。

4、地方陳情団は次の中央行動を行う。

(1)　二月二七八日の両日、総理、通産、労働、経企庁各大臣、衆参両院議長、炭鉱市町村長協議会、産炭市町村会議、石炭協会、石炭鉱業連合会、合理化事業団、離職者援護協会にたいして陳情を行う

(2)　二月二十七日より三月三日までの間に主要駅（東京、新橋、池袋、渋谷）においてビラ配布およびニュースカーによる都内パレードを実施し、世論喚起をはかる活動を行う。

(3)　大行進が東京に到着する三月四日以降は総評の計画する中央行動に参加する。

(4)　前項の行動終了後は参議院の予算審議にあわせて坐り込みを行う。

八、政治局長連絡会議幹事会を招集し、前項陳情団との合同会議を開催し、地方活動の意志統一と中央陳情を行う。そのため各地方本部は次の日程に基き、傘下政治局長幹事に連絡し上京せしめよ。

1、期間　二月二十四日着京より三月二日山元到着まで

2、旅費・日当は中央本部負担とする。

九、中央斗争委員会は二月十五日各社並に石炭協会にたいし、事前協議制度改善申入れ（二月二十日に回答を求める）及び事前協議事項に関する具体的要求書の提出を行うとともに、十二月二十四日付政府回答にたいする見解表明と、対政府への再要求を行う。

その回答結果に対する具体的行動又は戦術については、中央斗争委員会で討議し改めて指令する。

以上

1961.1.27

大之浦労組 教宣部

ニューズ

92

組合 解決をこじらせているのは会社だと追及

会社のやり方は無理の無理押しで ゆうなれば短期決戦への挑発だ

— 合理化第九回団交 二月一日 —

合理化団交は、一月二十六日の第七回団交で会社提案に対する根本について反論を行ったが二十七日の第八回団交でこれに対する会社の見解が述べられ、更に三十一日の拡会交渉で生産関係の会社見解が明らかにされた。

その間組合は二十八、二十九日総会、三十日委員会、職場委員会、斗争委員会、三十一日拡大斗争委員会を開いたので、二月一日以降、賃金支払い、合理化本題について精力的に交渉を行うことを決め、第九回団交を、一日午後二時四十分より第一会議室で開いた。

この交渉での論点は、賃金支払い、技能養成所、技術学校、各坑慣行の不合理についてであったが、次の経過に述べるように会社は二回別室協議を行った結果、賃金支払いは一日でも二日でも早く支払うよう努力する。不合理な慣行は提案通りという回答であったので、組合は働いた賃金は当然支払うべきであると鋭く詰めより、誠意ある再検討を促し、午後七時打切った。

働いた賃金は当然支払うべきだ

交渉経過の概要

会社　前回組合の反論に対し見解を述べたが、会社再建を軌道に乗せるため早期解決にご協力願いたい。

組合　早期解決は組合も望むところだが、交渉のルールや労使の信義を無視し一方的に強行している会社の態度こそが解決を遅らせているのだから、賃金支払い等の提案を撤回して従来通りに支払はれたい。そして積極的に話合おう。病気者をはじめ災害が多いのも会社が不安を与えているのが大きく影響している。誠意を示されたい。

会社　会社の実情からの措置であるし、交渉を精力的にもち早急に解決して貰えば不安はなくなる。撤回は出来かねる。

組合　会社が強行される理由がわからない、能率もそう悪くないのに突然のあくどいやり方は、故意に挑発的に行われているとしか考えられない。

組合　一歩譲って考えてみても、十九日の一方強行提案までは当然の措置として支払うべきであり、二月一日からとするとかいうが妥当ではないか、また分割、支払日位は親心としてしかるべきではないか。他社ではこのような無茶苦茶はない。

会社　危機を乗り切るには金融の信用確保が急務であるし苦しさは分るがご協力願いたい。話がつけば精算する。

組合　本社鉄鋼部の耐火商事化〜、如く否には一挙にヤセイとはもっての外、本当に会社の危機なら、早くから提案し交渉すべきであるし全く無計画、支払いについて真剣に再考されたい。

次の技能養成所、技術学校の問題は別途協議でよい、問題をしぼるため、一応提案を撤回し、生産体制について話合おうではないか、また不合理な慣行是正と会社はいわれるが、組合は働いた賃金だから当然だと考えている。交渉は団交で行うが一方強行を撤回されたい。

会社三時三十分別室協議に入り五時三十分再開

会社　①支払日は一日でも二日でも繰上げるよう努力する。減額支給は仮払いで銀行の信用を保持しているので変更できない。

②本社や営業所の機構については、来月の株主総会で役員制度が確立された後、早急に実施する。

③技能養成所等の賃金支払は確認するその外についておれば組合の意見を伺いたい。

④減額の仮払いについては変更出来ないので、本題に取組み解決することが先決である。

⑤不合理化な慣行の是正は、団交はよいが撤回はできない。当然是正さるべきものと思っている。

ラら

1961・2・2

大之浦労組教宣部

組合　不合理な慣行〜出し方が全くおかしい。働いているのだから当然賃金は支払うべきだが、話合いがまとまるまで現在までの賃金は支払うのですね。

会社　まとまらねば仮払い。

組合　仮払いとは提案ではゼロということではないか。それでは作業は出来ない。仕事をさせて金を払わぬというなら作業拒否だ、

会社　作業は今まで通りやって貰う。

組合　こんな虫の良い考え方はない、再考できなければ作業は拒否しなければならない、再考されたい。（鋭く迫る）

会社　六時十五分〜別室協議に入る〜六時三十分再開。

会社　検討したが、全体の賃金が減額になるのに、これを認めることは筋が通らない、組合は不合理でないといわれるが、引続き話合いをもちたい。そして支払いに間に合うようにしたい。不幸にして間に合わぬ場合は、やむを得ず一応会社提案で実施するということで作業は進めて貰いたい。

組合　会社は早期解決といいながら自ら引延し策をとっている。作業は拒否する。この位の問題でいやがらせをするとは全く心外であるし殊更事態を紛糾させるのみだ。大局的な見地に立って再度再考されよ。と言葉鋭く会社の理不尽と不誠意を追及、再検討を促し、午後七時打切った。

以上

企反斗・速報
1961
2・1
大之浦労組

会社の挑発や切崩しをスクラム固くはね返そう！

みんなの怒りを団結と大衆行動に

貝島企斗指示第一号
昭和三十六年二月一日

貝島大之浦炭砿労働組合
斗争委員長　横田　肇

各地区斗争委員長　殿

第二次合理化反対斗争大衆行動実施に関する指示

第二次合理化反対斗争は、会社の一方的攻撃によって労使間のルールは完全に破られ、会社はなお攻撃をゆるめず、ますます激しさを加えてきている。われわれはこれに対処して二回スト、時限スト、戦術を行使しながら、会社の攻撃をハね返すべく斗いを続けている。

しかし、会社の一方的措置による組合員感情は、一部においてはむしろ斗いに対する不安感をもっている事実も否定出来ない情勢でもある。

われわれの斗いは、常に斗いに対する情熱と自信をもつことが先決であり、このことなくして斗いの勝利はあり得ない。しかも、われわれの情熱と自信は日々のわれわれの決意と行動なくして醸成されるものではない。

われわれはここに会社の攻撃をハネ返し、我方の斗争体制を確立するとともに攻撃体制に転ずる地固めとして、組合員・家族の大衆行動の中からより団結を強化し、会社に対する憤激を斗いの中に燃焼としなければならない。

よって次の通り大衆行動実施に関し指示する。

記

一、二月二日以降各組合員、主婦はハチ巻、腕章を常時着用せよ。
二、各代議員は団結集会を間断なく開催し、意志結集の強化につとめよ。
三、大衆行動については二月三日以降次のことを実施せよ。
1、各居住区は居住区斗争委員長（部落部長）の指導で各地域内の集団デモを行え。
2、各支部は適宜各坑事務所に抗議デモを行え。
3、以上の具体的事項（動員、時間、実施要領）は地区斗争委員長の指示により実施せよ。

以上

貝島企斗指示第二号
昭和三十六年二月一日

貝島大之浦炭砿労働組合
斗争委員長　横田　肇

各地区斗争委員長　殿

会社発行の新聞（貝島大之浦）ビラ配布拒否に関する指示

賃金、労働条件切下げという第二次合理化による会社のP・R（宣伝・工作）は、われわれの組織かく乱と組合員、家族の心理的動揺を目的として一日一日と激しさを加えた中から成果をあげようとしていると判断される。

われわれはこうした会社のP・Rをわれわれの行動によって排除し、統一と団結をより強化し斗いへの展望を明らかにするため次の通り指示する。

記

一、隣組々長（組合員家族を含む）に依頼される会社の新聞（貝島大之浦）、ビラは配布を一切拒否せよ。
二、これら措置による一切の責任は全て組合にあることを明らかにする。

以上

企反斗・速報
1961
2・2
大之浦労組

二十日前後を基点として決戦!!

会社の一方強行に厳重抗議

―交渉は精力的に行う―

既報の通り「賃金支払いは合理化提案によって一方的に強行する」という会社の態度は、その後交渉をもち猛省を促しましたが、依然として強引に無理押ししようとしています。従って組合は、二月一日に戦術委員会、斗争委員会を第九回団交後深夜に亘りもち、総合拡斗での意見も考え真剣に討議致しました結果、二月二十日前後を基点として決戦段階に入り会社の一大反省を促すこと。なお、その前についても抗議の実力行使を決行することを意志統一致しました。もち論交渉につきましては精力的に続行し、につめることも確認致しました。このことを炭労派遣中執を通じ炭労に要請しましたところ次のスト指令が二月二日午後三時十分、電話で発せられてきました。

4.11日 一番方より一斉24時間スト決行

炭労中斗発第三三三号
一九六一年二月二日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

九州地方本部
貝島支部　斗争委員長　殿

貝島支部合理化反対斗争に関する指令

第七三回中央斗争委員会（一、二六）は、貝炭労、貝島支部に提案された合理化に対し、中斗指令第三二九号をもって春斗の展望と斗争路線の大綱について明確にし、具体的戦術は、現地派遣中執を含む情勢報告により決定するよう指令した。

会社は依然として一方的強行の態度をあらためないので、現地斗争委員会は、かかる会社の態度に抗議し、反省を促すため、戦術強化の要請を現地派遣の中執に行った。

戦術委員会（二、二）は、右要請を検討した結果、次の戦術を決定した。

よって左記の通り指令する。

記

一、指標　賃下げ、労働条件切下げ反対

二、期日及び規模
　二月四日、十一日の両日、一番方より一斉二十四時間ストライキに突入せよ。

三、保安要員について
　保安要員は従来の慣行により山元で協議せよ。

四、通告書について
　実力行使の通告書は山元組合にて鉱業所に手交せよ。

以上

ニューズ 93

精算払日 15日が13日、20日が18日と早くなる

組合 会社のアイマイさを指摘

合理化第10回団交2日

合理化第十回団交は二月二日午前十時半より開いた。

この交渉では、昨日（第九回団交）の交渉で会社の再考を促していた「不合理な慣行是正ということで提案を強行するなら、組合は働いた賃金をやらぬということだから作業は拒否する」について、項目の範囲で会社に拡大される傾向が起ったので、それを訊すことになった。

まず組合より不合理な慣行是正というのは、遡及提案を行ってきた分だけなのかと問うたところ会社は、案の上、先に提案している五坑採炭夫の古洞掘り取扱いについても含む、なお、各坑でなお調査をさせているのでこれを集約後補足提案したいということであった。

これに対し組合は、そんなあいまいなことでは困る。今後は明確にされたいと強く要請した。

組合 提案の重点をしぼれと要請
会社 本払日を二日ずつ繰上げると回答

合理化第十一回団交 三日

合理化第十一回団交は会社の都合で予定より遅れ三日午後三時五十分より開かれた。

その交渉で特に進展したことは、精算払日の十五日、二十日が二日ずつ早くなり十三日、十八日となったことで、組合の都合もあり午後五時打切りとなった。

交渉経過の概要

会社、まず三十六年度の原価改善について説明を致したい。

組合、説明も販売先もわからないのに説明をきいても意味がない。会社は提案そのままで採掘できるとは考えていないと思うが、問題の重点はなんなのか、また生産問題もしぼってくることが解決も早くなろうし、非常識な要求をやめて、良識ある交渉をされたい。

大正でも一万円が二千八百円で解決しているではないか。賃金は大正よりもよいと考えられる。また会社は政策変更に本腰を入れるべきである。われわれと一緒になってやろうではないか。

会社、石炭の保護政策をとらせる努力はしている。しかし油との競争は、千二百円の炭価引下げでも追いつかない状態である。政府との交渉の話合いで離職者対策にも取組んでいる。けれどもそれだけを待っていて、つぶれたのではどうにもならないし、結局、大之浦の労使で再建を図らねばならない。

みなさんを追い込むのではなく会社が追い込まれている。五千円の引下げは他社の水準になるという事であるし、会社をつぶさないために検討して貰いたい。大正は公表二千八百円だが本当は相当減額になっているときいている。

◎ここで会社より三十六年度生産原価予想表の説明（一口にいうと一屯当り送炭可能原価四、四四六円の中から五五七円を削減、これは総額六、二一八、四〇二千円の中から七八、〇一九二千円を削減すること）

組合、説明はきいた、更めて質問、本社や営業所の社員手当はどう検討したか。

会社、総論的にいうとこの再建案が軌道に乗りかけて行う。具体的には月末の株主総会で副社長一名、専務取締役若干名の削減等が出来た段階で検討される。

組合、順序が全くアベコベだ。われわれだけに先にギセイを押しつけることはもっての外だ。支払いについて再検討を依頼していたがどうなったか

会社、炭代現金化の関係で確信がもてないけれども、精算払日について二日ずつ繰上げることにしたい。

組合、ということは十五日を十三日、二十日を十八日にするということか

会社、そうだ。

組合、本日は会社の都合で遅れ十分交渉できないが組合の都合により五時で打切りたい。

以上

1961・2・2

大之浦労組 教宣部

団結集会のもち方

一九六一・二・二　大之浦労組

一、ハチ巻を全員に締めさせる（確認）
二、労仂歌合唱（燃える仲間、頑張ろう）
三、指令第三三三号の徹底
四、団交経過の報告
五、二十日前後より決戦（今後の斗いの進め方）～　意志統一
六、長期スト体制の確立～意志統一
七、生活切詰めの要請
八、大衆行動について

話の要点について

三、指令オ三三三号の徹底

速報（二・二日全体に配布ずみ）二月四日、十一日、二十四時間スト　これは賃金支払いを一方強行せんとする会社に対する抗議と猛省を促すためです。二十日前後を決戦段階というのに空鉄砲という声もありますが、如何なる実力行使でも会社に損害を与えているのですから、決戦における実力行使の前段と意志統一をし、一糸乱れぬ行動をとって下さい。

四、団交の経過概要

二月二日まで十回の団交をもちましたが、当面の重点は賃金支払いや不合理な慣行問題におき、提案本題に対し、組合より反論を行いましたが、これは今後精力的に行うことにしています。（詳しくは、ニュース参照）

五、二十日前後より決戦に入る

まず「長期案数日う前向に斗う」という有利性についてはっきり整理をして戦って下さい。（要約は二・一発行斗会、戦斗の意志統一号外～賃闘りにより」しかし、下部の情勢からその方針はとれませんので、異例の戦術委、斗争委員会は、二十日を前後にして決戦に入ることを決めたのです。なぜ直ちに実力なストをうたないのかという声もありますが、会社が二月末の株主総会までに解決しようと考えているようだし、また二月下旬（二月二十一日には二回スト予定より炎が賃上げ斗争の火蓋を切るので、二十日前後より決戦の実力行使に突入することが有利だと判断しています。

六、長期スト体制の確立

会社の構えは私たちが予想している以上に固いと考えておかねばなりませんし、私たちも相当長期のストライキを覚悟した体制を確立しておくことが最も大事であります。率直に申上げて基本方針としては切崩白紙撤回ですが、最終的にそのギセイを最小限にくいとめるためには、執行部は当然頑張りますが、要は一人一人の組合員、家族が「俺たちが、私たちが」頑張ればという決意で体制を固めて下さい。今度の斗いは幹部がなんとかしてくれるとか、安易な見透しでは、到底は押返せないし、大きな犠牲を認めねばならないということになりますから。

七、生活切詰めの要請

さきに述べましたように、長期ストは必至ですから苦しいことはよく分りますが、この斗争を勝利するために歯をくいしばり頑張って下さい。（資料は別）

八、大衆行動について

本日は、説明会をリレー式に行って下さい。

なお、大衆行動には必ず全員（病人や急用の人、或は執行部で認めた人以外）参加し、統一行動をとるよう指導して下さい。そのため責任を明らかに把握し、参加しない人との間にミゾが出来ないよう留意して下さい。

目的は、支部体制の確立と会社への抗議ですから、指示二号に基き積極的に行って下さい。

以　上

おおのうら

合理化反対斗争号外

一九六一・二・七　大之浦労組

会社の努力不足が問題
会社は自らの責任を認めよ

根本問題や生産減の原インについて
組合再反論を行う・第12回団交　六日

合理化第十二回団交は二月六日午後一時五十分より第一会議室で開かれたが、まず組合側より先の組合反論に対する会社見解に対し、再反論を行った。その主なものは提案の理由、政策変更への努力、賃金の考え方、出炭能率、殊に根本問題である出炭減の原因について具体的に再反論を行い、また福利厚生についても賃金の一部であるし、会社は責任痛感の上提案を撤回されたいと迫った。

これに対し会社は「一応検討したいので別室協議を行うが、率直に話合うため専門家同志で別に協議するということを検討してもらいたい」と要請してきたが、組合は問題の比重が大きいので、根本的な対策は団交で明らかにすべきだと強調した。会社別室協議に入る。

組合の再反論要旨！

提案の理由（根本問題）は余りにも手前勝手である

会社の第二次合理化提案に対してわれわれは、不満と憤りの中から、われわれの責任ではないと先に反論をした。

この反論に対して、会社より反論がなされたが、その内容は、経営者としてあまりにも責任を回避せんとするものであるし、まことに理解できない内容であった。したがって今少し組合の見解を述べる。

一、国の政策なり経営者のまずさが石油の進出を助長させた

会社は、石炭産業の今日の苦況は、石炭から石油へというエネルギーの流体化の傾向、いわゆるエネルギー革命は必然的経済法則の結果であるといっている。勿論われわれも、これを総べて否定するものではないけれども、これを助長させているところに問題がある。今日までの経過を振返ってみると、わが国の炭鉱経営は、低賃金労働者の搾取を基礎にして生産をつづけてきたわけであるが、その結果、日本の石炭産業は生産性が非常に低く、生産を拡大する可能性が少ないその結果、好況期には人海戦術による増産、不況期には大量首切、また鉱区独占による鉱山地代の取得等、これらが石炭産業を今日の苦しい立場に追込んだ。

これ等古い型の生産機構から来る問題のほかに、現在の資本主義から来る欠陥も指摘せざるを得ない。

現代の独占資本主義は、つねに国家財政やインフレを利用している。そのことが色々な憂慮すべき弊害を生んでいる。

これらの古い型の欠陥と新らしい型との欠陥がからみあって、石炭産業の進歩的な発展が阻害されその結果、石炭産業の他のエネルギー諸部門に対する競争力が失われ、石炭産業の信用がそこなわれ、それらによって石炭産業の危機が、とくにわが国において激烈な表現をとらざるを得ないことは誰しも否定することは出来ない。

こういう事を考えてみても今日の状態をまねいだことは、われわれの責任ではないと云わざるを得ない。

またアメリカの日本に対する経済支配の影響、これに対する日本の独占資本の従属的な態度なり、政府の政策についても大きな問題がある。

政府の長期エネルギー計画が自国の総合エネルギーバランスの半ば以上を、石油、外国炭及びガスに明け渡すという、世界の資本主義諸国でも類をみない従属的な政策をとっていることを指摘せざるを得ない。

これら政策の問題、それに先にとりあげた経営者のまずさから来る問題があるが、これらが貝島だけ関連がないということはないし、われわれの首切りなり、賃下げとなって現われて来ることにどうしても反対をせざるを得ない。

二、会社は責任を回避している

つぎに、会社は終戦後の大之浦のあらゆる合理化、再編成、機械化に多大の協力を深く感謝するといっているが、重油の進出の道を開いたのは、石炭供給の不安定からだといい、そのことについて、石炭産業の労使間の争いをとり上げ、労使謙虚に反省せよとある。

しかしながら、すくなくとも、今日までのわれわれの行動は生活と権利を守る最低限の要求であり、それの行動であった。それにひきかえ、経営者のそれは、首切りであり、賃金その他労働条件の切下げである。

経費、物品費面で出来るだけ財源を求めて、それで足りないところを最後に賃金、福利厚生面に求める。これの犠牲は会社全員といっているが、今ですら苦しいわれわれの生活実態を無視した提案であるといわざるを得ない。

三、われわれの賃金の考え方

つぎに、賃金なり労働条件の問題であるが、われわれの賃金理念について経営者と立場が異なる以上、経営者の支払能力論にたいし、われわれの生活の中から出てくるものとは、どこまでいっても変らない。

ただ一例として、先に中山あっせん案を引用したが会社はこれにたいし、支払能力にはほとんど余力がない以上、昇給に見合う原資は、「生産能率の向上によって生み出す外はない」といわれ論点を支払能力論にきめつけている。

生産能率の向上については、われわれは今までも、また今後の協力なり、努力はするし、その点での理解は出来るが、そのことが賃金を引下げるという理屈にはならない。

四、他産業と炭鉱賃金の比較

また賃金比較について、会社は、石炭鉱業は一般産業の賃金水準を上回っているといっているが、賃金の比較というものは、基準賃金で比較すべきであり、超過労働を含んだ賃金で比較することは妥当性を欠くものであり、そういう意味において、昨年の資料に基ずくとつぎの通りになる。

炭労（大手）坑外	12,617円	1.00％
〃　坑内	16,124	
鉄　鋼	25,206	1.99
私鉄（大手）	20,000	1.59
合　化	23,566	1.87
紙　パ	25,000	1.98
国　鉄	22,400	1.78
国公地公	20,642	1.64
全　逓	23,000	1.82

いかに炭鉱賃金が他産業の労働者より低いかということがわかるし、その後の賃金引上げを考慮すれば、この格差は更に増大する。

五、賃金と能率の関係について

また賃金と能率との関連についてであるが、合理化の起点である二十四年に比較して、賃金月収は三、四倍の上昇にも拘らず、能率は二・三六倍だと、さも不合理であると会社はいっているが、起点になっている時の相対的な内容が問題である。すなわち、昔はあまりにも賃金が低かったからであり、会社の云っていることは当を得ていない。

以上いろいろと具体的に述べたが、具体的事象がどうだから、こうだからといって、われわれの賃金その他労働条件なり福利厚生費の引下げを認めることは出来ない。

生産減（生産関係）の原因は
会社の努力不足に大きな責任

◎会社は責任を感ぜよ

先の組合反論に対する会社見解はわれわれの主張要旨を理解しようとせず、徒らに弁解にするものであり遺憾にたえない。

会社は昨年三月の第一次合理化の際、人員を一割削減したなかでの現有勢力をもって

1、採炭機械化を促進する
2、退却払を実施する
3、掘進機械を増大する
4、坑道、切羽を集約する

等の実施計画を樹立し、十二万トンの出炭確保を期したものであるし、勿論このことは

1、フイルドの問題
2、人員構成の問題
3、資材投入、施設の問題

等を基礎に確信をもっていたものと思われる。しかるに、次のようなことが計画通り出来なかった。

1、採炭機械化が遅延した
2、退却払が遅延した
3、坑道、切羽の集約が遅延した

しからば、何故このような計画ソゴをきたしたのかというところに大きな問題がある。

またこれが原因の追求や打開策が不十分であるところに問題を指摘することが出来る。

われわれは今日まで、第一次合理化前後に内包していた要素の介在が計画のソゴをもたらし、会社の責任においてなすべきことがなされていないと指摘、反省を促していたにも拘らず、会社は自分の責任を回避して、われわれにだけ責任を押しつけようと各項目ごとに反ばてくをしいるので、甚だ不本意ではあるが、あえて組合の見解を述べる。

一、減産の理由について

減産内容についてのなかで、われわれが先に挙げた各坑別の数字について関知していないといわれるがこれは各坑で毎月行われている生産協議会の席上で会社が発表したのをまとめたものであるし、会社減産理由の根拠を再度ききたい。

二、「貝島の技術革新云々」について補足

貝島の技術革新は、根幹工事、すなわち運炭設備、運搬設備より切羽に及ぶシステムで尻の方より着手し、肝心の切羽の機械化はローダーが初めてであり採炭や掘進の機械化が不均等であった。

このことが各部門ごとに現われてきていることは否定できない。坑口、坑内集約、機械化が貝島の場合

どのように人員削減に反映しているかを職種別人員の変化によってみた場合（第一表参照）

第一表　**在籍人員推移**（月末人員）

	採炭夫	坑内夫	坑外夫
24年12月	1,718人	5,947人	3,582人
25 〃	1,736	5,622	3,084
26 〃	1,906	6,121	2,954
27 〃	1,985	6,258	2,885
28 〃	1,897	5,963	2,605
29 〃	1,737	5,293	2,315
30 〃	1,511	4,836	2,091
31 〃	1,529	4,838	2,008
32 〃	1,593	5,150	2,003
33 〃	1,557	5,111	1,902
34 〃	1,523	5,010	1,811
35.2月	1,491	4,984	1,824

一口にいうと、坑内外間接夫などの人員は、絶対的にも、相対的にも減少させ、他方、直接夫とりわけ採炭夫、人員については絶対的にも節約するが、相対的には増やし、このように労働力の構成を組み合して、そのことによって全体としての在籍能率を引上げようという企図がなされた。

このことによっても、われわれの云っていることが理解出来ると思う。

第二表　**職種別対比表**

職種	人員 24/4	人員 35/2	職種	人員 24/4	人員 35/2
採炭夫	1,684人	1,497人	機械夫	488人	299人
仕繰夫	2,181	1,807	電気夫	124	144
掘進夫	920	745	工作夫	486	283
直接夫計	4,785	4,049	雑夫	918	346
運搬夫 棹取夫	377	264	男子計	2,877	1,432
機械夫 電気夫	334	459	運炭夫	283	69
			運搬夫	26	6
工作夫	192	67	工作夫	7	3
雑夫	126	139	雑役夫	787	302
間接夫	1,029	929	その他	0	7
			女子計	1,083	387
坑内計	5,814	4,978	坑外計	3,960	1,819
棹取 坑木仲仕 運搬夫	861	360	合計	9,774	6,797

(イ)　会社は希望退職者の大部分は老令者、病弱者、身体障害者で大部分を占めている。といわれているが、はたしてそうであろうか。あまりにも一方的な見解ではないか。われわれの調査したところによると次のようになっている。

第三表　**理由別退職者**

理由＼勤続	1～5年	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31年以上	計
停年三年前	1人	3	67	6	12	9	8	106
借金返済	2	22	11	0	1	1	0	37
公傷病弱	3	18	24	2	4	3	3	57
出勤不良	15	20	4	2	0	0	0	41
共稼ぎ	0	10	16	1	0	0	1	28
帰郷	18	88	36	4	6	1	0	151
転職	15	28	40	7	0	0	0	90
その他	8	33	33	5	4	1	0	84
計	62	220	231	27	27	15	12	594

(ロ)　われわれのいっている技術を習得した中堅層の直接夫が多く退職したという理由については、次の表であきらかであり、会社の人員計画と対比したなかでもこのことはいえると思う。

第四表　**各坑別職種別退職者**

坑別	採炭夫	仕繰夫	掘進夫	直接夫	内間	外間	全鉱夫
新抗	79人	77	38	194	14	63	271
五抗	43	27	15	85	8	36	129
二抗	52	39	11	102	15	19	136
六抗	12	6	1	19	3	26	48
本社						10	10
鉱計	186	149	65	400	40	154	594

第五表　**年令別年功別退職者**

年令＼勤続	1～5年	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31年以上	計
21才～25才	30人	19	2	0	0	0	0	51
26 ～ 30	21	100	18	0	0	0	0	139
31 ～ 35	7	53	22	5	0	0	0	87
36 ～ 40	1	29	25	2	0	0	0	57
41 ～ 45	1	12	32	5	4	0	0	54
46 ～ 50	0	6	34	4	5	1	1	51
51才	0	0	13	2	1	4	4	24
52 ～ 55	0	3	81	9	18	10	10	131
計	60	222	227	27	28	15	15	594

三、人員の不足について

会社は人員不足とは思っていないと、言明されているが、職種別人員構成の表で、あきらかにしたように、人員の減少はいちぢるしい。これに反比例して出炭は増大した。このことは一部機械化の進展にともなう仕事量の絶対的増大にははるかにおよばない。従って、他職種の労働過重はいちぢるしいといえる。また、人員不足の顕著なあらわれは、重勤、残業の増大によってもあきらかである。にも拘らず会社はこのことは就業者の不足であるとして、われわれに責をおわそうとしている。

人員不足とは思っていないと大見えをきったが、では退却払計画が遅延した、坑道切羽の集約が遅延した、肩風道の規格不保持等について、どう解明するのかおききしたい。

四、新規採用と退職

二十八年以降新規採用の点について、会社は新規採用のみあげているが、二十八年以降の退職者にはふれていない。

さきにふれたように、人員の減少はいちぢるしい。二十八年度を基点として新規採用を一時中止したことによる人員不足は充員斗争とまで発展した事実がある。

会社があげた新規採用の大半は開発関係に伴うものであり当然な措置である。

五、入坑不良について

入坑不良による減産の算式については先に反論しているが、われわれの調査では予定出炭となっているまた「一サイクル進行の中で入坑不足分は何等かの形で補っている」に対して「若しそうだとすれば出炭は落ちない筈である」といわれているが、あまりにも自信過剰だ。採掘技術においても万全だと思っているのか、会社の施策についても万全と思っているのかと問はざるを得ない。

六、就業率について

就業率については、会社は二、四半期の出炭減少を理由としているので、われわれは十一万トン出炭を可としたなかで、これを基礎として比較した。従って意味がないとはいえない。

大手との比較について会社は、貝島より良いところをあげて反論しているが、逆をいえば、これ以外は貝島より悪いということに通じているし、われわれの正当性が認められることになる。

第六表　**各社別採炭夫就業率**（35年）

	7月	8月	9月
貝島	77.7%	75.7	79.4
杵島	73.5	70.9	74.6
大正	69.9	71.7	82.3
二瀬	78.8	77.2	
高松	70.2	69.3	72.9
大峰	68.3	63.6	72.5
赤池	71.3	68.8	73.3
宇部鉱業所	77.3	77.7	79.1
三井山野	66.9	68.6	71.9
住友忠隈	71.0	72.0	73.9
明治西杵	72.2	71.0	79.5
古河峰地	73.5		69.3
〃下山田	74.6	71.2	77.6

七、入坑率の低下について

入坑率低下の原因の追及に対して、会社は大之浦の特殊条件により残業が増える事もあったが、今後は機械並に水力充填の故障防止等で極力減らして行こうと思う。従って時間内に出来るよう協力してもらいたいとしているが、出炭強要が先行しているなかで、会社は故障の防止対策のみで入坑率の低下を防ぐことが出来るとしている。われわれは、かかる会社の、あまりにも他力本願的な考え方に対して、施設を完備して、労働環境をよくしようという努力を何故しないかと指摘しているのだ。

八、残業について

残業抑制について会社は、何等の手段も講じていないという組合の主張に対し、会社は鉢バラシ採炭を漸増し、大型、小型のHコンベヤー、並にU型コンベヤー、エヤーブロック等新規購入に技術面、管理面の改善と向上を図って来た。現に十二月は大巾に減少したと、いかにも効果をうたっているが、われわれは責任を負わされた二・四半期を指摘したのであり、なお今もって残業が九〇分を超す事態に問題がある。入坑率、災害の増大が残業の増大に関連していることは否定できない。

九、自然条件について

自然条件による減産量が大巾にあがっていることは、会社が、これが克服のため資材を投入したということと反比例しているのではないか。それだけ資材を投入してもなお、減産量が多いということは、採掘技術上に問題があるとしか、われわれには受取る事ができない。

われわれは、新坑西卸左三片、下三尺払の例をあげたが、該地域は非常に地質的に複雑で、しかも重圧が激しく、採掘上困難な区域であった。と、会社はいっている。では何故このような複雑な地域で追っかけ払を実施したかということである。

かかる採掘が、単に技術者の面子のため、無理とわかっている技術上の問題について見逃しているのではないか。

十、機械の故障について

機械の故障によるものについて、古い機械を使用していたためだという組合の指摘に対して、そのような事はないと否定されているが、われわれの調査のなかから機械の故障は古い機械を使用しているためという結論を得ている。これが実証をあげればいくらでもある。

三十五年度、新規購入額約九、三〇〇万円と膨大な金額をあげてカムフラージュしようとしているが、そのような事象は個々にしか現われていない。このことは重点的、集中的な配分方法をとっているからである。

十一、五坑H型コンベヤー

五坑におけるH型コンベヤーの件について、会社の反論はあまりにも普遍的な常識にしかすぎない。本質はギアーを反対に取付けていたという事実であるこれが発見に二週間を要した責任はどこが負うべきものかということである。

会社は新様式機械を使用する場合、一〇〇％の能力発揮を当初から期待することが、無理だと言明しているが、新機械の使用による標作設定にあたってはそのものズバリの能力を押しつけようとしているではないか。今後われわれは標作設定に当っては、このことを十分に認識しておくことを申上げておく。

十二、充填ナグレについて

充填ナグレについて、われわれは布設の点を問題にしていることである。パイプが埋没している箇所を多くみる。

従って、充填土砂詰りの排除に二日～三日要しているということである。

十三、材料運搬について

材料運搬については、エンヂン座まで車道を張るという約束をしているにも拘らず、違約の状態にあるという事実の指摘に対して親風道、小風道式の所は車道を張る必要はない。その他の風道ではエンヂン座まで車道を張るということが理想であると反ばくしておられるが、あまりにも現状を無視した態度に驚くとともに、身勝手な言分といわざるを得ない。

この考え方が労働強化に通じ、減産に通じ、会社の努力の欠除を、われわれが指摘する事は当然である肩風道の仕繰が遅れているという事実は、人員不足を如実に物語っているし、人員は不足していないという会社の主張は通じない。

十四、流れ不良について

流れ不良の原因をわれわれは明らかにし、採掘技術上の問題、機械の不統一、中古機械の使用を指摘して、炭踏みの実情を訴えたのである。

このことは会社の責任において是正すべきことであるし、これによる減産分をわれわれに転嫁することは当を得ていない。

十五、予備払の常置について

予備払を常置しておくことは良いことであると消極的な言い方をされるが、このことはとくに貝島の場合常識化されなければならない。

出炭減少の理由のなかに、払人員を分散したためによると見なされるものがあることについて、われわれが指摘することは当然である。予備払を準備したが、重圧のため、作り直したという例を多く経験した。従って予備払を準備し兼ねるといわれているがそのような事象は新抗において過去数カ年の間に二回あっただけである。

しかるに多々経験したので予備払を準備し兼ねるといわれることは、あまりにも牛弁であって、出炭への熱意が欠けておると、われわれが指摘するのは当然である。

新抗山張層の件で反論されているが、われわれの主張の正当性に対する報復手段でしかなく、フェアー・プレーの措置でなかった。これによる出炭減少はわれわれの負うべき責任ではない。

従つて一切の提案に反対である

以上で会社の項目ごとの反論に対して、われわれの見解を述べたが、われわれとしては、

1、合理化計画の視点に大きな傷口をあけたまま合理化路線を強行したこと。

2、会社の責任においてなすべき合理化に伴う生産面における計画が実現しなかった原因。

3、これに附随した材料運搬、流れ不良、坑道不保持の問題。

4、フィルド設定の問題。

5、自然条件克服の努力の欠除。

6、資材投入の問題及びこれがタイミングの問題。

7、設備の改善に対する積極的な施策の欠除。

等がもたらした出炭減少という結果について、われわれに責任を転嫁して、労働条件の大巾な切下げという方向をとる会社に反省を求めたものであり、一切の提案に反対である旨を、あきらかにしておく。

福利厚生の提案も到底了承出来ない

◎全般的に他社よりよいとはいえぬ

福利厚生関係について会社は、不況になれば節減することは当然、また当社は昭和三十一年以降拡充に努めてきた。また各社との比較は飛びはなれたものではないと確信、といわれるが、われわれにとって福利厚生は賃金の一部であるし、根本的な問題として会社の不手際に責任があるのに、一方的に改訂し切下げようとすることは到底了解出来ない。

また三十一年より拡充したといわれるが、よい所は一部分で、全体的にみた場合、他社よりよいとはいえないし、提案を速かに撤回されるよう要請する。

◎自動車部門の縮少など時代の逆行

また自動車部門の縮少等を提案されているが、これは正に時代の逆行であるし、機動性をもたせ、スピーディな効率をあげる着眼こそ近代的である。

今少し素直になって根本的な打開策をとられたい。

本当に検討されたのかどうか疑いたくなる。

ニュース
94
1961.2.8

組合「不合理慣行」の作業拒否を通告

会社の態度はあまりにも自己本意

会社の再反論に対し 組合その不当性を追及

七日 合理化第13回団交

七日午前二時四〇分より、もたれた第一三回全合団交において、前回組合側より会社提案について具体的に提案内容の不合理性を追及した事に対し、再び見解（別紙）を述べてきた。

組合もこの会社反論に対しその不当性を鋭く追及、速やかな提案撤回を要求した。尚、「不合理な慣行是正」という事でこれまた一方的に賃金引下げを企図する会社に対し、あくまでこれを強行するならば、組合として、これに該当する職種の明日（八日）からの作業拒否を行う旨、申入れ団交を打切った。

会社　再見解（内容は別紙）を述べる。

組合　会社はわれわれが述べている今次合理化の不当性について、反省の色さえ見せていない。三五年度の出炭減少は会社の責任であるにも拘らず、その原因がわれわれにあるかのように云論される事は全く言語同断である。

会社　当方としては充分反省もし、その上に立って提案をしている事であるし、組合も当方の意向をくんで戴きたい

組合　そうであれば、まず、一方的な強行を止め、誠意ある態度で話合いを求めるべきだ、現在会社が行なっている一方的な強行策による嫌がらせは止めて貰いたい

会社　現在が経営困難であるので、止むなく行っている事なしこの点理解して戴き、早急に問題解決の為話合いを進めて戴きたい

組合　会社はわれわれの今日の状態については一考だにせず、物事を余りも自己本意に考え過ぎる、この態度を先ず改め、その上にたって話合いを求めるべきだ。

なお、今次合理化の話合中にも拘らず「不合理な慣行是正」という事で、また一方的な賃下げを覆かぶせてくる様な事に対して、われわれは全く会社の誠意をうたがわざるを得ない。

よって「明日より話合いは続けてゆくが、会社が賃金を支払わないという事であるので次の作業は拒否する」

一、新坑
(1)、火薬方（ピス記号特別取扱い）

二、五坑
(1)、火薬方（ピス記号特別取扱い）
(2)、人車々掌（キャップ、ノミ運搬特別取扱い）

三、二坑
(1)、仕繰夫、掘進夫（古坑木揚げ特別取扱い）
(2)、火薬方（ピス記号特別取扱い）
(3)、火薬運搬夫（ピス記号、坑底事務所掃除の特別取扱い）
(4)、時限夫、検身夫（各種調査整理等の特別取扱い）
(5)、繰込夫（金札作り、掃除の特別取扱い）

四、六坑
(1)、人車々掌（ノミ運搬特別取扱）
(2)、検身夫（スタンプ打ち特別取扱い、ノミ保管特別取扱い）
(3)、繰込夫（金札作り特別取扱い）
尚、ピス記号作業があればこれが特別取扱いも含む。

大之浦労組 教宣部

ニューズ
95

第十四回企業合理化団交

組合・会社の十二万屯出炭体制と賃金ダウンの不合理を衝く

× × × × × × ×

連日の如くもたれている団体交渉において組合は、会社のいう「二本の柱」である「十二万屯出炭確保」と「六千五百万円の経費節減」の不当性について反駁を行ってきたが、八日午後三時三〇分より開かれた団交は、会社の言っている十二万屯出炭計画についての論議に入ってゆくと同時に、賃金ダウンを計画した会社の考え方等に対する論議が行われ、漸次核心にふれてゆく論争がなされた。なお、目前に迫っている一月分賃金の精算払について言及、午後六時一〇分一応交渉を打切った。

× × × × × × ×　1961.2.9

団交経過

会社　本日は生産の問題である「十二万屯出炭確保」について組合の意見をおきゝしたい。

会社としても過去のあり方については充分反省をしています。この上にたっての計画を申上げますので充分組合の意見をおきゝし、再建の柱である「十二万屯の出炭確保を致したいと思っています。（片別構成、選却払計画、機械化促進計画を発表）

組合　十二万屯出炭計画を樹立するにあたっての片別構成、選却払計画、機械化促進計画の内容について説明をうけたが、このなかから判断する時、会社の考え方は以前と何等進歩したものはなく、いまだに「人力」による、いわゆる労働過重をわれわれに強い、そのことによって生産拡大を計ろうとしているが、目標達成は不可能である。もっと科学的な計画を樹て、そのなかから今後のあり方を改善し、労働条件切下げについては撤回すべきである。新フィルドの問題について、試錐の状況をおきゝしたい。

会社　現在、六ッ岳と長崎の大村とそれぞれ行っているが、大村の方が有望ではないかと思っている。

組合　合理化の本質は人員を減らしたり、賃金を引下げたりする事ではない。機械化が主体でなければならない、今次合理化の本質を「人力」に求める出炭増と賃金ダウンに求めておられる事について納得がゆかない。そういった方向でなく過去の反省の上にたって計画をして戴きたい。

また、三六年度生産原価のなかで退職引当金を計上しているがたしかにその事は必要である。しかし前々期からは一銭も計上せず今回は賃金を切下げてまで計上するという事よりも、賃金を切下げず、能率を上昇させる方向を求める事が必要だと思う。基準外賃金の抑制にしても、現在貝島が決定している賃金は他社より何等高くない。むしろ基準外割増率は低いくらいだ。能率を見て賃金が高いといわれる事は、それは人員不足よりくる労働時間増大が問題になってくる。請負給が高いといわれるが、会社は請負給制度を自ら求め、能率が上昇するとこれを切下げる方向をとる事は、自ら求めたシゲキ給の考え方に反するのではないか。

会社　組合の方もいろいろ言分がある事は解るが、会社がどうしてもやってゆけないので理屈抜きで皆さんにお願いしている事であるし今後充分話合い早急に問題が解

裏面へつづく

大之浦労組教宣部

組合

決する方向に御協力願いたい。

賃金支払いについて会社は一方的強行を行っているが、これは組合員の感情をシゲキし、かえって生産にはマイナスである。十三日の後払を行うようになっているが、これの全額（従来通り）支払を行って貰いたい。

会社は組合のもっている「賃下ゲ、棚上げ」をなして話合おうという事をもっと真剣に考えて戴きたい。

組合反論に対する会社反論

三六・一・二七

昨日の交渉において、組合の方から会社提案に対する反論を述べられ、会社の再考を求められた。前回も申した通り、当方とても反省すべき点は大いに反省して行き、同時に又組合の方に再考願うべき点は再考願い、一日も早くこの問題の結着をつけたいと思うので、組合の意見を慎重に検討した結果を只今から申上げたい。

なお、順序として、私から先ず副組合長からの技術的御意見について会社の見解を申し上げ、その後で厚生部長の御意見、最後に技術訓練養成所の件について、それぞれ担当者より申し上げることと致したい。

一、組合は先ず第一に、石炭産業の今日の苦況を政府及び経営者の無策に帰し、それなのにその責任が労働者に転嫁され、犠牲を一方的に労働者へシワ寄せするように言われている。

然しながら、今更数字を挙げて説明する迄もなく、石炭から石油へというエネルギー流体化の傾向は、資本主義国、社会主義国を問わず、何者もこれを逆らうことの出来ない世界的歴史的必然であって、この点は現実問題として御認識頂けると思う。日本に於ても高い、不便な石炭から、安い、使い易い重油に移行することは、至極当然な経済原則であって、若しそれに逆行することがあれば日本経済全体が国際競争の中で後退することになる。もち論、だからといって唯一の国内燃料資源とも言うべき石炭を、こうした経済的観点だけで見棄てることは誤りだと思うし、そこには国民経済的な配慮も講じられるべきだと考えるが、それではどの辺で処遇を維持出来るかとなれば、先ず三八年度迄に一、二〇〇円引き下げは絶対の至上命令として完遂した上でのことである。

即ち、エネルギー革命は必然的経済法則の結果であり、我国に於ては、石炭産業に課せられた課題を労使一丸となって克服した上で、国民経済的救済を求める外に生きる途はないことを認識しなければならないと思う。なお、附言すると、今日、エネルギー革命の波は、関税保護政策・重油ボイラー規制法・重油に対する外貨割当制等の防波堤を乗り越える程激しい、厳しいものであることを改めて覚悟しておかなければならないと思う。

二、組合は、第二に、終戦後の大之浦の凡ゆる合理化、再編成、機械化等に協力したにも拘わらず、会社は経営不振の責任を回避して、犠牲を組合だけにシワ寄せしようとするのは怪しからんと言われている。

1、終戦後今日迄、大之浦には数多くの合理化変遷があった。大きくは毛席、七坑の閉鎖、大坑の休坑、新坑の開発、合理化、昨年三月の希望退職募集があり、その他、二坑の選炭設備、六坑の原炭積込設備、スラウダー、ロッカーショベル導入等、その度に組合並びに組合員の皆さんに多大の協力を頂いたことは深く感謝している。

2、然しながら、これ等の合理化なり、機械化なりを見て頂けば解る通りに、会社としては、常に[illegible]一生懸命の経営努力を払って来たのである。その為には、身分不相応とも云える多額の資金も調達して、これを大之浦の若返りと発展の為に注ぎ込んで来たのである。この会社の経営方針の根底には、東部開発の効果、収益を大きく期待していたのであるが、御存知のような急激な重油の進出と圧迫によって、新坑に予定していた利益が上らないところか、各坑共赤字が増大するという予想外の情勢変化が現われて、急速に経営の苦境を招いたのである。それが更に、三五年度上期の大巾な赤字によって、愈々破綻の土壇場に追い込まれたというのが今日の実相である。

3、もち論、急激な重油の進出による石炭産業なり、当社の苦況は、誰しもこれ程とは予想していなかったのだから、全く会社に責任が無い等と申上げるつもりはない。然し静かに考えて頂くならば、労使がさきにせめいだ為の石炭供給の不安定が一層重油進出に拍車をかけたことは否めない事実であって、この点、労使共に謙虚に反省すると共に、その因って来る苦しみについては、今後相共にこれに耐え、また克服すべきだと考える。

4、今回の提案についても、只組合を取り、組合員に犠牲をシワ寄せしようとするものではない、六五〇〇万円の削減については、従来以上に努力してきた経費、物品購買面で出るだけ財源を求めて、それで足りない所を最後に賃金、福利厚生面に求めるという方針であるし、更に、犠牲は会社全員でこれを受けようとするものであることを御認識願いたい。

5、今次、再建対策が万一不幸にして失敗すれば、貝島炭礦も七十有余年の歴史の幕を閉じなければならない、と申上げたことを組合員に対する恫喝と受取られているが、決してそういう為にする表現ではなくて、会社今日の危急存亡の実態を有態に申し上げた迄である。偽り難い何ものもあることとは云え今後、凡ゆる面から至誠協同をして頂くならば、組合にも、この点は充分御理解頂ける筈である。

四、第三に、組合は賃金その他の労働条件は支払い能力に関係なく与えられるべきであり、引下げではならないと云われている。学者の論争はさておいて、ここでは、お互いを取り巻く現実の社会の中で考えて見たい。その企業が成り立たないような賃金を払う会社があれば、当然、潰れるだけである。会社が生き永らえるには、当然、会社の支払能力に見合った賃金でなければならないことは理の当然である。組合の引用された中山あっせん案も全文を見られたら、判然と支払能力如何据たという考えが謳われている。即ち「炭砿の賃金は業界の好況、不況だけ（組合は——を抜かれている）に左右されるべきものとは考え難い」とあるのであり、更に前文の或段には「ただ第一に述べた事情（炭砿経営が極めて悪い状態にあること）によって支払能力に殆んど余力がない以上、昇給に見合う原資は、生産能率の向上によって生み出す外はない」とまで判然述べられている。即ち、支払能力の原資となるものは生産能率であって、炭価の急速な下落に見合う能率の向上が、過去充分できなかったことの累積が、当社の今日の苦況を招いた根本原因であると断ぜざるを得ないのである。

五、第四に、組合は賃金について他産業との比較、他社との比較及び屯当り賃金についていろいろ申されている。

1、先ず、他産業との比較であるが

石炭産業の賃金水準は、産業界全般の評価の基準が存在しない現状においては、比較は極めて困難である。従って、単なる機械的な名目賃金の高さの比較によって妥当性を論ずることは適当とは考えられないが、一応労働省の統計によって見ても、一般産業の水準を上廻っており、又同じ地下産業であり最も労働条件の似ている金属鉱業と比べて見ても遜色はない。

〈参考〉

	全労働者	坑外生産労働者
製造業	一〇〇　%	一〇〇　%
全産業	一〇九、六〃	
金属鉱業	一一九、〇〃	一〇一、三〃
石炭鉱業	一三六、四〃	一〇七、八〃

2、次に、貝島の賃金水準についてであるが、組合は貝島の賃金水準が必ずしも高くないといわれているが、その資料として殊更高い会社だけをピックアップしてあるのは適当でない。

次に筑豊各社の賃金月収を示すと、（三五年七～九月）

貝島	二七・五三六円	目尾	二四、三三九円	高松	三一、六五八円
田川	二三、九八八	大峰	二三、四八五	大正	二六、〇三四
山野	二四、三四四	赤池	二二、三〇七	（現在は二一、〇〇〇円程度）	
新入	二三、一三五	二瀬	二七、一一六		

3、更に、組合は屯当り賃金について「合理化の起点から今日の状態を比較してみると、平均月収は約三・四倍に上昇しているが、屯当り賃金は僅かに一・四倍の上昇にすぎない。」「これは会社の搾取がそれだけ強化されたことである。」と強調されている。

然し乍ら企業経営のあり方としては高賃金低原価が理想的な形であって、平均月収が三・四倍であっても賃金コストは一・〇倍に止るというのが本来の形であるべきでこれが一・四倍になっている事は会社として好ましくないのである。

これは平均月収三・四倍の上昇にかかわらず能率は僅かに二・三六倍という数字にも端的に表われていると考えられるのである。

尚この能率上昇も従業員皆さんの御努力は勿論でありますが、設備投資等の企業努力に負うものも相当部分あることは理解頂けると思う。

更に又能率と賃金の関係を各社と比較してみると、当社が戦後最高の能率を示した三五年十一月の屯当り賃金をみてみても、賃金は大手各社中第四位という芳しくない位置にあって高原価・企業不振の原因となっていることが解るわけである。

六、尚、副組合長から会社機構の問題について、会社が率直に反省、考慮することが、問題の起点ではないかといわれるが、会社機構については

1、福岡本社　実質的には、大之浦を本社的存在とする考えの下に、昨春来管理部の移転等一部改正をやって、現在残っているのは、金融その他の関係から当分極めて形だけの本社をおくつもりである。事務所は相当の縮少をする。

2、大之浦砿業所　極めて近距離の間に他社の砿業所にも相当する如きピットが林立している実状では砿業所の必要があると思う。只、実質的に本社を大之浦におく考えの下に昨春来改革して来ているが、砿業所廃止までは考えていない。

3、給制改革について　今次合理化が軌道にのった上で改革したいと考えている。

最後に断言しておきたい。

組合の反論はもとより結構であり、会社もその真面目にお答えしている訳であるが、会社の資金ぐり金融機関の態度、極端に言えば、一日一日が会社を追い込んでいることを充分御認識頂きたい。過去の責任がどちらにあるかというようなことは、別にいくらでも論じ合う機会をもつことにして、先ず当面を如何にして生き抜くかの対策、即ち会社将来の十二万屯出炭確保にはどうすれば良いのか。六、五〇〇万円節減を如何に達成するかという本格的論議こそが労使の果すべき最大の急務だと思う。会社を救える時間のあるうちに、お互いに問題の本質にふれて建設的意見を出しあい、成るべく早期に再建を軌道にのせるようこの上共御協力をお願いする。

○ 福利厚生関係について

一、昨日組合の方より、福利厚生に関する会社提案についての反論を伺ったが、抽象的に言われているだけで核心にふれたものはなかった。又組合の原則的な考え方を伺ったが、次の点は提案の趣旨と喰違いがあると思うので申上げる。

1、先ず原価要素の中に占める福利厚生費の在り方についてであるが、企業の好、不況には無関係に固定的なものと考える点に無理があると思う。勿論厚生面が充実し、生活水準に応っていくことは理想であろうが、不況になって収入が減ればそれにつれて支出を減らすことは当然のことであり、これをせずになお不相応な生活を維持せんとすれば破滅の道を進む以外にはない。この道理をよくわきまえて頂き、会社再建のため福利厚生費節減について検討して頂きたい。

2、又当社が福利厚生面の向上について熾烈な競争場裡の中で許される最大限の努力をしてきたかについて組合は敢て目をつむり言及されていないのは心外である。このことは昭和三一年以来福利厚生関係が如何に強化されてきたかを見ればすぐお判りと思う。

3、各社のことを言われたが不況時において各社がどのような施策をなし、どのように福利厚生面で不況乗り切りに対処してきたかに思いを致して頂きたい。

当社の提案は各社に比して飛びはなれたものではないということに確信をもっている。

二、余にも各項目毎に詳しく説明をしたが、話を早く進める為に、明日からでも小団交を持ち、一つ一つ数字を挙げて具体的に内容を検討する段階ではないかと思うので御協力願いたい。

○ 技能鉱員養成所、技術学校、休止について

技能鉱員養成所や技術学校については、貴方の要望もあるので、早期解決のため別途協議する。

生産関係についての会社側の再反論内容

三六・一・三一

先日出炭減についていろいろ細部に亘って組合で分析された結果を伺った。

その中で「会社は出炭減の責任を凡て組合員に転嫁しその結果として労働条件の低下という第二次合理化攻撃を押しつける」というような趣旨のことをいわれているが、会社としては必ずしも出炭減の凡てが組合員の責任であるとは申していない。もち論出炭減の理由の中には組合員に考えて載かねばならないものもあり又会社自身反省しなければならない事もあると思う。何れにしても、問題はこの減産の実態を分解して原因を探究してこれを除去する事である。そのためには、お互に率直に事実を認め合って、改むべき点は改め合うことが大之浦再建の第一歩だと考える。

会社としては自然条件克服のための対策として、從來も説明する通り設備改善、機械の導入等を実施して最大の努力をしていることはご承知の通りである。またこれ等の点について、組合のご意見を充分取入れることにもやぶさかでない積りである。

さて昭和三五年度上期の出炭減は、年度計画に対して六五、三六一屯でありその内容は

・ストライキによる
（時限スト五回、二四時間スト二回）、マイナス　一七、八三三ｔ
・入坑不足によるもの　〃　二九、三八一
・自然条件悪化によるもの
・自然条件の変化による切羽
・機械化の計画と実績のソゴ
〃　二九、〇七九
・その他　プラス　一〇、九三二
計　マイナス　六五、三六一

となっている。

只今から各項目毎に会社の見解を述べたい。

（一）減産内容について

七、八、九　三ヵ月の入坑不足による減産を各坑別にあげられているが、会社はそのような数字については申上げたことがない。組合のいわれた数字の基礎も伺いたいし、会社の資料も十分説明して御納得して戴きたいので話し合いたい。

（二）「現場の技術幹部は間接夫人員を減じて直接夫に廻し、どれも主に採炭夫に転嫁させることによる能率向上という人海技術を採用している」といわれるが、合理化による在籍人員の過不足を適正な配置となるよう必要部署に配置することは当然のことであり、直接夫へ悪条件に廻したものではなく、従来の直接夫並びに採炭夫を確保せんとしたものである。人海技術なぞ企業に在り得る訳はない。採炭夫の人員を三四年度と三五年度上期で比較すると

	三四年度	三五年度上期	
採炭夫	一、五三四人	一、三七五人	マイナス一五九人で、

採炭夫は一五九人の減員になっており、人海戦術とは程遠い数字になっている。

更に「希望退職を強行したことにより退職者は会社が予測した内容に反して技術を習得した中堅層の直接夫が多く退職した」といわれるが希望退職募集という性質上、若干は予期とは違う結果が出ても致し方ないところである。然し実情は老令者、疾病者、身体障害者等が希望退職者の大部分を占めている。

（三）「採炭夫を除く他の職種は著しい人員不足という事態の中で労働強化を強いられて来た」といわれるが会社は機械設備によって人力を機械力に替え、その作業方式の変更、適正配置等により人員計画を建て、削減したがまとまらなかった点もあり、又、職種によっては甚だしい欠員不足を生じた点もあって、そのため一部配転、残業が増加したが、それを以て労働強化を強いたと思っていないし、人員不足とも思っていない。

(四)「二八年以降新規採用を停止し人員不足が顕著となって表面化していた中でこれに坑道の掘進がマッチせず希望退職募集を敢行したので人員不足が倍加した」といわれるが新規採用も次の通り行っており坑道掘進も略々計画通り実施している。

	新規採用
28年	694
29	42
30	248
31	228
32	551
33	135
34	71
35	75
計	2,044

(五)「入坑不良による減産量を生産で割てた予定個人能率に実動人員を乗じて計算しているがこれは問題がある」といわれるが、前述した減産量の計算は、実績能率に不足人員を乗じて計算している。また「一サイクル進行の中で入坑不足分は何等かの形で補っている筈だ」といわれるが、若しそうだとすれば出炭は落ちない筈である。然るに事実は減産してサイクルを狂わせる事が多く、また不足人員分の出炭をカバーするには残業せねばならぬことになり、これが入坑を悪くしている。

(六)「貝島における実態を見た場合、三五年四月、五月を基礎として七月は採炭夫一〇一％、八月九七・六％、九月一〇二・三％であり、仕繰掘進は上昇しており、その作業率は大手各社と比較して些かも遜色はない」といわれるが、この数字については疑問の点もあり、後で説明して貰い度い、尚このような表現は余り意味のないことと思う。採炭夫について見ると七月は三菱飯田、飯塚、上山田、古河目尾、明治の明治、平山、日鉄二瀬、嘉穂、麻生芳雄、山田、松島の大鶴より悪く、八月は飯田、飯塚、目尾、明治平山、二瀬、嘉穂、芳雄、山田より悪く、九月も同様に悪い。

(七)「入坑率低下についてはその原因として季節的な事と労働強化によるものとし、八月については全休みが従来の慣習を破ったこと、労働強化については残業時間の増加したことに理由づけておられる」入坑が季節的な影響を受けることは分るが会社としては単に八月という季節のみ取上げていっているのではない。全休みについては仮に三日間連続公休とした場合、却って前後の他の週の欠勤日数が不規則となり、むしろ就業に悪影響を及ぼすものである。労働強化の件については大之浦の特殊条件により残業が増えることもあったが、今後は機械並に水力充填の故障防止等で極力減らして行こうと思う。従って時間内に出来るように一層努力して貰い度い。

(八)「残業抑制について会社は何等の手段も講じていない」といわれるが、会社は跡ばらし採掘を抑制し大型、小型のHコンベヤー並にU型コンベヤー、エヤープロック等新規購入して、技術面、管理面の改善と向上を図って来た。現に十二月は大巾に減少して来ている。即ち九月九六分、十月九十分、十一月九七分が七六分になっている。このことは漸次努力の効果が現われて来たものと理解される。特にここで強調したいのは、能率向上も残業の減少も、労使一体となって最善の努力をしてこそ始めて達成出来るということである。

(九)「自然条件による減産を大巾に理由づけて責任のがれをし、自然条件克服の努力が欠如している」といわれるが、それは誤解であり認識不足だと思う。これが克服のためには鉄柱カッペを投入して支保の強化、可縮鋼枠及びカール鋼による坑道の改善、簡易ボーリング機による先進穿孔の充実、H型及びU型コンベヤー投入による運搬の改善、バーティカルポンプ、ライガフリクト等の水中ポンプ使用による外、炭込の場合の水力充填採掘跡ばらし採掘による採掘法の改善等あらゆる努力をして来たのであるこのように会社は最大の努力をしているのであって自然条件切下げという最後手段をとるといわれることについては納得が行かない。例として新坑西卸下部を三片下三尺払の採掘を取り上げて「崩落の原因が上、下払の交錯にある」といわれるが、保安委員会でも充分説明したように交錯はしていない。最も近い部分で七米離れている。当区域は非常に地質的に複雑でしかも盤圧が激しく、採掘上実に困難な区域である。このような区域をも採掘しなければならないというが大之浦の現状である。又追掛け採掘の場合の払の間隔を三菱鯰田、佐戸坑の例で二〇米前後という数字を示して上記払の間隔七米を悪いといわれるが、北欧では七米が最も良かったのである。むしろ西欧では一三米以上は悪いという結果が出ている。追掛け払の払間隔はその炭坑の自然条件、採掘方式等によって決められるべきものである次一次更圧内部即ち約十米以内に追掛け払を維持するのが良いという見方もあり、露様がその一例である。

（十）「機械の故障によるものについては古い機械を使用しているのが大きな原因」といわれるが、そのようなことはない。H型コンベヤーだけでも三五年にも十台、U型コンベヤーを十台購入している。その他チェーン、熔接管、バーティカルポンプ、さく岩機等各種機械の購入数は三五年度で既に約九三〇〇万円に達している。如何に新規購入が増大であるかこれによってもお判り願えると思う。

（十一）五坑における H型コンベヤーの導入面における上司の手落ちを取り上げてあるが、指導面を受持っている上司は充分事前教育を受けていた。然し乍ら新様式機械を使用する場合はその機械に対する習熟が大きな要素である事は当然であって、一〇〇％の能力発揮を当初から期待する事がそもそも無理なのである。

（十二）「充填なぐれについてパイプラインの布設に問題がある」といわれるが、「その意味が良く理解し兼ねるが」パイプラインについては問題ないと思っている。参考迄に全充填回数に対するパイプ故障率及び充填故障率は次の通りである。

三四年度	パイプ故障率	四四％	充填故障率	九九％
三五年度上期	〃	三九％	〃	八五％

この数字より見ても充填関係の故障は減少している事が十分御分り頂けると思う。

（十三）「材料運搬についてはエンジン巻卸車道を残ってない事、又、一例として払全長で二時間もかかる箇所があり、各坑別に数限りなくある」といわれるが、排風道、小坑道式の所は車道を残る必要は無い。その他の坑道では、エンジン巻卸車道を残るという事は理想ではあるが、現状では排風道は殆おくれのため、車道残りがおくれている箇所がないとはいえない。それらの箇所は盤圧の激しい箇所で人力の及ばぬ場合もあり、又現実的には新坑が出来なかった事にも原因があると思うので将来は巻おくれをなくするためにも一時転区等円滑に行なわれるようよろしく協力願いたい。

（十四）炭流れ不良については生産でも再三論議されたことであるが、決して放置している訳ではなく、先進の手入れ或は自然条件克服の項で申した通り、H型、U型コンベヤーを導入する等最大の努力をしている。従来に比較すれば炭このような箇所は著しく減少しており、二、三の例を以って全面的に炭流れが悪いときめつけられる事は遺憾である。然し会社としては炭流れ不良の箇所については何れも手を拱いている訳りはなく、将来共改善して行く考えである。

（十五）「切羽整備については予備払を準備していない坑もありこれが計画と問題であるよ」といわれるが、もち論予備払を所有することは望ましいことであり、出来得る限り予備払を持つようにし度いと思う。御承知の通り過去、予備払を準備し盤圧のため又作り直したと言う例も多々経験しており、かかる場合は予備払を準備し兼ねることもあるということを御承知願いたい。

「古洞を控えている関係で払進展が早くなり計画にソゴを来たしたといわれるでしょうが、進行の早遅において事前に判る事である」といわれるが、古洞又は引落しにしても断層にしても、異層の場合は事前に察知することが困難で、同一断層で五尺層と三尺層では落差が異る等実例である。従って払進展にソゴを来たす場合が間々あるとは思うが、会社としては極力ソゴを来たさないよう手を打っている。

（十六）「新坑山添払の採掘に当っては、山添払採掘の条件を有利に展開する手段として予備払を設定せず組合員を追込んだ中で交替を開始するというおくどい方法を取った」といわれるが、これは誤解も甚はだしい。組合も知っておられるはずだが、当時の実情を申し上げると、山添払は三五年六月十一日に払作り落成し、当四ヶ月の掘削期間を要した。その間南部は加払作業を継けて来たところ、九月始めより右三片中三尺払は古洞に遭遇し、払完化のため九月九日稼行中止のやむなきに至った。そのため払人員を分散して右三片の掘切切羽及び右六片五尺掘切切羽を稼行し、山添払の操作決定を待ったのである。交替制始より中三尺採掘中止迄は三、三ヶ月の充分な交渉期間があり組合のいわれる如く交替を有利に展開する手段として予備払を設定せず組合員を追い込むというおくどい方法を取ったということは当方にとっては全くの心外であるとしか考えられない。

以上会社の見解を項目毎にのべたが、会社としては苦しい資金ぐりの中から機械、資材の投入を最大限に行って自然条件の克服、機械化の推進等生産面の向上に意を注いで来た。又将来共技術革新のための努力を続けて行くが、これを円滑に推進するためには、組合員の方々が炭界の実情を良く理解して、絶大なる理解と協力を仰ぐ以外にはない。この為には何時からでも小団交を持って生産諸問題の施策にわたって意を尽したいと思うので、よろしく協力願いたい。

以上

組合の再反論に対する会社反論

生産関係の再反論について昨日聞いたが組合側も団交の席上で述べられた如く反論に対する反論を以ってしては尽きる所なく、問題の本質に入らないと思はれる。従って本日は生産関係についての反論という意味ではなく三五年度上期の減産の理由を謙虚に反省しこの原因を除去する方策を織り込み、三六年度生産計画月一二〇、〇〇〇屯の確保に対する会社の見解を述べたい。

１、三五年度上期計画については決して無理な計画であったとは考えていない。

先進集約、切羽集約並に機械の投入等先般説明した如く略々計画通り遂行出来たものと思う。

然し乍ら切羽機械化については遺憾乍ら計画と可成りのズレを来たした。

その原因については自然条件によるものであるが、その他種々の問題を内包しているものと思はれる。

この点については相互に話し合って行けば三六年度計画凡九〇、七払使用は充分遂行出来ると考えている。

なおカッターについては現在新坑東部にて試験中であるが、透截率八六％の実績を挙げており他社の使用払を見学して益々その自信を高めた。（麻生上三緒）

２、人員計画について

合理化の本質は人員を減少し生産を増大することにあることは言を俟たない所であり又人員構成中直接生産に関係のある坑内人員比を如何に大にするかにある。

過去この原則に従って計画し実施して来たので、貴方の言い通りになるのは当然のことである。

三六年度計画は

採炭夫	一、四〇八名	
直接夫	三七〇四名	七六、七％
内間夫	八五二名	
外間夫	一、三八四名	二三、三％
計	五九四〇名	一〇〇、〇％

であるが、内外間接夫については既に配布の表の通りで決して無理な数字でなく、この案早急に話合いの上決定したい。

３、採炭能率について

三六年度採炭夫能率については先日配布した如く計画している。これについてはいずれ細部に亘ってお互に検討することとしたいがその骨子は次の通り。

	三六年度計画(A)	三五年度上期実績(B)	比(A)/(B)
消計	七四二瓩/人	六七〇瓩/人	一一一％

であって機械化その他により充分達成出来ると信じている。

ここで採炭能率向上対策として

①機械化については前述の如くであり

②自然条件克服のためには前回述べた如く膨大な機器の投入と最大限の技術的努力を傾注して来たし将来も続けて行くが大之浦の自然条件の複雑さから見てこれを完全に克服することは至難事と思はれる。三六年度においてはこれ等の自然条件に対する対策として、

イ、降ぼらし採掘による採掘を次の如く計画しておる。

坑別	平均払数	降ぼらし出炭	総出炭に対する％
新坑	四、五〇	二一六、八〇〇屯	二九、一
五坑	一、四二	五六、二〇〇	二五、〇
二坑	一、六七	五九、六四〇	一九、〇
六坑	二、四一	九五、九六九	七三、八
計	一〇、〇〇	四二八、六〇九	三〇、〇

ロ、Hコンベヤー

一〇台購入する。

特に小型Hコンベヤーの特徴を充分活用したい。

ハ、フィールド設定の問題

三六年度採掘区域中新区域について説明する。

新坑においては南翼より東三水平に移行する五坑は六区より上部に、二坑は斜下部から上部へ本番が旧鶴深部に漸次移行する。

各坑共新区域の採掘設計については固有の条件を充分活用して自然条件克服のための設計をしている。

③次に機械の故障による能率低下防止対策について

三六年度における機械購入計画は既に示したやうに切羽及び掘進機械としてH型コンベヤー一〇台、RS三台である。機械の故障については新品でも古いものでもこれを皆無にすることは先ず不可能と考えられるが会社としては極力未然防止をする。然し乍ら管理並に使用方法が適切でなければ完全な故障防止は期し難いので係員以下の再教育を実施する他、直接使用する人も充分正規の取扱いをして貰いたい。

五坑のH型コンベヤーについては、ギヤーではなくブリッヂトラブルのことでこれは往々にして向違い場合のことであり今後ともこの経験を活し新規に使用する場合の参考にし斯る故障のない様にしたい。なお附言するが新様式機械使用の場合は当初から一〇〇%の期待はもてないので習熟期間を設置している。今後とも習熟期間は従前通り存置する考へである。

④材料運搬の困難、炭流れ不良、充填故障の防止について

以上の点は全面的なものではないが能率低下の一因となるので、今後とも積極的努力を致します。

即ち材料運搬については早期切上により坑道保持に努めるが著しい盤圧地帯においては緊急且重点的に仕繰を配置することもあり得るのでその点については係員の協力を願いたい。炭流れの問題も昨日述べたように逆傾斜の箇所にはH型・U型コンベヤー等を使用して極力斯ることがないようにしたい。充填パイプの管理についても極力充填故障の防止と坑道の片付けに努めたい。

4、残業と欠業率について

三五年度上期の採炭夫残業については貴方の言われる通り可成りの数字を示しているがこの点については当方としても不本意であり十月以降これが抑制に努力してきた。

即ち各坑の十二月、一月の実績は

	新坑	五坑	二坑	六坑	計
十二月	六六分	九七	一〇五	二三	七六
一月迄限	四三分	七三	七一	三三	五五

である。

この実績は三六年度残業抑制計画に対する一連の計画による成果である。なお三六年度については計画以上の成果を挙げたいと思っている。欠業率について貴方は大手に比較し当社は悪くないと言われたが、現在中央大手平均より見ると当社は若干良いことは否定しない。然し現状の欠業率は従来から三菱、明治、麻生、日鉄、古河（目尾）と同水準であったが、三五年上期実績、特に七月～九月に於ては可成り見劣りがする事を指摘したものである。従って三六年度においては現場の設備作業手順の円滑化、従業員の協力による残業の抑制、年次有給休暇の事前買上並びに計画的使用、事前欠勤届の励行、積極保険による私傷予防等により、採炭欠業率を次の通り計画しているのでその実施の可否につき御検討願いたい。

4月	82.5%
5月	84.0
6月	83.0
7月	82.5
8月	80.0
9月	82.7
10月	83.0
11月	85.0
12月	83.0
1月	82.5
2月	85.0
3月	84.0
平均	83.0

5、三十六年度機械投入計画について

既に示した如く

1、コンベヤー使用計画は

	新坑	五坑	二坑	六坑	計
H.C	二六台	九	九	六	五〇
U.C	七	五	六	三	二一
V.C	六九	三〇	四六	二七	一六二

2、鉄柱、カッペ購入計画は

鉄柱 四〇〇〇本

カッペ 二〇〇〇本

でありこの分配については先に示した採ばらし計画並にHコンベヤー使用計画に基づいて適正に配分する。

3、輸送機械購入計画は三台であるがこれの配分についても大之浦全体について既存分と併せ実情に応じて配分する。

4、カッターは一台新規購入する予定であるが新坑に於いて使用する計画である。

6、なお三十六年度における水力採炭、水圧、鉄柱等、新技術の研究を推進して行きたいので組合の協力を切に望む。

以上三十六年度計画の大要を説明しこれを遂行する上の種々の問題点を掘り下げて言及したのである。最近の大手全国平均能率は既に二十屯台であり、当社の三十六年度能率、二〇・一屯は満足すべき能率ではない。一層の能率向上に努力して欲しい。会社としては再三述べた如く三五年度出炭不振の責を組合に負わせるものでは無く、この危急存亡の重大時期を労使一体となって一日も早くこれに乗り切ろうではないかといっているのである。

宜敷く協力願いたい。

以上

賃金関係説明

三六・二・六

一、会社再建案の二本の柱の一つである「月六五、〇〇〇千円の節減」について
月六五、〇〇〇千円の節減については物品費で約一二、〇〇〇千円、労費で約一三、〇〇〇千円を全力をあげて節減し、どうしても足らない分約四〇、〇〇〇千円（その内鉱員賃金は約三一、〇〇〇千円）についてはやむをえず職員給与、鉱員賃金その他から節減を計りたいとお願いしている。

二、当社の賃金水準

1、当社の賃金は他社に比し非常に高い、中央大手のある会社に比較しても五千数百円も高い。
2、然るに当社の能率は低い。
3、従っても当賃金が非常に高くなっている・中央大手のある社に比しても月四〇〇円近く高く。
4、今次再建案による減額は他社並の賃金水準におちつけるということである。
5、総合として附言すると過般の大巾改案の値下額は実質的には超過労働規則を含めると月約六、〇〇〇円にもなっている。
6、今次再建案において増産賞与の廃止割増率の改訂その他諸項目を提案しているがその内主な項目について以下説明を加える。

三、増産賞与、割増率、特殊労働手当については賃金の適正化を計るという趣旨により改訂を行うもので特に説明の必要はないと思う。

四、不合理な慣行の是正

1、会社再建のためやむをえず全般的に賃金減額を計らざるを得ない現状にある今日、明らかに不合理な慣行で一部の人にのみ継続実施することは妥当でない。
2、たとえば実際に残業していないにもかかわらず残業賃金を支給するが如き事例は直ちに是正さるべきと考える。

五、五坑採炭夫古洞掘り特別取扱の廃止
他坑にはかかる特別取扱はない、五坑としても他坑並の線に是正すべきであり五坑にのみかかる協定外の特別取扱を継続実施することは妥当ではないと考える。

六、標準作業量の改訂
採炭夫

1、当社の標準給上昇率は非常に高く一六〇～一七〇％にも達しており請負給者、定額給者間の賃金バランスを失する状態になっている。
2、高くなった理由の最も大きいものとして現行標作改定時以降の諸条件の変化即ち企業努力の効果があげられる、この内容は別に説明する（別紙）が昭和二五年十～十二月当時と現在との採炭夫能率を比較すると一六〇％の上昇を示しているこれは勿論従業員の努力もあろうが大部分は企業努力によるものであると言える。
3、現行標作は二五、一〇～一二月実績の九二％が基礎になっている。この上昇率は一〇八％になるが、諸条件の変化がその都度適正に標作修正として現われておれば依然として大体一〇八％程度に止っている筈である。なお従業員の努力をおりこんで見ても一一〇～一二〇％程度の上昇率と推定することが妥当であろう。今回これを一三〇％程度の上昇率にするということである。

その他の職種

1、仕繰掘進等も非常に高く二〇〇％程度にもなっている。
2、これらは内外採取、選炭、仲仕も含めて採炭夫に準じて一三〇％の上昇率に押えることが妥当であると考える。
3、なお仕繰B、Cの取扱は請負給は従来通りであるが作業量は増加するという考えに立っている

七、仕繰掘進査定検収基準の是正

既に提案した通り仕繰夫、掘進夫の請負給上昇率は著しく高くなっているがその理由の一つとして設備機械の改善その他諸条件の変化が生じていたにもかかわらず査定検収基準を改訂していなかったことがあげられる、今回これを是正したい。

なお細かい基礎数字は別途説明する。

八、H型コンベアの稼作

1、先般説明した通りHコンベアを使用すれば少くとも二五%以上は能率が上るがP、L稼作決定事情等を考慮して一六%増におとしたものである。

2、他社における例を見てもHを使った場合大体二〇%の稼作アップを決定している。

九、小型P、L稼作

大型P、L稼作の取扱を準用することが妥当であると考えている、但しスラウを改良したので山丈は七〇、九〇前後以上とした

十、請負保障給

1、例を採炭夫にとれば、現在は切羽の平均請負給が保障給以上であっても稼歩の低い者で分割後の請負給が保障給未満になれば補給し、平均請負給が保障給未満であっても稼歩の高い者で分割後の請負給が保障給以上になれば補給していない。

2、今後は切羽の平均請負給が保障給未満の場合その切羽全体に対し保障給まで補給することに改正したい。

3、これは各社総てが実施している方法であり当社の現在の様な方法をとっているところは一社もない。

4、又稼作改訂に伴い保障給も改訂することを考える必要がある。

十一、その他

微粉炭報奨金の广止、公職執行中の賃金广止、品質給广止、その他は既に提案していることで内容は十分お分りと思うので説明は省略する

（別紙）　採炭標作二三％増の理由

（採掘技術の進歩、設備、機械の改善等の内容について）、

A、発破関係

１、ドリル性能の向上、台数の増加

Ｒ－39が現在全面的にＴ・Ｙ－24になった。

２、ビット性能の向上

(イ) 品質がよくなり使用本数が減じ運搬の労力がへった

(ロ) 径を44粍より36粍に落したので穿孔速度が大となった

(ハ) 松岩処理が容易となった

３、エヤーオーガーの採用により二人ガ１人で穿孔出来る　更に　ドリルより穿孔速度が早くなった

４、遅発雷管の採用により発破時間が極減した

５、発破器・発破母線の改善（不発の減少）

６、ビクトリックジョイント使用による漏風の減少（穿孔能率の向上）

７、エアーホースの長さ、及び量の増加

８、砂鉄硫の採用（発破効果の増大と装填時間の短縮）

B、積込関係

１、コンベアーエンジン並に各種の改良による故障減

(イ) モーターの平均馬力が大となり能力が大となっている、且つ形はむしろコンパクトになったため取扱は容易となった（当時10・15HPが主体であったが現在は15・20HP級にかわった）

(ロ) 絶縁がよくなった

(ハ) リードボックスの改良

２、コンベアーチェーンの質の改良（チエーン切れが減少した）

３、松岩の吊岩が殆んどなくなったため作業が容易であり且つ安全である、又大松岩がなくなり障害がなくなった、コンベア移転も楽となり設置容易で流れがよくなっている。

４、立体採掘の採用

ポケットの採用により積込作業の手待ちがなくなった

C　支保関係

１、鉄柱、カッペの採用

立柱時間の短縮、坑木運搬人役の減少、保安の安心感

２、松岩の処理により吊岩が減り規則的支柱が出来る様になった

D、運搬関係

１、運道の改善

２、函廻りの改善

(イ)立体採掘の普及、(ロ)硬岩設備の強化、(ハ)小型捲の増加　(ニ)リールカーの使用、(ホ)充填排水の改善

(ヘ)切羽の集約　(ト)坑道の集約　(チ)オーバーエンドレス　(リ)坑道鉄化

E、充填関係

設備方法の改善による充填時間の短縮及び故障減

(イ)排水設備の改善（ヴァーティカルポンプ、その他）

(ロ)針金の使用

(ハ)充填材料の改良（水砕砂の増加）

F　その他

１、坑道の改善

(イ) 鋼枠の増加により坑道が改善され運搬面及び材料運搬等がよくなった

(ロ) 風道の改善により通気、保安の面で非常によくなった

２、キヤッズランスの改善

合反斗・速報
1961.2.10
大之浦労組
No.5

本「合反斗速報」については、一月二四・二五・二月一・二日と四回出してきましたので、本号をNo.5として発行致します。

これは号外やビラ印刷が非常時的に主にあわせ、全組合員に周知する必要がある場合にのみ発行することにしています。

連続的に交渉をもつ
意見対立で進展せず

×今次合理化団交は、提案以来九日まで十五回、殊に二月一日よりは殆ど連日に亘って精力的に、交渉をにつめることに努力をしてきたが、精算払日が二回づつ早くなっただけで、賃金を払い、不合理な慣行是正は提案通り一方的に強行、提案の理由、生産減少の原因、福利厚生等の組合反論に対しては、弁解を行うだけで、責任を[illegible]しての態度をせず、依然として提案の実施を強調している。従って交渉は殆ど進展をみていない状態であるが、更に交渉をにつめることにしている。

精算払いで猛省促す
会社・依然として態度変えず

既報のように会社は一月分の金の現金払いから一方的に提案を強行、更に精算払いについても[illegible]、分割払いを強行しようとしているが、この点について組合は九日午后七時十分から開かれた第十五回団交で従来どおり支払うよう再度要請し、再考を促した。

しかし乍ら会社はあくまでも資金繰を理由に態度を変えないため、交渉を打切った。

＜第十五回団交経過概要　九日＞

組合、現金払いが分割　強行された。普通の支払いでも従来問題があったが、これは慣行になっているので通常の中でいうべき問題でないと思ってきたが、今次合理化の一方的強行によって大きくズレが出来た。これは当面の問題として早急に解決しなければならない。昨日も相談して支払うよう要求したが、労務の推移を勘案して問題の収拾を考慮されたい。

会社、今日の合理化提案は、資金の行詰り、黒字にするというところから出発している。しかしその後以前としてよくならない。今期も現状の入金や支払いの面についてよく検討したが、前月よりも前渡しが悪い。一月に比して二月はまだ悪い。いくら説明しても理解してもらえないと思うが……たまたま某社の支払いを二千万円ほど延ばしてもらって十三日の支払いが出来るようになった。資材代も請求されており、銀行にも[illegible]をかけているがなかなか話にのってくれない。

組合、ない袖はフレないという論議だが、少くも大手筋の炭代をかして普通の支払いが欠しうということは時にはあるという考えもないことはないが、前後の関係からいってとうとつにこのような事態をつくらなければならなかったことが納得できない。こうゆうことは他社にもなかったことである。就内外とも市場はおもおもしい空気だが何とかしてくれるだろうという期待をして、その気持をしのんでいるのが実情だ。出来ないというのではなく経営者の責任において何とかしてもらいたい。

会社、昨年十一月頃から値下げを考えていたのか、どこまでやれるか頑張ってみようとしたのが悪かった。自力でたちなおって少しでも黒字が出ると資金繰も変ってきますので……

組合、本当に従業員の生活の問題にとり組んでやっているのか

会社、従業員の生活を才一義的に考えている。期末手当をあのようにしてもらい、その上賃金の分割払いとは何ごとかといわれる気持はもっともだと思うが、赤字融資は困難だ。

組合、ここでいくら討論をしてもはじまらんが、明日になってもどうにもならんか、

会社、今後大きく動く可能性がない。行詰りを打開するためには黒字を出すことだ。ために合理化を出したのだ。正月休み等で話が進められなかったので経過措置をあのような仮払いにしたのだ。全額がつけば仮払いもしなくてすむ。それが出来ないのだ。

組合、こうなればやるだけやらなければしようがないか全額面について出てくれば知らせてほしい。

八時十七分打切り

※十一日24スト突入・地区大会に参加のこと

ニュース

96

支払い重点の交渉進展なし

10日・第十六回団交

×十一日の二回時限ストを控えた前日の十日午後七時より開かれた合理化第十六回団体交渉は、まず組合より、賃金精算払いに関し会社の検討した結果を迫ったが、会社は「組合の強い要請であるけれども十三日支払い賃金については明日金をもってくるし、十八日についても努力はしているが、みなさんが要望されている支払いはできない。再三のべてきましたように合理化案通りで御了承願いたい。なお、分割支払いも変更できない」というまったく無誠意な回答を行ってきた。これに対し組合は、激しい怒りをこめ、会社の考え方をなじり反省を求め引上げた。

組合
ベン解だけでは解決にならぬ
答を出すのは会社・誠意を示せ
強調

交渉経過概要

組合　賃金の支払い問題はわれわれにとって重大であることは何回も強調してきたが、会社は再考されたか、賃金繰りについての銀行との折衝はどうか回答して貰いたい。

会社　努力はしているが十三日の支払いは明日金を持ってこなければならないし、到底変ったことはない。

組合　では十八日の場合はなんとかなる余地はあるのか、早急にはっきりして貰いたい。

会社　貯炭しや炭代の収入等から変るので今後の状況次第ということになる。
また、賃金繰りを重点に組合はいわれるが会社提案は合理化措置としての仮払いだから本週の交渉を解決しなければ、減額分を増額するということにはならない。

組合　それはおかしい、昨日の話では賃金繰りが問題であった。本週の交渉といわれるが、それは余りにも親切心がないし誠意がなさすぎる。全く遺憾である。

会社　会社のやり方が間違っているとは思わない。しかし相済まないとは考えているが必要悪である。

組合　必要悪も悪いことは同じ、われわれの生活を無視することは生産意欲の減退をきたすだけ、認識不足をいわれるが、原価説明中の退職引当金、減価償却費等は今まで計上していなかったのに、今回は計上している。本当に会社が苦しいのならまずわれわれに生産意欲をもたせることが急務ではないか。

会社　そおはいわれるけれども、減価償却や退職引当金を計上せず、働く人だけに今までの賃金を出すことは、対外的に殊に銀行の信用をうることに問題がある。生産意欲をいわれるが会社がつぶれたのでは元も子もなくなる。今は苦しくともお互いに次のあるときを迎えようといっているのだ。

組合　だから賃下げだけを重点ですか、それでは余りにもヒドイ、会社は表面上のメンツにこだわり賃下げを逆襲的に出している感が強い。つぶれるという会社のあり方としてメンツにこだわることは全く不思議だ。なんといっても答を出すのは会社だし、会社は弁解や釈明ばかりいっていないで経営者としての最高の努力によりわれわれの納得する回答を出されたい。
われわれは〃窮鼠かえって猫を嚙む〃の立場、会社が新提案を行い解決への努力をしない限り、今のままでは並行線であるし、次回は進展した案を出されたい。

会社　そお大きく期待して貰っては困る。明日のストはやむを得ないとしても、精力的に本質的な問題の交渉を行わねば、その答も出ない。明日は役員会が雑多であるし、十二日は日曜日であるが交渉をもってもらいたい。

組合　交渉はもちますよ、しかし今までの会社の態度では意味がないし、会社は弁解だけするのじゃなく、その反省の中から新提案を出されたい。そうでないと徒らに感情的になるしこじれるばかりで、われわれとしては売られた喧嘩だからやるだけやらねばならぬということになる。会社の良識と誠意を期待する。

八時半　終了

以上

1961・2・12

大之浦労組教宣部

ニュース

97

大之浦労組教宣部

12日 合理化 第17回団交 なお基本論むしかえしの状態

☆今後の交渉のもち方☆

二つの柱（1、十二万トン出炭確保 2、六五〇〇万円の節減）に分かれ 団交の進展をはかる

合理化第十七回の団交は十二日（日曜日）の午後三時よりもったが、この団交は交渉さらにつめるために、提案の二つの柱である①十二万トン出炭確保関係（生産）と、②六五〇〇万円予算削減（賃金、福利厚生等）関係の二班に分かれることになり、組合は次のメンバーを構成してこれに臨んだ。（会社、組合は合同団交で出す）

組合のメンバー

第一班 本部～横田組合長、楢崎保安部長、佐敬査部長、加来書記
二坑～堂崎、五坑～小山、新坑～坂田、堀川、村川、小形、六坑～安河内

第二班 本部～竹下書記長、宮本給与部長、山本厚生部長、浅原・山田部員
本社～原田、二坑～梅田、五坑～三河、新坑～米沢、新田、六坑～和田

会社のメンバー

第一班 阿部所長、竹島職長、渡辺（前）次長、渡辺（鉄）次長、堀課長、
北原課長外

第二班 今村部長、谷次長、谷原次長、中原次長
日高課長、大森課長、大山副長外

〈十二万トン関係の交渉〉

会社の生産計画に対し 組合・問題点を追及する

生産関係の交渉は第一会議室で開かれたが、会社の説明手短、提案計画の生産計画案に対し、その問題点を項目毎に追及、出炭確保に対する会社の自信について迫ったが、午後六時半に至ったので、打切ることになった。

会社、先に月十二万トン、年産一四三万トン確保の出炭計画については、跡バラシ、機械化の促進、人員の再配置を先に概要を説明していたが、本日は、①各坑別採掘区域 ②仕繰作業の人員計画 ③採炭機械計画 ④掘進計画について説明をしたい。

説明は順を追って行われたが、①採掘区域や②掘進計画については図面による説明が必要であるので本説明は別に資料を出すことにしてここでは省略する。

組合、跡バラシは炭量の減少から一応わかるが、沈下による鉱害増大、自然発火等から考えてどうなのか。

会社、沈下量は増すでしょうが、今までも沈下しているし、五寸か一尺下がったからといって鉱害が倍にはならないし跡バラシの方が効果がある。自然条件に応じ水力充填をする。

自然発火対策は、①燃えた時に備え充填対策をとっておく。②当初と最後は充填する③坑、炭のボタ巻を行う（ガン粉をまぜた粘土巻）④ガス、温度の測定を行う⑤若し燃えた場合、速やかに遮断する。

組合、坑木は古河田尾方式か

会社、ケツペ、状生次第別、また水を使うこともあるので、一通りを考えている。

組合、入坑率を八三％にしているが可能か。過去三ヶ年の実績を出して貰いたい。

会社、三三年～三五年一月実切入一％、三六年度の四八月は悪いとしても最良の八三％入坑率は可能と思っている。

うら

1961. 2. 13

過去の実績から次のように想定している。

採切		83%
公傷		2.2%
私傷		4.5%
事故		4.5%
有給		5.5%
他行		0.2%
残業		17%

組合、保安の作業をさせないようにすることが大切だ

1、出炭に対する集中予算を組むべきだ。

2、コンプレッサーについて漏風が多く作業に支障が起っている。設備を拡充せよ。

3、ビクトリックパイプの配置が悪い。

4、機械など三菱土建を多用している。三菱はそうたいして機械を持たないのに、なぜ育成するのか競走入札にすべきである。

5、現場の自然条件についてどう考えているか、

6、拡張工事については二坑をやるといっていた未だに出来ていないなぜか。

7、新坑型実方式はよいとしても、既坑の曲片坑は悪い。六万トン出たのは、今まで七ケ所フイルドは大かったのになぜだ、三六年の計画は自信があるのか、

会社、1、集中予算については機械化を中心にやってゆきたい。例えばカッターを二台入れるとか、その上は上司に話して入れるようにする。

2、コンプレッサー、もち論漏風の起らないよう努力はするが、風は少し漏っているようにあっても相当もれているし、みなさんも関心をもって注意して貰いたい。例えば一五ミリの穴からは五立方フートの風がもり、これをつくるには一馬力が必要

3、ビクトリックの敷設は最近はやっていない、漏風がほとんどないから五キロの維持はする。

4、新しい機械を入れたあとの措置は強く反省している。

今後は積極的に使わせるよう努力する。

三菱土建の育成はしていない、ドクル枠はもっている。鉱土にも頼んでいる。ただ会社をやめた人がおられるので心易さから頼むことが多い。

競争入札は、よいと思うが箇所の状況等も知っていることが必要だし、状況把握には一年位かかる

5、自然条件、よくなるとは思っていないが、それが克服に努力する、機械を入れる。

6、鉄製設備、たしかによいし入れたいと思っている。しかしその資金がないので入れられない。まだ工事効果も重要視せねばならない。昭和五年三〇〇万円（今の十四五億）の資金をもって当時の西五坑に入れた、機械と人と自然条件がマッチすれば責任をもって入れるので、巾広い考えをもって貰いたい。

7、新坑の六・三〇〇万トン出炭に自信があるのかといわれるが、新坑の炭を多く出すことが安くつくし、出さねばならぬ覚悟と責任を感じているし、出る自信をもっている。その場合、カッターを入れたりブロック採炭や鉄バラシ、切羽、上添ゲートをよくしなければならない。なお悪く思わずきいてもらいたいことは、設備は能率力だから技術面と共に、みなさんも気をかけて時間的に能率をあげ努力をしてもらいたい。誤解のないように

組合、諒解しますよ。

ここで時間が六時三十分を過ぎていたので本日は打切ることになった。

以上

〈六・五〇〇万円関係〉

会社・なおも基本線を固執

組合・誠意ある回答がなければ平行線と強調

六五〇〇万円の節減について、組合は既に再三の交渉において労務費の削減について強く反対の意志をのべ、会社の再考を促していたにも拘らず、会社は自らの試算についての再検討を行った結果ものべず、物品費・経費の削減は限界であるのでこの部分よりの節減は困難であるので、誠に相済まぬが労務費の削減について協力願いたいと再びのべてきた。

このことに対し組合は、会社の提案についてわれわれは真剣に検討を加えているのであるから、会社も真剣に誠意をもって再考してほしいと強く要請し団交を終った。

なお、福利厚生関係については改めて交渉を行う事になった。

―交渉経過概要―

会社　金融筋より一日も早く問題の解決をする様たゝかれていますので、本問題については既に交渉は何回となく行っているし、早期に解決できる様組合側の協力をお願いし、三十六年度生産原価（月割）、資金計画表を説明致します。

（生産原価（月割）、資金計画表の説明、省略）

組合　三十六年度の炭価四・九一〇円は推定か、また大之浦炭だけか。

会社　そうです

組合　購入炭々価はいくらか

会社　屯当り五〇円もうかるという事だけで、社外炭々価ははっきりわかりません

組合　現在まで会社がのべられた事に対しわれわれの見解をのべる。

１．現在の炭礦賃金は他産業より低い、そのなかで大之浦の賃金は基準内は他社と同様であるし、超過勤務によって月収が多くなったからといって、それは超過勤務の少ない処と比較する事は当を得てない、むしろ基準外割増率は他社より低いので引上げるべきだと考えている。賃金引上げはしても引下げる事はあり得ない

２．不合理の是正についても、具体的な賃金改定は小さくも、現場において作業をスムースに行う為、その都度とりきめているし、その事は改定と同じ効力をもっていると考えるので不合理とは考えられない

３．職位改訂については、請負能者の賃金上昇は、会社の企業努力によるものであるといわれるが、われわれの努力もまた大きいものがあり、設備の更新等は当然経営者として行うべきである。向題は賃金実態がどうかという事を考えるべきであり、上昇率は問題ではない

４．機械炭報奨金については、作業工程の変化により当時双方が認め、取極めたものであるし、現在当時より変更のない作業のなかで廃止する事については了承する事はできない

５．公職者の賃金については社会的に考えて見た場合、当然社会ナツ序を保持する為に公的な仕事を行っている事であるし当然そうしたものに対し、賃金を経営者が支払う事は社会通念として果すべき性質のものだ

６．三十六年度生産原価より物品費、経費の削減を計り、労務費の削減は行うべきでない、会社は物品費、経費の削減について再度考える事はないか。

以上、組合の趣旨に対し、会社は休憩を申出で、四時三十分一旦休憩に入り、五時十五分より再開され、

会社　先程の組合の見解について、会社の考え方をのべる

１．賃金は上っても下る事はあってはならないと思うが企業の支払能力からいってコストが下れば高賃金も可能です、いわゆる高能率・高賃金も生れるが、大之浦の企業内容は低能率、高賃金の状態である。

また要求している賃下げでも大手各社の賃金水準には見劣りするとは思っていない。

他産業との比較でいわれるが炭砿雇用者の引受先では炭砿賃金が高かった為雇用者引受けが困難だといわれている。

2、不合理是正については同一企業内でピット毎・坑種間においてアンバランスが生じているので、これを是正すべきだと思う。

3、操作の改訂は充分考慮した上で、賃金減額については定賃金者には問題があるし、請負給者は十二万比体制を組むなかで能率が上昇すれば、絶体的な減額にはならないまた会社の設備の改善等いわゆる努力も含まれるので改訂を行いたい。

4、微粉炭奨励金はさん定的に考えたものであるし、一年も経てば廃止するという考えであったのがのびのびになったもので、この際廃止したい。

5、公認看傷金の問題は、当該会社の作業を行っていないのだからこの際廃止したい。

6、十二万比出炭確保の前提にたつなかで、二九以上の物品費、経費の削減は困難であるので、皆さんに迷惑をおかけするがどうしても労務費の削減に踏切ったものである。

組合はいくら交渉しても考え方は変らないといわれるが、それでは会社再建のため困るので、忍ぶべき処は忍んで歩み寄りを願いたい。

組合、現在の会社の考え方であれば平行線をたどるだけであるので、会社は今後の交渉のなかで誠意を示して頂きたい。

同問題は限界なりの将来の展望を明らかにする必要がある。その上にたって是正内容について再検討して戴きたい。われわれも説明のあったことについて充分検討を行い次の交渉のなかで考え方を明らかにすることにし本日はこれで交渉を終りたい。

午後七時四十分終了

以上

ニューズ

98

三千円の賃上げを要求
16日・炭労各山一斉に提出

× × × ×

二月五日より東京都全電通会館で開かれた第二九回炭労大会で新賃金要求額について討議されたが、万場一致で確認、ただちにこれが交渉に入るべく、各社各山の会社に対し十六日一斉に要求書を提出する事になった。

貝島労組としても各社同様十六日に会社に対し要求書を提出する事になった。

× × × ×

昭和三十六年二月十五日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭礦株式会社
専務取締役　本松輝雄殿

要求書

昭和三十六年一月一日より同年十二月末日迄の鉱員賃金について、左記の通り要求する。

記

一、賃金構成

基準賃金

1、本人給

2、家族給

本人給は固定給及び請負給とし、固定給は規定時間に対し、請負給は作業量に対し支払われるものとする。

二、労働時間

本人給に対応する労働時間は休憩一時間を含み拘束八時間とする。

三、賃金額

1、本人給

現在の各人に決められた賃金額を左の通り引上げる。

一律引上額　一方当り　一二〇円（税込）

2、家族給

額、支給条件、支給範囲とも前協定通りとする。

四、基準作業量

前協定通りとする

五、基準賃金に関するその他の諸事項

前協定通りとする。

以上

（交渉申入書は裏面）

1961・2・15

炭労第29回大会決定により

賃斗の火蓋切る！

大之浦労組教宣部

昭和三十六年二月十五日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

貝島炭礦株式會社
専務取締役　本松郷雄殿

交渉申入書

当方組合員の昭和三十六年一月一日以降同年十二月三十一日迄の賃金について、貴方と当方との間に於て団体交渉を以って取り決めたいので、交渉を申し入れ致します。

尚、右交渉方式が原則でありますが、ここ数年間の賃金交渉の経過から判断して交渉の実態は最終的に集合交渉に移行されています。

従って本年度に於ても、平和的に早期解決をはかる為、大手十四社（三井、三菱、北炭、明治、住友、古河、雄別、太平洋、貝島、日鉄、日炭、宇部興産、杵島、大正）との集合交渉方式によって交渉を進めたいと考えます。

依って、貴方に於てもこの申入れを御検討の上、御回答下さる様合せて申し入れ致します。

以上

No. 6

企反斗速報

20日より無期限スト突入！

15日の炭労中斗・貝島合理化斗争の決戦の戦術を決定

※ 十四、十五日の炭労中斗は、貝島・宇部の合理化反対斗争における決戦の戦術を討議した結果
※ 「貝島は二十日より、宇部は二十五日よりそれぞれ無期限ストライキに突入せよ」と決定、
※ 次の中斗指令第一号指令を発してきた。
※ 従って、いよいよ二十日より決戦の無期限ストであるし、一層の体制固めをされるよう強く訴
※ えるものである。

指令第一号

（註）本指令第一号は、配置変更斗争も含まれ長文のため、貝島企斗関係のみを抜スイし掲載、他は別報とします。
なお、十四日の中斗で本指令を決定致しましたが、十五日午後の中斗で文書電報が行われ貝島炭電話（テープ）で受けとったのは午後六時十分です。

② 貝島斗争

1、経過と現状（省略）

2、当面の行動

以上の経過から本来この反対斗争は賃下げという提案の内容及び性格からいって統一賃上げ斗争の結合を求めるのが至当であるとの基本的考え方にたっているが、会社の高圧態度並びにそれに対する現地の組合員感情を判断した結果、次の要領に基き実力行使を決行する事とした。

(1) 指標
賃金、労働条件切下げ反対

(2) 期日及び規模
二月二十日以降貝島支部の無期限ストライキ

(3) 保安要員並びに通告書
イ、保安要員は従来の慣行により各山元で決定する
ロ、実力行使の通告は支部にて手交する

(4) オルグ動員
イ、九州地方本部は中斗指令第三二九号（一・二六）に基ずく貝島支部に対する傘下支部よりの派遣オルグを動員する
ロ、九州地方本部傘下支部は地方本部の計画するオルグ派遣に積極的に協力する

(5) 中執派遣
貝島斗争の指導を行うため、野口副委員長を現地に派遣する

(6) その他の行動
情宣オルグ団を構成して地域内に派遣し、地域住民の要求を提起して結合を求め共斗の組織化に努力すると共に、地方自治体、地方議会等に対し陳情、その他行動を強力に行う。

昭和 36 年 2 月 15 日 大之浦労組

ニューズ

99

27日炭労全山が24時間スト決行

三月四日　時間内職場大会（休ケイ時間）

× 炭労は、第二九回大会の決定に基く政策変更斗争と、貝島・宇部の合理化反対斗争 ×
× の戦術を決定するため、十四日の中斗で骨子を確認、十五日午後の中斗で文書確認 ×
× を行い、次の指令第一号を発してきた。 ×

今から石炭政策変更を重点に斗う!!

中斗発第一号
一九六一年二月十四日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

各支部企業連　宛

政策変更斗争並びに貝島・宇部合理化反対斗争に関する指令

炭労第二九回定期大会は政策変更斗争を中心とする本年度の斗争方針を決定した。第一回中央斗争委員会（二月十四日）は、その決定に基き当面の政策変更斗争並びに貝島・宇部の合理化反対斗争に関する地方本部、支部の当面の行動を次の如く決定した。よって左記の通り指令する。

記

一、政策変更斗争について

/、経過と現状

イ、われ〱はさる十一月一日政府に対し七項目に亘る要求書を提出、十二月十四日に政府より回答がなされたが、その内容は石炭政策についてわれ〱と根本的に立場をことにするほか、石炭産業の救済策、離職者対策その他の諸策についても具体的な政策が示されず、きわめて不満なものであった。

このような現状の中で第二九回大会は、根本的には前回提出した七項目の方向で離職者救済、雇用を中心とする当面の緊急対策について対経営者要求とあわせ、具体的な要求内容を確定決定した。

大会後選出代表団は関係各方面に陳情行動を行ったが、その際しめされた政府の態度は前回と変っていない。

第一回中斗は右記の政府回答に対するわれ〱の態度を明確にするとともに、大会で決定された要求内容を補って政府に提出することを決定した。

ロ、石炭経営者に対しては昨年来社長との首脳会談を通じて石炭産業合理化計画、救済策、雇用審議会をめぐる離職者対策等を中心に討議を行って来たが昨年十二月二十二日の態度表明にみられるように、今の合理化政策を改めようとしていない。

うら

1961・2・15

大之浦労組教宣部

二九回大会は石炭全体との間はもちろん各社との間にも事前協議制の確立を前提に当面各社要求その他具体的な諸要求についても協議を行うことを決定し、二月十六日石炭全体並びに未加盟各社に対して申入書を提出する運びとなっている。

ハ、国会においてはすでに二月初旬から衆議院予算委員会及び各種委員会において、三十六年度予算に対する活発な討議が行われている。

われわれの対政府要求はその中に予算の裏づけを伴うものを数多く含んでいるが、これについて政府予算案ではほとんどとりあげられていない。

社会党は独自の予算組かえ案ならびに石炭鉱業安定法案等を提出、院内斗争を行っている。予算案については今月末より来月始め頃衆議院審議の山場と想定されるしその他石炭政策に関連する諸法案は三月中旬より下旬にかけて参議院の山場を迎えると判断される。

ニ、以上のように対政府、対資本、国会審議の場において政策要求の斗いを前進する過程においても、炭鉱、半部に表わされた賃金、労働条件の切下げ攻撃を初め、他社においても企業整備の強行の意図がうかがわれる。

ホ、二月十三日総評は幹事会を開いて二月中旬から三月上旬にかけての具体的な行動を決定した。その内容は斗いの重点を公務員共斗の大巾賃上げ全国一律八千円最低賃金制確立、物価値上げ反対、社会保障の拡充の斗いにおき、実質と貧乏をなくす国民大行進を遂行すると共に、政府に対し統一要求書を提出中央、地方において宣伝活動、集会、国会諸般の活動を展開する。これらの行動の積重ねの上に、三月四日には春斗の第一次統一行動として各単産は既定大会を最低とする実力行使を決行するとともに中央、地方においてメーデー規模の集会を実施することになっている。

2、当面の行動

(1)、以上の情勢のなかからわれわれは次の要領に基き今月末から、来月はじめにかけて実力行動を実施し政策変更斗争について政府の意志統一を計ると共に大行進の中央到着と合せて各ネアッピールを行う。

イ、指標、政府回答に対する反対（今の合理化政策を変更しないという基本的態度並びに具体的施策が明確でないこと）

ロ、政府予算案に対する反対（雇用促進事業団関係をはじめわれわれの政策要求予算の裏づけを必要とするものについてはほとんどとり上げられていないこと）

ハ、斗争体制の確立（政策変更斗争についてのわれわれの態勢の結果）

ニ、石炭資本に対する抗議（具体的な企業整備をあくまでも強行し、またしようとしている事）

(2)、期日及び規模

イ、二月二十七日全支部一斉二十四時間ストライキ

ロ、三月四日全支部休憩時間内職場大会

(3)、保安要員並びに通告書

イ、保安要員は従来の慣行により各山元で決定せよ

ロ、実力行使通告は大手十四社参加支部については、炭労本部より各社宛、中小支部についてはは地方本部にて行う

(4) 当日の行動

イ、二月二十七日

①、各支部は総決起大会を開催すると共に会社に対する抗議デモ、地方自治体、地方議会に対する集団陳情を実施する

②　周辺地域に情宣文化オルグ隊を派遣し、地域商店街、国民諸階層に対するアッピール行動を行う

ロ、三月四日

当日は総評の春斗第一次統一行動日であるので地域の集会及び行動に可能な限り組合員が参加する。

(5)の中小支部並びに炭鉱組合支部についてはストライキ戦術について努力を行いその結果について別途地方本部を通じ指示する。

二、貝島斗争

1、経過と現状

別紙経過報告書通り、会社は、一月二十六日（不合理な賃金横行の是正及び前から賃下げ提案を含めて一月分賃金より一方的に実施する旨の通告を行ってきました。そのいずれの団体交渉においても支払期日について、〇二日の繰上げを考慮するということで支払内容については従来の態度を変えなかった。

この間貝島支部は組織点検を行い斗争体制を確立するとともに大衆行動を強化し、一月二十三日二四時間ストライキ二五・二八日在籍方早帰り一時間五十分の時限ストライキ、二月四日、十一日二四時間ストライキを決行して圧力をかけると共に二月四日以降は西日本ブロック各支部より六名のオルグを派遣、斗争指導と交流を計ってきた。

しかし会社はあくまでも当初の一人当り平均五千数百円に達する大巾な賃下げ提案を固守し二月二十日に支払いを予定される一月分賃金から一方的に強行するという態度を変えていない。組合は実力行動を重ねるなかから次々に斗いに対する意志統一を固めつつあり、二月十三日再度臨時総会を開いて斗いに対する意志統一を行うと共に二十日に予定される会社の一方的強行に対し反撃を準備している。

（注）以下貝島の指令、内容は「速報」にて報告しているので省略

三、宇部斗争

1、経過と現状

別紙経過報告の通り興炭労支部は、中斗指令第三三〇号に基き二月一日二十四時間ストライキ、二日十、十四、十七日時間外労働の拒否を実施しているが会社はあくまでも昨年十二月二十六日、本年一月二五日の提案を固守しその強行実施も辞せずとの強固な態度を変えていない。この間興炭労支部は前々から会社と交渉を重ねてきていた（高温現場の改善・湧水現場の改善状況制度）等の保安要求について二月六日二四時間ストライキを実行している。今後この保安要求斗争は合理化反対斗争と関連した中で斗争の推進をはからなければならない状況にある。

2、当面の行動

以上の経過から貝島支部と同じような考え方に立って次の要領で実力行使を行う。

(1) 要求

要求、労働条件切下、低賃制のふうさつ反対

(2) 期日及び規模

イ、本中斗以降興炭労支部は山元の実態に応じて柔軟な斗争（時間外の拒否、時限スト等）を行する。具体的な行動の期日規模については現地派遣中執の報告に基いて戦術委が決定指令する。

ロ、二月二十五日以降興炭労支部の無期限ストライキを決行する。

(3) 保安要求及び通告書

これは貝島の場合と全く同じ

(4) オルグ動員

中斗指令第三二九号（一月二十六日）に基く興炭労支部の

(1)、貝島支部とのオルグ相互交流

(2)、オルグの受入態勢の確立、九州地方本部オルグの計画的派遣、各支部の積極的なオルグ派遣を引続き実施する。

(5) 地域共斗の強化

地上部門の労働者や、国民諸階層に対し宣伝隊を派遣し地域共斗の強化を計ると共に地方自治体地方議会に対して積極的な働きかけを行う。

以上

ニューズ

100

会社　仕繰・掘進の査定基準改訂を追加提案

組合・提案は全く反対だと再考を促す

合理化オ十八回団交は十五日午后七時四十分よりオ一次試室で開かれた。会社は請負給者の標準作業量改訂に対する考え方を述べた。そのなかで仕繰、掘進の査定基準改訂では追加提案を行ってきた。これに対し組合より標作や査定基準の切下げは反対であることを強調、会社の真剣な再考を促し、午后八時五十分打切った。

オ18回　団交　交渉経過概要　15日

会社、

一、採炭夫の標準作業量改訂についての考え方

(1)、当社の請負給上昇率は非常に高く一六〇～一七〇％にも達しており、請負給者、定額給者間の賃金バランスを失する状態になっている

(2)、高くなった理由の最も大きいものとして現行標作設定時以降の諸条件の変化、即ち企業努力の効果があげられるが、昭和二五年十月～十二月の実績、三〇三函（正味函）が昭和三五年九～十月間では四八五函（正味函）である。能率を比較すると一六〇名の上昇を示している、これは勿論、従業員の努力もあろうが大部分は企業努力によるものであるといえる。

(3)、現行標作は昭和二五年十～十二月の実績の九七％が基礎になっている。この上昇率は一〇八％になるが、諸条件の変化がその都度適正に標作修正として現われておれば依然として大体一八〇％程度に止まっているはずである。なお従業員の努力をおりこんでみても一一〇～一二〇％程度の上昇率と推定することが妥当であろう。今回これを一三〇％程度の上昇率にするということである。

※　採炭標作二三％増の理由

（採掘技術の進歩、設備、機械の改善等の内容については一ニュース95号別紙参照のこと）

二、仕繰、掘進査定検収基準の是正について

仕繰、掘進夫の請負給上昇率は著しく高くなっている。その理由の一つとして設備、機械の改善、その他の諸条件の変化が生じていたにもかかわらず査定検収基準を改訂していなかったことである。

したがって今回

(1)、査定基準の基本的な矛盾点を改訂したい

(2)、設備、機械の改善、その他諸条件がよくなったため査定基準の一部を改訂する。

(3)、二三五分を改訂する

を基本として根本的に改訂する。

1、特殊条件は基準人役に適用する

但し函押を除く（仕繰、掘進とも）

イ、米当標準人役（面積当標準人役）×$\frac{\text{実施作業面積}}{\text{有効採面積}}$

×ウエイト

ロ、但書は従前通りとする。

（掘進）

1、車道風管延長その他（いずれも実際に作業した場合に限る）に対し正一米当り左記人役を加算する。

車道延長　〇・六人役

風管延長　〇・四人役

に分割する

ビニール風管を使用した場合　〇・一人役

（別紙参照）

この追加提案に対し組合は次の質問を行った。

組合、会社の提案では採炭夫の賃金を一三〇％になるよう改訂するとなっているが、この提案で一三〇％になるのか。

会社、この提案で一五〇％になった場合一三〇％になるよう実働時間（基礎）二三五分が自然的に改正される。

このことは職種間のアンバランスをなくすためである。

かかる一方的な見解の表明に対して組合は、標作の改訂については設備の改善をすることは経営者として当然のことであり、採炭を含めて標作の改訂は反対である旨をつげて打切った。

1961・2・16

こら

▲▲大之浦労組教宣部▼▼

（別紙）

仕繰、掘進査定検収基準の是正に関する提案基礎数字説明

仕繰（切上、切拡め）の部

〈基準條件〉

1　切取作業

(1)　ドリルビットの性能向上

(イ) 台数

昭 25. 8月	R — 39型	105台（仕、掘専用台数）
〃 36. 1月	T.Y — 24〃	111〃
	T.Y — 24LD	62〃
	T.Y — 24C	8〃
	A.S.D — 25	2〃
	T.Y — 16	1〃
	計	184〃

(ロ) 性能比較

	R-39	T.Y — 24 T.Y — 24LD T.Y — 24C	A.S.D — 25	T.Y — 16
ドリル	100%	220%	146%	194%
ビット	100%	136%	136%	136%
綜合	100%	299〃（220×136）	223〃	260〃
加重平均	100〃	298〃（約3倍）		

(ハ)〈例〉

	穿孔	装填	警戒	計	
砂岩	13.5分	6.6分	4.9分	25分	……現行

13.5分 ÷ 298〃 = 4.5分

4.5分 + 6.6〃 + 4.9〃 = 16〃 ……提案

(2)　レッグ使用の場合（ドリルビットの性能向上を含む）

〈例〉

4.5分 ÷ 2 = 2.3分　2.3分 ÷ 6.6〃 + 4.9〃 = 13.8〃 ≒ 14〃……提案

2.　掘込作業……（算出要領は掘進と同じ）

〈例〉

互尸の場合　$30^{分} \times 2^{人} = 1^{分} \times \frac{1.00^{m^3}}{0.50} = 2分$

3.　古枠外し作業

(1)　平木枠、平鉄枠、モールス、合掌枠

平木枠、平鉄枠、モールス、合掌枠は実績に基いて現行の½平鉄枠は鉄梁が壁に喰い込んだ場合等作業困難であるので2分プラス

(2)　埋没アーチ枠

〈例〉　0.90m 未滿埋没の場合

$10分 + (\underset{(ロ)}{\frac{90^{cm}}{15^{cm}}} \times \underbrace{2^{人} \times 2^{本}}_{(ハ)}) = 34分$　$34分 \times \underset{(ニ)}{110\%} = 37.4分 ≒ 37分$

(イ)

(3)　カグメ古枠外し、アイビーム使用枠、座梁はそれぞれ現行所用時間の70%とみた

4.　函押作業（算出要領は掘進と同じ）

(1) 軌條改善

〈例〉

100%×81.4〃+150〃×18.6〃=109.3〃 ………27年9月
100〃×94.2〃+150〃×5.8〃=102.9〃 ………35〃9〃
102.9〃÷109.3〃=94.1〃

(2) 坑道の改善

〈例〉

100%×48〃+150〃×52〃=126〃 ………27年9月
100〃×71.5〃+150〃×28.5〃=114.25〃 ………35〃9〃
114.25〃÷126〃=90.7〃

(3) 上記(1)(2)の要素を総計すれば作業困難度は85%程度になっているので従来の1人役5,000米函に相当するものは現在では5,900米函とする

〈例〉

94.1%×90.7〃=85.35〃≒85〃
5,000米函÷85%=5,882米函≒5,900米函

〈特殊條件〉

一般傾斜條件

±45°以上であれば殆んどその條件は同一であると見てよい現行規定との関連もあるが掘進と同様±45°で頭打とした

掘進の部

〈基準條件〉

1.　切取作業

〈例〉

砂岩の場合

一孔当り警戒時間は各方共10分

$10分 \times \frac{1}{3} = 3分$

レッグ使用の場合の一孔当り所要時間29分

〈例〉(29分−10分)+3分=22分

砂岩の場合

レッグ使用の場合の穿孔時間減	20分
M.S.D による警戒時間減	7〃
計	27分
現行	45〃

45分−27分=18

No. 7

企反斗速報

政策変更を重点として

27日炭労全山が24時間スト決行

三月四日 時間内職場大会（休ケイ時間）

次の指令は炭労中斗発表一号の要旨でありますが、非常に長文のため、先に貝島斗争の分を報告しましたので、ここには政策変更斗争と宇部斗争の要点をお知らせ致します。なお本指令は十五日中斗で文書確認したものです。

炭労中斗発指令第一号要旨

一、政策変更斗争について

1、経過と現状（要約）

昨年十一月一日、政府に対し七項目に亘る要求書を提出（既報）、政府の誠意ある回答を促したが、政府の態度はきわめて不満なものであった。（既報）

従って第二九回定期大会の決定に基き、政府に対策を迫ると共に、会社（石炭業者）との事前協議制を確立、なお国会での社会党と活動を全面的に支援するため、総評を中心に春斗を盛り上げ、全労働者、国民の協力をうる行動を更に活発化することになっている。

2、当面の行動

(1) 以上の情勢の中からわれわれは次の要領に基き今月末から、来月はじめにかけて実力行動を実施し政策変更斗争について内部の意志統一を計ると共に大行進の中央到着と合わせて海外アッピールを行う。

イ、前項　政府回答に対する反対

ロ、政府予算案に対する反対（雇用促進事業団関係をはじめわれわれの政策要求予算の裏づけを必要とするものについてはほとんどとり上げられていないこと）

ハ、斗争体制の確立（政策変更斗争についてのわれわれの意欲の結集）

ニ、石炭資本に対する抗議（具体的な企業整備に対し）

(2) 期日及び規模

イ、二月二十七日全支部一齊二十四時間ストライキ

ロ、三月四日全支部休憩時間内職場大会

(3) 保安要員並びに通告書（以下省略）

二、貝島斗争（既報につき省略）

三、宇部斗争

宇部 二十五日より無期限スト突入！

1、経過と現状

既報経過報告の通り興炭労支部は、中斗指令第三三〇号に基き二月一日二四時間ストライキ、二月十、十四、十七日時間外労働の拒否を実施しているが会社はあくまでも昨年十二月二十六日、本年一月二五日の提案を固守しその履行実施も辞せずとの強固な態度を変えていない。この間興炭労支部は前々から会社と交渉を重ねてきていた（高温現場の改善、湧水職場の改善、検炭制度）等の独自の保安要求について二月六日二四時間ストライキを決行している。今後この保安要求斗争は合理化反対斗争と関連した中で斗争の推進をはからなければならない状況にある。

2、当面の行動

以上の経過から興炭支部と同じような考え方に立って次の要領で実力行使を行う。

(1) 指標　賃金、労働条件切下、職場活動の封殺反対

(2) 期日及び規模

イ、本中斗以降興炭労支部は山元の実態に応じて柔軟な斗争（時間外の拒否、時限スト等）決行する。具体的な行動の期日規模については現地派遣中執の報告に基いて中執委が決定指令する。

ロ、二月二十五日以降興炭労支部の無期限ストライキを決行する。（以下略）

昭和36年2月16日　大之浦労組

ニュース

101

精力的な団交も進展なし

会社 協力要請の事項も反対

組合・第19回団交で強調 16日

× 合理化第十九回団交は十二万屯出炭確保と六・五〇〇万円の節減の二つに分れ十六日午後二時十分よりそれぞれもつたが、組合の要請（提案再考、新提案）に対しても、会社は提案を依然として固執、自己の主張を一歩も譲ろうとせず、交渉は対立のまゝ、午後五時打切りとなつた。 ×

1951.2.17

十二万屯出炭関係交渉経過概要

組合　本日は、さきに会社が提案してきたうちの、協力要請の項についてのみ交渉をすすめる事としたい。

まず、諸会議の適正化について申しのべるが、鉱業所における生産会議の適正化をはかり坑における生産会議、防災会議を廃止し、生産協力委員会（仮称）一本とする事については、保安優先の上にたつ生産計画を樹てるためには、少くとも現在の会議機構の方が職場・職種の上からみて妥当であるし、会社の提案については反対である。

会社　会議のロスをなくし実のある会議にする為に提案した事であるので御再考を願う。

組合　再考の余地なし。

査定委員会の改善については、少く共自分達の賃金をきめる事であり　現在のあり方がもっとも妥当である。

就業率の向上については、会社が現在の様な生産方式をつづける限り労仂力再生産に当然支障が起る事は当然である、その事について会社は反省して貰いたい。

この事は超過労仂時間の抑制とも関連があるがもっと計画性をもつべきである。

会社　十二万屯達成を基礎にして考えた事であるし会社としては充分計画の上提案している事だ。

組合　余りにも実施にそぐわない計画だ、この様な計画で十二万屯出炭が可能であると思われる事については全く不可解である。

格付の適正化といわれているが、会社は一方的格付のできる方法を講じる為の提案であるし、全く不満である。

会社　特歩査定については、同僚が同僚の賃金を査定するということは民主的行為ではない、少くとも係員が査定したことに対し異議があれば代表者同志が話しあえばよい。

組合　自分達の賃金を自分達の技能に応じた分配する事であるしその事が非民主的だといわれることはわからない。

むしろ係員の権限強化を図る為の考え方であるとしか判断されない。

其の他入替採用・適正配置についても会社の提案については全く反対である。

本日組合は各支部とも諸会議を控えているので打切り次回においてこれが論議を続ける事としたい。

会社　本日は一応打切りたい。

組合の方で支障があれば止むを得ないので打切るが次回は精力的に交渉をすすめていただきたい。

会社側全く誠意なし

二十日より無期限スト決行

確固たる体制のもと今後とも交渉を続行する

大之浦労組教宣部

組合　会社の猛反省による誠意ある回答を迫る

◉六五〇〇万円関係

冒頭組合側より
(1)前回の交渉において、会社の昭和三十六年度の原価予定表中の退職手当引当金二億三千万円について、会社はどうしてもこれは必要だというけれども、組合としては前期及び前々期の決算において無計上であるのに、会社が危機という時期に働く者の賃金を減らしてまで計上することについて強く再考を求めていたがどう成ったか。
(2)購入炭の販売による利益についても、われわれはまだまだ利益があると考えている。
(3)三千百万円の賃金減額についても会社の提案によると、これ以上の減額になるのではないか。また年功給の加算修正の廃止を含むと、この額は更に増えるが、どうか。
と質問した。

これに対し会社側は
(1)退職手当引当金については、会社としてはどうしても必要だと考えているが、現在検討中である。
(2)購入炭の問題については、自産炭の販売価格を一部みているので組合がいわれる程利益は上らない。
(3)三千百万円の減額については計算の方法で若干はことなろうが違うということであれば検討したい。
以上の三点について、細い数字的な応酬を行い、最後に会社側の再度の検討と回答期間を促し交渉を打切った。

以上

No. 8

全反斗速報

貝島職組20日より72時間スト突入！

―十五日の第九回中央委員会で決定―

私たち（労組）が炭労指令第一号によって、二十日から今次合理化反対斗争決戦の無期限ストに突入することになったので、貝島職員組合としては、十五日午後三時よりの中央委員会で「今までの交渉における会社の態度から判断して、最早断乎たる決意と最大の実力行使をもって対決する以外に無いことが明確になった。

従って無期限ストに突入する労組の斗争を更に巾広くし、企業全体の立場から合理化案を一挙に八木返えすため、同時点で次の実力行使を実施する」と次の第一波実力行使を万場一致決定致しております

一、指標

労働条件切下げ拒否に対する反対並びに修正要求、休暇制度反対

生産計画の明示と生産体制の刷新促進

二、規模と方法

二月二十日、一番方より七十二時間ストライキ

（註）第二次以降については強力なストを行うという事で更めて討議決定することになっています。

18・19日の本部動員には

無期スト前の団交に圧力をかけるため

ふるって参加して下さい

今日まで組合は、出来るだけ大事に至らぬうちに問題を解決するため、団交を精力的に行い、会社の誠意ある回答を促してきましたが、今までの会社の態度では無期限スト突入と長期ストは必至の状態です。

し如し残されたスト前の十七、十八、十九日も全力を尽して交渉致しますので、これに圧力をかけるための動員を十六日の支部長会議で次の通り決めましたので、組合員、家族のみなさんは積極的に参加して下さい。

動員要領～十八、十九日の両日、団交の時間をみはからい交渉に圧力をかける動員を行う。（時間については追って知らせる）

直鞍地区合理化反対総決起大会に

みんなの怒りを結集しよう

日時　20日午後三時三〇分より

場所　貝島鉱業所車庫前広場

二十日無期スト突入の日、貝島労組の斗いを、直鞍地区の全労働者が自らの斗いとして共斗を誓うあうため、「直鞍地区合理化反対総決起大会」を、前記のように二十日午後三時三十分より、貝島鉱業所車庫前広場で開催することになりました。

組合員並びに家族のみなさん！

直鞍の仲間に私たちの「団結」の姿を見せ、共斗を誓い合うため、病人や当番員を残した他の人は、会社に対する怒りをこめ全員結集して下さい。

昭和36年2月17日　大之浦労組

ニューズ

102

無期限ストの責任は会社だ!!

会社・問題解決の誠意を示せ

第20回合理化団交　17日

第二十回合理化団交は十七日午後二時五十分より開かれ、組合は再び反論と質問を行い、更に二十日よりの無期限ストを前にして会社に問題解決の努力を迫ったが、会社は依然として提案実施の協力をくりかえすのみで「しばらくのしんぼう」であると前回同様の回答であったので、組合は、厳く再考を促し打切った

交渉経過概要

組合　今回で交渉し二十回になる、われわれの方として六・五〇〇万円にしろ、十二万屯出炭にしろわれわれの考え方なり、分析した態度を明らかにしてきたが、一体会社として問題を解決する技術があるのか、危惧を抱く、対立しているこのまゝの態度で何をもって解決するかというと、好むと好まざるとにかゝわらず実力行使をしなければならない。その事は常に会社のいっている平和的解決ではなく、不幸の事態を招く、従って、本日再度質問、反論を行うが会社は猛反省をして問題解決の努力をされたい。

なお、三十五年度の計画のソゴについては組合は見解をのべたが会社は自然条件が悪化したという事にされ[illegible]感した。

今度三十六年度出炭計画をたてゝいるが、われわれが過去の実績の上にたって会社提案を切羽構成よりみた場合一二一万屯程度しか考えられない。

会社は三十六年度計画について自信がないのではワイルドの構成にしても変らないし、切羽構成についても計画どおりに行くとは思わない。従って第二、第三の対策をたてゝいるか。

会社　出炭炭については後からお知らせする。

フイルドについてはA、B、Cとわけた　層・だから、あるいはB級局だからC級局だから能率が悪いんだと考えていない。問題は炭の状態である。C級局である下三は能率がよい。

三十六年度は三十五年の経験の上にたって見こした数字であり使用率もみた。

自然条件もだんだん悪くなるのに機械化が出来るかということであるが、自信がある、入坑率についても実績があるのでやっていける。

組合　われわれは協力出来ることはしてきたのだから問題は計画である、自信があるといわれるが信用ならん。問題をこのような状態にしたのは大学出が「おれは大学出だ」という考えでいるか[illegible]ものだという風評がある。

会社　大学出がわるいといわれるが、みんなが悪いのだ。

組合　経理については会社が数字を握っているのでわからないが、退職金引当金が二億五千万円もある・われわれの賃金を下げてまでも退職金をためるのか、生産面にもっていくべきだ

退職金の決定の時にはこれ以上出来ませんといいながら希望退職のように自分の都合のよい時だけプラスアルファつけて、残った者に再建だといってボタをかぶせるようなことをする。

会社　過去の実績を考えると技術屋の不備もあるが、働くものにも責任がある。技術は人間が一緒になってはじめて生かされるのだ。坑外の場合計画通りいっているが坑内は人間が沢山おりなかなか計画通りにゆかない、みなさんの協力を願う。

組合　われわれに反省せよと強調されるが、企業体のなかで一体になって働くことは否定しないし事実協力してきたが、それをしめつけることは反対である。

しめつけをして誰が働くと思うか、採炭は基準法をおかしてまで働いているのにまだ働きがたらんというのは全くおかしいじゃないか。

会社　今まで残業迄やっていたのを時間内に出炭するよう協力してもらいたいという事だ。

組合　十二万屯が大事か、経済出炭が大事なのかわからんではないか、とにかく団交を二十回も重ね、二十日からは無期限ストに入るのだ。われわれの考えは述べてきたのだから解決への努力をすべきである。

会社　企業自体が行づまっているので、しばらくしんぼうしてもらいたい。

組合　会社こそ真剣に再考せよ

以上

1961.2.18

大之浦労組教宣部

ニュース

103

二・五〇〇の大衆抗議で会社の猛省促す

第二十二回団交 18日

組合員、主婦の怒りをこめた約二、五〇〇の抗議行動を圧力として開かれた第二十二回団交は組合交渉団、抗議団代表の厳しい抗議にもかかわらず、会社は昔の案程の修正提案（裏面に記）を行ってきたのみで、再提案をしなかったので、組合は、二十日よりの無期限ストを控え、何とか平和的に問題を解決しようと努力しているのにこうした会社の人を喰った態度は、会社自ら挑戦的であるし、われわれをストに追い込もうとしているのは会社だと、会社の猛反省を促し、早く再考を要請団交を一応打切った。

会社　全く問題にならない修正提案出す

団交経過概要

会社、いままで組合ののべられて来られた事を充分検討した結果、次のような修正提案を行うので、不備ではある次了解の上会社再建で協力を願いたいと別紙（ウラ）の修正提案を行ってきた。

組合、特別手当は条件をかけたか、操作は何％アップか

会社、特別は一七％を考えている。二〇％アップだ。

組合、超過労働の時間はどうなっているか

会社、二〇％削減を含む

組合、退職引当金は預金を減らしてでも積まなければならないのか。

会社、当然積まねばならない

組合、救済出役費は、まって貰ってはどうか

会社、検討をして見る

組合、会社は計外的収益面にこだわっているが、むしろ皆んなの生産意欲が減退しない面措置をとる事が必要ではないか、そのためには少く共、賃下はすべきでないし、修正提案についても全く反対である

会社、計外的な措置を研ることは重要である

（抗議団の抗議を行う）午後六時三十分

組合、会社は早期解決をするため、修正案を出しているが、当面をコトする事のためであり責任をのがれんとする考え方であって、修正案は何等早期解決の要素にはならない。

会社は何としてもやりくりして将来に対する展望をもって提案を白紙にしてもらいたい。

抗議団ものべたように、一刻も早く解決の方向をとってもらいたい。

再三組合がのべているように、会社はもっと誠意をもって問題解決に当って貰いたい。

なお、抗議デモ隊に対しては、交渉委員長は抗議の報告を行い、横田組合長より、寒中の抗議行動のご苦労と、会社の態度から無期限ストはさけられない状態であるし、かつストは長期化する覚悟で体制をより一層固めていただきたいとの要望があり「団結頑張ろう」の合唱、七時五〇分ごろ散会と解散した。

二十日・第二次オルグ来山

二月四日より労働派けん第一次オルグとして九共斗傘下労組より六名（高松、大正、杵島、二瀬、宇部）の人が派遣していましたが、二十日新らたに第二次オルグ（九保、豊田、高島、田川、峯地、崎戸、古河目尾、大峯、新入、赤池大辻、三池、方城）の十三名が入り活躍することになっています。

※おしらせ

二月十五日に開かれた斗争委員会（執行委員）で賃金より控除していました組合控除金中より次のものを、二回分（三月支払賃金）より次のものを除き差引きを一時中止することを決定致しましたのでおしらせいたします。

一、保安要員資金カンパ二〇％

一、労金預金の利子

なお、市民税延収金徴収延期については目下折衝中です。

以上

1961・2・19

一ラら

大之浦労組　教宣部

賃金関係項目修正提案

S 三六・二・一八

一、割増率の改訂

割増率について次の通り改訂したい

(1) 早出残業賃金及び普通公休賃金中の割増賃金
「通常の労働時間の賃金」の二六％とする

(2) 特殊公休賃金中の割増賃金　従来通りとする

(3) 深夜業手当「通常の労働時間の賃金」の二六％
とする

二、特殊労働手当の改訂

特殊労働手当について次の通り改訂したい

(1) 非常呼出　一回につき　坑内夫七六円
坑外夫六三円

(2) 臨時入坑手当
坑内における就業四時間以上の場合　九〇円
二時間以上四時間未満の場合
四一円

(3) 当直手当（試錐夫）
日直または宿直　一回につき　一四四円

(4) 臨時夜警手当　夜警一回につき　三六一円

(5) 歩行手当
新宮平田坑、坑道につき二二円、但し旧西五坑人車坑道を歩行により入昇坑した場合は坑道につき三一円とする。
五坑、坑道につき　一三円
二坑　〃　二二円
六坑　〃　八円

(6) ロープ整備手当
ロープ整理一本につき　五円

三、標準作業量

(1) 次の六の各坑別標準作業量について次の通り
改訂したい
新宮平田坑　一、九一三車（出炭正味車数）
五坑　二、八五五函（出炭正味函数）
二坑　三、三五二函（　〃　）
六坑　三、三五八函（　〃　）

(2) その他の取扱いについては前回提案通りとする

四、その他

(1) 公の職務を執行する場合の賃金の取扱
公の職務を執行する場合の賃金については当該職種本人給標準額の五割相当額を支給する

(2) 請負保障給の改訂
イ、請負保障給については従来の額の八割五分相当額とする
ロ、請負保障給計算方式は前回提案通りとする

(3) 賃金支払日の変更
賃金支払日について次の通り変更したい
イ、賃金のメ切日は月の末日とし支払期日は翌月一八日とする　但し事情によっては一日から一五日までの賃金の一部を翌月三日に内払することがある
ロ、支払当日が休日のときは翌日とする

五、上記以外の項目については、前回提案通りとする

鉱員賃金減額修正提案

〈35.9～10月基礎〉

S36.2.18

		減額	1人当り	%
増産賞与	廃止	13.556.753	2.253	8.2
割増率	26%	2.471.839	411	1.5
不合理な慣行	是正	179.111	30	0.1
[illegible]	廃止	380.113	63	0.2
特労手当	改訂	8.002	1	
その他の項目	改廃	62.448	10	
標作	改訂	7.923.446	1.317	4.8
計		24.581.712	4.085	14.8
備考	6.018人　27.676円基礎			

No. 9

企反斗速報

無期スト突入必至の状態

会社〃解決案示さず　挑戦的〃

団交＝ほんのちょっぴり進展しただけ

×× 今日までの合理化団交の総まとめ（概要）については十七日発行の号外でお知らせしておりますので、その後の概要を報告致します。××

組合 ―「俺は大学出だ」という考えではスミは出ない― 強調

問題は会社幹部がハダカになることだ――

第二十回団交　17日

まず組合より「今まで誠意をもって組合は交渉を重ねてきたが、会社回答は一貫して提案を固執、賃下げを強行している。会社は本当に解決する気持があるのか、会社が考え方を変えないとすれば炭労指令の実力行使（無期スト）はさけられない。

過去の出炭計画等のソゴについていろいろ指摘し猛省を促してきたが、「俺は大学出だ」という考えや自信だけではスミ（石炭）は出ない。問題を解決するには会社幹部がハダカになって全力を尽すことだ。案を出すのは会社だから解決案を示されたい」と強く会社の誠意を促した。

これに対し会社は、「大学出が出るようにいわれるが、過去、技術屋にも不備があったが、働く者にも責任はあったと考えている。今後の計画については自信をもっているし、みなさんの協力を願う。

組合「われわれに反省せよといわれるが、今までも出炭に協力してきたし、今後も協力する考えはある。しかし一方的に賃下げを強行したりされると生産意欲は減退するし、会社自身が会社をつぶしていることになるのだ。組合の考え方は全てのべてきているので、真剣に再考した新提案を行え」と協議打切った。

人員計画の具体的説明をきく

――第二十一回団交　18日（午後一時より四時まで）

生産計画に基く人員計画については、当初の提案でその大綱的計画が説明されていたが、具体的な計画がきまったということで会社より説明が行われることになり、組合は第二十一回団交でその説明をきき若干の質疑を行った。（その内容については省略）

お話にならぬ修正提案

大衆抗議で猛省迫る！

第二十二回団交　18日（午後六時より七時半）

各支部より結集した約二五〇〇の抗議デモを圧力として開かれた第二十二回団交で会社は、賃金関係の修正提案（別紙）を行ってきたが、これが全くお話にならない内容であったので抗議デモの中から選ばれた抗議代表団が、組合員、家族の怒りを会社最高幹部にぶっつけ抗議を行うと共に、会社の猛省と誠意ある回答を強く迫った。交渉の経過と修正提案の内容については二ユース（代議員報告）にて報告することにし、ここに修正提案の要点のみお知らせ致します。

⊙修正提案を一口に言うと賃金関係の修正で平均一八.五％の賃下げを一七.七六％の減額となる。いいかえると〇.七四％（賃金額にして約一一六万円）譲歩してきた程度で全然問題になりません。

主なものを挙げますと早出残業と深夜業割増率25%を26%支給とする。単価は23%切下げを20%とする。特殊労働手当も提案より少し引上げている。構内保安給～八割を八割五分とする。公の裁判執行賃金～ゼロを五割支給とする等です。

昭和36年2月19日　大之浦労組

ニューズ
104

大之浦労組 教宣部

20日一番方より遂に無期限スト突入!!

余りにもだらだらたる第三次案

実力で会社の猛省を促す以外にない

無期スト前夜 第二十三回団交 19日

昨日に引続き約三千の大衆団交が行われ、会社の再検討した結果と誠意ある回答を迫ったところ会社は「なお検討中であるが、今晩は徹夜してでも団交をもち解決への努力をする考えであるので、組合側も不満であろうがご協力を願いたい」という回答を行った。よって無期ストを前にした第二十三回団交は、十九日午後十一時より開かれたが、会社の第三次案は早出残業や深夜業手当を二七%、採炭を第二次案（三〇%）より一%さげて二九%にするという修正提案であり、金額的にいうと賃下分約三一〇〇万円のうち約二〇八万円をへらすということでしかなかったので、組合は、そういうことで解決出来ると考えているのかと鋭く会社の再検討を迫り二十日午前一時休会に入ったが、会社は検討に時間がかかれるということで、交渉打切りの連絡を行ってきた。従って二十日からの無期限ストはさけられず突入することになった。

交渉経過の概要

会社、無期ストを前にして組合の要請により検討を行った。若し二十日よりストに突入されることは双方に大きな犠牲が起るし、殊に会社の危機は深まるばかりだし組合も歩みよっていただきスト回避に協力願いたい。次の第三次案では不満であろうがご了解願いたい。

◎ 賃金関係

1、増給率の改訂

前回二六%の修正案を二七%に修正する

2、標準作業量

新坑　一・八九七函（出炭正味函数）

五坑　二・八三一函（出炭正味函数）

二坑　三・二二五函（　〃　）

六坑　三・三三一函（　〃　）

3、H型コンベア使用の場合の採炭

一六%減率を一五%とする

4、その他の取扱いは前回通り

尚この提案に先立ち今後の交渉の進め方として(1)十二万トン体制について、(2)賃金関係について、(3)代替人員関係について、(4)福利厚生関係について

組合、交渉の進め方は賛成するとして、今の提案は余りにもだらだらたるもので問題にならない。また賃金体系は廃止のままになっているが、そのことは出炭意欲を減退させることだし、十二万トンを出させねばといわれるのにどう会社は考えているのか、組合員はこれに大きな疑問をもっているのだし、会社のやり方はわれわれを無期ストに追いこもうとしていることと同じだ。

会社、賃金の主は基準内であるし、会社としてはこれに大きく手をつけることは問題があるので基準外や福利厚生に手をつけることにした。いわれることはよく分るが、会社の危機をのり切るためにご無理とは思うがご了解願いたい。

組合、賃金の危機なり生活から考えて会社が一歩に歩止を固執されることは理解できないし、ザックバランな話だが、会社はこの提案で解決できると思っているのか、段々〳〵といわれるが、今までも行ってきたではないか、ストでの犠牲をさけたいことは同感だが検討のしようもない提案を認めよといわれてもそうはいかない。われわれをストに追い込んでいるのは会社だ。本当にスト回避を考えているなら誠意と熱意ある回答をされよ。

会社、会社の現状に対する見方が甘い。何も人だけに犠牲を押しつけるのではない、会社は駆け引きをしているわけではない。この点ご理解願いたい。

組合、十二万屯は出るのだ。もっと積極的な態度を示せ。二本の柱を神がかり的にいわれるが、そのいい方は血も涙もない態度だ。会社の交渉の進め方はまず賃下げをやっつけようというやり方であり不純だ。賃下げは棚上げしてでも、生産意欲を先にはっきりすべきだ。物価はどんどん上がっている賃下げとはもっての外

会社、出炭は過去の反省に立ち、情熱をもってまっしぐらに必ずやっていく決意である。

1961・2・20

組合、こういうことでは到底解決にならないので、協定外に会社は再検討され、誠意ある回答を提案されよ。

なお、福利厚生関係について、社宅割当り、炭代のくみとり、家族診療費、五坑診療所の廃止、電力、水道の問題等の撤回を迫った。

ここで午前一時、団交休憩を行うため一旦、休けいに入ったが、会社より検討に時間がかかるので打切りたいという申入れがあった。

従って、その後交渉がもたれず遂に無期スト突入となった。

以上

No. 10

企反斗速報

無期スト第一日目（20日）

20日・遂に無期スト突入！

われわれをストに追い込んだのは会社

第三次案もお話にならず

既報の通り、無期スト前夜の第二十三回団交における会社修正提案（第三次案）は、◎賃金関係について①割増率の改訂～二六％を二七％に修正する ②坑内作業量、前回修正案一二〇％を一一九％とする ③H型コンベア使用の場合の操作一六％を一五％とする ④その他は前回通りというように微微回答であったので組合は、これを金額的にみた場合、約三一〇〇万円の賃下げに対し約二〇八万円（一・三％）をへらすということであり、こんな血も涙もないびびたる回答を押しつけようとする会社のやり方は、余りにも身勝手であるし、いいかえるとわれわれをストに追い込もうとするものだと厳重に抗議、二十日の一番方から一斉に無期限ストに突入した。

一万人の怒り会社への抗議と共斗誓う

― 直鞍地区合理化反対総決起大会開く

よって先に計画されていた通り、鞍手地区の合理化反対総決起大会は予定通り二十日午後四時より貝島砿業所事務前広場において開かれた。

大会は、くもり空の下、貝島労組々合員、家族約九千、臨鉱四百、地区九百と一万人をこえる怒りが結集〃頑張ろう〃のうた声が鉱業所にこだまする中にその幕をあけた。

議長団に、井上（炭労～新入）梶原（公労協～国鉄自動車）高村（公務員～福教組）伊藤（貝島新組）藤武（貝島主婦会）の五氏を選出、まず横田組合長が挨拶（〃経過報告を含む）、つづいて矢野新組々合長が挨拶（斗争委員報告を含む）野村事務所長より地区協議会の斗争経過報告ののち、宮口炭労副委員長、原田九共斗議長、嶋口県議、社会党、共産党代表らのメッセージを受けた。つづいて炭労今下田山をはじめ、多賀谷真稔氏らの激電二十七通を披露。スローガン「みんなの力で安保体制の政策を変更し失業と貧乏をなくそう」「無期ストの共斗体制を固めあくどい貝島資本の攻撃をはね返そう」等六項目を採択。つづいて野田労組副組合長、田中臨組代表が臨砿の斗う決意を表明した後、貝島資本に対する憎しみと怒りをこめた抗議文を万場、われるような拍手で採択、労働歌合唱の後、〃団結頑張ろう〃の天突きを行い一応大会の幕を閉じ、その後抗議団（貝島労組二名、臨鉱二名、各地区一名計十八名）を先頭にデモ行進にうつり、夕ヤミ迫る中を鉱業所の中をジグザグでデモり、各支部へ流れ解散した。なお抗議団は、団長に岡山正七氏（貝島労）を選び会社最高幹部に厳重なる抗議を行い、猛省と誠意ある回答を促した。

20日・五坑支部

― 決起大会開く ―

五坑支部では十一日の二回ストの日の地区総決起大会を雨のため延期していたが、無期スト突入日の二十日午後一時より上町広場で決起大会を開いた。

午後一時ぞくぞくとつめかけた組合員、主婦は約一、二〇〇名、清水支部長の招集挨拶ののち、議長団に岡山、伊原、牛島（主婦会）の三氏を選出、経過報告につづいてスローガンを採択、組合員、主婦会代表よりの力強い意見発表があり、抗議文を採択したのち、抗議団を選出、坑責任者に厳重に抗議した。

大会終了後、五坑支部はそのままデモで直鞍地区合理化反対総決起大会に参加した。

昭和36年2月20日 大之浦労組

No. 10

企反斗速報

無期スト第二日目（21日）

各居住区毎に団結集会開かる
『団結頑張ろう』を更に意志統一

無期スト二日目の二十一日は、各支部居住区毎にそれぞれ団結集会が開かれ、斗争経過の報告や、斗争歌〝頑張ろう〟の合唱が行われ、会社の攻撃や切崩しが如何に激しくとも苦しみをこえ、一方的な合理化をはね返し、お互いの生活と既得権を守り抜くために「統一と団結」を最後まで堅持しようという意志統一がなされた。

団結集会や大衆行動には必ず参加しよう！
若し参加出来ない時は区の代表に連絡をとって下さい

組合員並に主婦のみなさん！

今後団結集会、その他の会合または大衆行動が毎日のように行われると思いますが、集合の連絡があった場合は速やかに参加するようにして下さい。

若し、病気やそのたの事情からどうしても参加出来ないときは、隣組長や主婦会代表に必ず連絡をとり了解を求めておいて下さい。そうしないとズルケているとか、統一行動を乱しているとかの指摘をうけることになりますので、また参加した人は参加しない人のことについて感情的にヒナンをしないよう温い友愛精神を心がけて下さい。

みんなが一丸になってこの斗争を勝ち抜くことが大事なことですし、仲間同志、内輪ゲンカをすることは会社を喜ばせるだけですから。

炭労オルグを各支部に配置
―お互いに親しみをもって交流しよう―

われわれ今次斗争を自らの斗いとして共に斗おうということで、炭労第一陣のオルグ（九共斗関係）が二月四日来山、泊込み、ニュースカー、集会等で活躍されていることは皆様の通りであるが、二十日無期スト突入の日の総決起大会で紹介したように第二陣として十二名のオルグが来山されたので、計十八名を次のように各支部に配置することになった。

従って今後、団結集会や大衆行動等で行動を共にし、指導の役割を果されるので、みなさんとしては、先ず遠路わざわざ炭鉱斗争を支援にきて貰っているのだという感謝の気持をもって接していただき、仲く若同志、親しみをもって一緒に統一ある行動をとりましょう。

◎本部　全国オルグ（古河目尾出身、佐伯）　註（　）内は氏名

◎支部、

本社　二名　杵島（成富）、九鉱（入江）二名兼務
二坑　四名　高松（兵方）、大辻（片渡）、勝田（山口）、田川（前川）
新坑　五名　宇部（河野）、大正（杉山）、大峰（荒川）、目尾（森田）、新入（栗山）
五坑　三名　二瀬（前田）、赤池（渡辺）、峰地（岩田）
六坑　三名　宇部（森下）、方城（小松）、三池（宮崎）

九共斗のニュースカー（高松・二瀬・杵島）来山
各支部を巡回し激励！

九共斗各山のニュースカーが一月二十三日、二十四日ストの日来山し、各支部を巡回激励したことは、既報の通りであるが、その後それぞれ各斗の体制確立や政策変更アッピールに活躍していたので、二十日の総決起大会に高松、杵島、二瀬（宇部、大正～山元町圏でこれない）のニュースカーが来山、二十一日は全支部を巡回し、共に斗おうという激励をしてくれた。

昭和36年2月21日　大之浦労組

No. 12

企反斗速報

無期スト第三日目（22日）

第24回団交
22日

会社・過去の出炭減少の責任認む
入浴時間の制限は撤回さす！

無期スト三日目の二十二日は午前中、福利厚生関係、午後十二万トン出炭問題について第二十四回の団交をもったが、「今までスミ（石炭）が出なかったのは会社計画ソゴの責任」と会社が認めたことと、入浴時間の制限が撤回された程度で、本題の具体的な進展はなかった。その要点を報告すると、

◉ 福利厚生関係（午前十一時半から午後一時半まで）

まず組合より入浴時間について会社が時間制限を一方的に実施しているが、出炭は寄與するので撤回せよと迫ったところ会社は、入浴時間の制限は撤回した。

次に社宅家賃の値上げや糞尿くみ取り料（雨もりや下水等どうする）等の補修を一年延し度い等について具体的に反論し撤回を迫ったが会社は、理論を超越してのお願いだと哀訴、入浴時間の制限を除き前回のむしかえしに終った。

◉ 十二万トン確保関係

まず組合より問題の根本である十二万トンが出なかった責任として会社計画のソゴを追及、会社の責任を迫ったところ会社は言を左右にしていたが最終的に「三十五年度出炭不振の原因は、会社の計画のソゴが大きく影響しているしその責任は会社にある」と認め、今後の協力要請を行ってきた。

このことに対し組合は、もっと会社が裸になり積極的に努力することが肝心だと強く要請、最後の団交時間がきたので午後六時十分打切った。

〈訂正〉
速報10号二十一日発行は、11号の誤りにつき訂正します。

早朝・本部へ激励のデモ
——二坑一区統制部の組合員・主婦

早朝、団結集会を終った二坑一区統制部の組合員・主婦約一五〇名は、みんなの決意で本部に激励のデモを行うことになり、原町会社幹部社宅街から就業所を通り本部に到着、松尾統制部長より「われわれ組合員・家族は最後まで頑張るので、本部執行部は団交に全力を尽し、われわれの代表として一生懸命頑張って頂きたい。なお身体には十分気をつけて下さい」という激励の言葉があった。

これに対し本部執行部の代表として竹下書記長より「激励を感謝すると共に、もち論執行部は全力を尽すので、みなさん方も苦しい斗いになるでしょうが、会社の切崩しに負けることなく最後まで統一と団結を守り抜いて下さい」と訴えた。なお、炭労野口闘争委員長よりも挨拶が行われ、若干休憩後、本部役員指導のもとに整然と帰途につかれた。

三池の三支長みいけ号で来山
各支部を訪問・常会等で激励

先に三池労組より代表が来山、今次斗争を激励されたが、今日も三池の四山支部木村支部長、宮浦支部古賀支部長、鉱業所支部松尾支部長の三氏がニュースカーみいけで二十一日夜来山され、本日早朝より六坑支部を皮切りに、各支部及び統制部を訪問。

なお夜は、新坑支部の常会に出席され、三池斗争に対する支援・感謝と共に激励をうけた。

ニューズ

105

第二四回団交

会社・三十五年度出炭不振の責任を認む

福利厚生関係で論戦

22日

スト突入三日目の二二日団交を開き、福利厚生問題と、一二万屯出炭確保について論議を行ったが、あくまで団交のシワよせなり、三五年度の出炭不振の責任を組合に転嫁しようとする会社に対し、その不当性を追求、反省を要請したところ、最終的に「三五年度の出炭不振の原因は、会社の計画ソゴが大きく影響している事であり、当然その責任は会社にあることを認め、今後はハダカになって三六年度の一二万屯出炭計画について話合いを進める事を確約させ、一応団交を打切った。

1961.2.23

福利厚生関係交渉経過

組合　交渉に入る前に会社が一方的に実施している入浴時間の制限は一八日から再三撤回するよう交渉してきたがそこではっきり撤回してもらいたい

会社　長期ストなので山発炭を節約する為制限を行ったが組合で山発炭の出炭を考慮して貰えば会社としても考える。後で結論をお知らせする

※　山発炭出炭を考慮することで入浴時間の制限を撤回することになった。

組合　社宅料金値上げの件だが一間と言っても畳数も違うし破損りの点もあるのに全部同じように考えるのはおかしい

会社　畳数が違うのもあるがやむを得ない、破損りも一間と見ている、玄関や炊事場は考えていない

組合　糞尿くみ取料を一荷五〇円と言うが設備が悪く雨水や雨漏り、下水等が入っているのに料金をとるというのか、設備を先に完全に修理するのか

会社　大之浦の一世帯人員四・五六人で一ヵ月の排せつ量が二・八四荷になるので一荷五〇円として一戸当り一四二円を世帯人員の多少に拘らず戴きたい戸別にすると検査する者も困るし会計も困る

※　会社の提案は当初の提案から料金徴収の方法で変っている。

組合　㊥族の取扱いを外すと言うが、数年前から鉱所内居住者の国民保険加入が会社の意向できまらないので延び延びになっているのに一方的に取扱いを止めるのはもっての外だ、この人たちの取扱を会社は真剣に考えているのか

会社　国民保険で役場の条件は、1、貝島病院の社外開放　2、保険料率の決定　3、保険料の徴収方法等で会社としては病院を社外に開放すると従業員と家族に御迷惑をかけるので㊥族の方は急患のかけ込み診療の形で診療する料金は一応全額払って貰って役場に半額の請求をしてもらいたい。みなさんが病院を一般に開放した方がよいと言われれば考え方も変るが会社としては医師が不足しているので困っている

組合　畳を一年間補修しないと言っているが今までもぎりぎりの補修をやっているのに一年間やめれば益々痛み方がはげしくなって来年補修する時に必要以上の経費がいると思うがこれでは経費の節約にならない。又われわれにワラの上に寝ろと言うのか

会社　理論的に反駁する事はできない、これに変るものとしてテレビ代なども考えたが、大正でも一年間中止した事だし理論を超越してお願いしている

一人当りの福利厚生費は日尾に比べて約千円位高いので困っている財源を賃金に求めるよりも畳の方が救援しやすいと考えた。

電力や水道の節約の問題もメーターを取付ければ料金を取る事は話合いがついているが多額の費用がいるのでできない状態ですから、以上のような節電対策委員会をもって戴きたい。

以上の応シュウを行った後、二三日組合としての全面的な交渉を行うことにして打切った。

十二万トン関係交渉経過

組合　前回の交渉に於て会社は次の点について申出てきたが前回交渉でも意志表示したように

1、交渉方式について

団交のなかで話合いを進めてゆく。専門的に問題があれば、そのなかで判断し話合ってゆく

2、賃金について（第三次案）

不満であるので反対だ

3、一二万屯出炭確保について

〔裏面につづく〕

大之浦労組 教宣部

一二万トン確保については、三五年度の出炭不振の原因が会社の計画面のソゴはあつたことを率直に認め反省すべきである。

その事が明確にされない限り交渉進展にはならない

会社　過去何回となく、申のべた様に三五年度出炭不振の原因については、労使共に責任がある

組合　もつての外だ、われわれは第一次合理化以来充分協力してきたはずだ、これで出炭不振といえばそれは経営者の計画がまちがつている事であり、当然その責任は会社にある

会社　勿論その責任は経営者にある事は当然ですが過去話合いが三日かかつていたものは二日なり一日で解決できるようにして戴きたいとのべているのです

組合　われわれは故意に問題を引延ばした事はない、三五年度出炭不振の責任について会社は認めているのか、われわれはその責任を転嫁されるようでは話合いを進めるわけにはゆかぬ

会社　責任については当然経営者たるわれわれにあつた事については認めるので話合いを進めて戴きたい

組合　今後はもつとハダカになつて話合える態度をとつて貰いたい、われわれも充分検討を行うので会社もつとこの事態を解決する為に誠意ある提案を行つて貰いたい。

（午後六時十分打切り）

No. 13

企反斗速報

無期スト第四日目（23日）

第25回団交 23日

組合・十二万トン出炭確保の具体的問題をつく

賃下げ問題も誠意ある回答を迫る

無期スト第四日目の二十三日午後四時より第二十五回団交をもち、会社は今までスミ（石炭）の出炭がった計画のソゴと責任を認めたので、十二万トンを確保するために一、機械化、二、坑内の整化 三、ゲート 四、ポケット 五、曲片 六、捲揚 七、運搬関係 八、充填 九、切羽計画の問題点について指摘、これを実施しなければ十二万トンの確保はくずれると思うので、会社は今までのような考えでなく、完全に遂行せよと迫ったところ会社は若干の腹案を再検討することになった。

なお組合は総額三千数百万円の賃下げに対し第三次案は、約二〇八万円へっただけだが、これでは到底問題にはならないし、会社はその後検討した回答を示されたい、と詰めより更に、有給休暇等についても会社の真意を質した。

これに対して会社は、午後五時三十分別室協議に入ったので休会となったが、十時頃まで待たせた上、検討の結論が出ないので、明日（二十四日）の午前十時から再開したいという連絡を行ってきたので、待機中の組合交渉団は解散した。

宇部

合理化反対斗争

二五日より無期限スト突入

22日には保安斗争で24スト決行

明鉱と同様の攻撃をうけて共斗を組んでいる宇部の合理化反対斗争は、既報通り、昨年十二月二十六日に具体案を提示、二月一日より実施するという現実であり、一方履行についても、二月二十八日の仮払いをめぐって激突状態が発生するということで（組織は明鉱より早く実施は不可避いということは、明鉱会社のあくどさを物語っている）斗いの進め方も春斗との結合を目指しての体制確立がはかられ、その間、保安要求（系統別対策、業務上疾病の取扱い、春木炭鉱等について）を会社に提出、先に二日の二四ストを行い二十二日にも二十四時間ストを決行した。

しかし合理化問題について二月十六日の団交で会社が、一方履行を通告、高圧的な態度を示してきたことから、一方履行が二十日前後と決定し突入せざるを得ない状態にあるとの情勢判断に基く炭労指令第一号により、宇部は二十五日より無期限ストに突入する体制の方針を確認している。

36　2　23

生活資金の具体的な貸出し方法決める

第二次 25日に希望者に出す

斗争委員会で決定

今次斗争の生活資金としては、第一次として十七日に一律三千円の仮払いを行ったが、第二次以降についてはその貸出し基準、時期について検討に手まどり、ようやく二十三日の斗争委員会で決定された。その詳しい内容については、号外を発行（二十三日夜印刷）するので、ここには、貸出し基準として、一日一人当り組合員一二〇円、家族六〇円、五人家族の場合、一万三千円となっていること、また第二次の貸出しとしては、二十五日に希望者に家族構成で貸出すこと、第三次としては三月十五日以降に貸出すことを決めたことをお知らせする。

昭和　年　月　日　大之浦労組

No. 14

企反斗速報

無期スト第五日目（24日）

賃下げ関係　福利厚生関係　第三次修正提案も検討の余地なし

十二万屯関係・組合の指摘に見解示す　会社

第26回団交

無期スト五日目の第二六回団交は二十四日午前十一時十五分より開かれ、まず十二万屯出炭確保について昨日組合が指摘した問題について、会社より回答がなされた。内容がボウ大なためここには省略するが、依然として三十五年度の出炭不振の責任は会社にあるといいながら、考え方の内容はあたかも組合の努力不足にあるかの如くきめつけ、われわれの労働力に大きな責任をかぶせようと考えているようにうけとれたが、反論については引きつづき厚生関係の交渉も控えているので、午後一時一応打切り、次回行うことになった。続いて福利厚生、賃下げ関係について団交をもった。その要旨の要点は次の通り

—会社・小出しに修正第三次案を提示

—賃下げ関係・誠意ある回答迫る

午後九時五分より再開された団交で会社は「現在の状態では益々対外信用を落し、金繰りについても困難になるので、組合においてもこの容易ならぬ実態を御察され、解決に努力して戴きたい」と前置きし、修正提案（第三次案）を行ってきた。

これに対し組合は、この段階に至ってもなお、小出しの提案を行う事は全く解決しようとする努力があるとは思えない。もっと誠意のある回答を示されたいと強く要求し午後十時四十分団交を打切った。なお、会社の第三次修正提案でみると賃下げは約三、一〇〇万円の総額に対し、修正第三次案では、賃下げ総額約三一〇〇万円に対し約二二四万円へったことになります。

なお、賃下げ修正を一人当り平均で推移をみると次の通り提案～五、一〇八円、第一次修正～四、九一五円、第二次修正～四、八一四円、第三次修正～四、七三八円（提案より三次案では三七〇円へっている

福利厚生も若干の修正提案を示す

午後五時五十分より開いた福利厚生関係の交渉において、組合は、石炭、薪、豆炭の確保について強く要請を行った。

合理化の問題について会社は、「炭鉱の施設はどこに出しても恥しくない」と大見得（当り前の事だが）をきり、糞尿汲取料は目尾では八五円～九〇円をとっているし

炭鉱の福利厚生費は一人当りにすると他社に比べて千円から千五百位高い。しかし現在の状態では解決にならないからといって別途収支の結果、社宅補修、衛生費（糞尿汲取料）から節約分二、四二五、三六四円を二、二二二、七八五円にすると修正提案をしてきた。

組合は、この様な無誠意な修正では解決の要素にはならないと反論し団交を打切った。

会社の賃下げ修正額と商業新聞のゴマカシについて

超過労働の除外も賃下げに変りはない

商業新聞では会社提案の賃下げ修正額について、（各新聞によって異るが）一人当り約五、二〇〇円の賃下げを約四、〇〇〇円にしたとか或は三、九〇〇円にしたとか発表していますので、皆さんは大巾に下ったという見方をされている人もあるようですが、これは何にも大巾に譲歩したのではなく、組合の発行したニュースによりおわかりと思いますが、会社が賃金切下げ約五、二〇〇円の中から超過労働抑制二〇%の数字を別にしたためであります。この考え方について会社はこういっております。超過労働抑制二〇%以上を撤回したのではなく、考え方については当初提案した当時と変りはなく、ただ日常の業務管理の中で出来ることであり、ことさら今回の数字の中に入れなかった、といっています従って、組合としては、この超過労働抑制二〇%以上に対し、これはあくまでも実際賃金の切下げであり、総額にして約五〇〇万円（一人当り八三一円）の大きな賃下げで、会社が説明の中から、この数字を外しても、何んら当初の提案と変りませんから、問題にならないと反対をしているのです。

昭和36年2月24日　大之浦労組

ニューズ

106

組合　十二万トン確保の具体的問題点をつく

賃下げ問題も誠意ある回答迫る

合理化第二十五回団交　23日

× 第二十五回団交は、無期スト突入四日目の午後四時より開かれたが、まず組合より、会社は三十五年度出炭の計画ソゴや減収の責任を認めたのだから、今後の十二万トン確保については、機械化、カート、ポケット、運搬、切羽計画、充填等の問題を指摘するので会社の考をききたい　と迫り、賃下げ問題についても、第三次案は約二〇八万円をへらすということがこれでは問題にならないし、検討した誠意ある回答を示せと詰めよった。会社が五時三十分別室検討に入ったので、組合交渉団は待機していたが、十時頃結論が出ないので明日午前十時から再開することにしてもらいたいという連絡があり、打切りとなった。 ×

交渉経過の概要

◉ 十二万屯出炭確保関係

組合　三十五年度の出炭減少は会社の計画ソゴの責任と本日認めたが、会社は意志統一されたかききたい

会社　会社代表にいわれていることであるので問題はない。

組合　ではわ組合としてこうすれば十二万トン確保に近ずけるのではないかと考えている点を列挙するので、会社の考をききたい。

一、機械化について

1、H型コンベアーの使用を全払いに考えてみたらどうか、先に水力充填もやっているし、払いの状況もあり全払いには使用することにはならないといわれたが、本当に使用出来ないのか

2、P.L（プラウローダー）使用計画について現在使用している払はいくつで、使用上の問題点をどう考えているか

3、鉄柱について、メーカーを統一すること、不良ものの排除をすること

4、エアースロッグ使用の考え方について

二、坑道の鉄化について

1、上添ら(イ)規風道、小風道式の箇所は坑道を表る必要はないというがどういう理由か
(ロ)仕様の関係をのばすために上添の鉄化を大型化すること、(ハ)上添が掘底の場合は排水設備を完備せよ

2、小風道～(イ)目抜きを適当な間隔をおいてとること、(ロ)坑道をはること

三、ゲートについて

(1)H型か、U型にすること、(2)中柱は鉄柱を使用し、サイドブレード木をつけること、(3)ベーチカルポンプを卸口近くに使用し、充填木をゲートに突さないこと、切羽進行に伴って移設する。(4)クリフトをつけよ

四、ポケットについて

(1)人道ポケットと出炭ポケットを別につくること、(2)容量については、最低三〇函とする（一二五番）　(3)拡声器は必ずつけること

五、曲片について

(1)規格～オーバー、ロース又はリールカー、エンドレスの場合は原則として可縮枠No5又は十五尺以上とする。その他は一三尺とする。

(2)オーバーロース又はリールカーを主とする。

(3)運搬資材を完備する。(4)排水の処理を完備する、(5)電燈を配置をすること

六、捲卸について

(1)規格、可縮枠No5又は一五尺以上とする。

(2)捲卸の流れについては適正な位置で集水して紹ベックに流水すること

(3)押上管、圧風管、送風管は排気坑道に原則として移すこと

(4)スラセが必要でなくなった場合は早急に処置せよ

(5)天井車が残置している所は早急に処置せよ

七、運搬関係について

(1)各坑の圧搾函数、実働函数、回転率をききたい

(2)出炭のピーク時には函割りが極端に悪くなるこれに対する対策をどう考えているのか。

(3)捲の能力と切羽出炭とがマッチしていない、これに対する対策をききたい

八、充填について

(1)五坑において二〇充填が出来ないのか、

うらにつづく

1961・2・24

大之浦労組 教宣部

又、ボ土がまじってこれが阻害となっている
これに対する対策をききたい。
(2)二坑、二口充填が計画通りにいかない、こ
れが対策についてききたい
(3)白鉄部を現場近くまでおろすこと

九、切羽計画について
(1)昭和三十八年度までの切羽計画を提出せよ
(2)昭和三十六年度の各切羽長人員を明確にせよ
(2)P.L（プラウローダー）カッター一般名称を
明確にせよ
(4)切羽計画は過去において計画通りでない場合
が多い、このことは鉱業所と各坑の意志の疎
通をかいでいるものと思う、これについてど
う考えているのか。
(5)坑の採炭係長が移動すると計画が一変する
これについてどう考えているのか
以上の考え方なり方向に対し次の質疑応答が行わ
れた。
会社、鉄柱、機械不良とはどういうことか
組合、上下のしまりが悪い、動かないこと
会社、ボバラシ
組合、鉄柱、鉄柱のとき埋まる
会社、照明器具はどこにつけるのか
組合、梁頭、柏片につける

◉ 六五〇〇万円節減関係

組合、交渉は二十四回ももち紙面ストに入ったが
会社回答は値下げ三千数百万円に対し約二〇〇〇万
円をへらすということだけ、これでは解決になら
ない。その後検討された回答をききたい。なお有
給休暇も出勤率を上げるための妨げるため取得
日数をしめつけようとしているか理解できない。
延操業についても平均日数を健保日数に変えるの
は納得できない。
と指摘会社回答を詰めよった。
また、仕繰、掘進の査定基準の提案は全く見解を異
にするし、再検討してもらいたいと強調した。
以上のように組合が会社の態度なり見解を糾したの
で会社が五時三十分別室協議に入ったので、休会と
なったが、午後九時すぎに至り、会社より、結論が
出ないので明日午前十時より再開するようにして貰
いたいという要請があり、待機中の組合交渉団は解
散した。

以上

ニューズ 107

※十二万トン出炭確保関係

組合の問題点指摘に対し、会社の見解表明

組合反論は次回 第二六回団交24日（その1）

× 無期スト五日目、オ二六回団交は開かれ、まず十二万屯出炭確保について昨日組合が指適した ×
× 問題について会社より回答がなされたがその内容は次の通りで、依然として、三十五年度の出 ×
× 炭不振の責任は会社にあるといいながら、考え方の内容はあたかも組合の協力不足にあるかの ×
× 如くいい廻し、われわれの努力に大きな責任をかぶせようと考えているようにうけとれたが、 ×
× 反論については引きつづき厚生関係の交渉を控えているので、午後一時一応打切り、次回、行 ×
× うことになった。 続いて福利厚生、賃下げ関係について団交を行った、その主題の要点につ ×
× いては別ニュースとする ×

組合の指摘した内容

一、機械化について

1、H型の使用について

全払にH型を使用するよう考えてみたらどうか

この点について坪島さんから水力充填という他社にない方式をとっている。従って全払に使用することにはならないといわれた水力充填だけもいわれた具体的に例をあげて説明されたい。

2、P.L使用計画について

P.Lを使用するといわれているが、当坑ではP.Lを使用する払がいくつあるか、古賀、小新坑、行つっこみ、天井不良又は山・山揉払等については一回、ローリングをすると、その炭がおわるという状態、この点を考えてみた場合、深に下げる。そのような計画的なロスがあってはならない、又自然条件にマッチしてない点で使用不適な点が考えられるのではないか、

3、鉄柱について

(1) メーカーを統一する

現在入っている鉄柱をみると、26t
25t

会社回答

一、機械化について

1、三六年度は入れ得る払には、出来る限り入れるという方針である。

三六年度計画

H払　適用　21払　七五%にあたる

V払　〃　7払

三六年二月現在

H払　13払　四五%（新規試験払を含む）

V払　16払

H払使用が無理だという点については

(1) 天井が非常に悪い木材充填払

天井が悪いときには鉄柱をすると危険する面がバレて危険が不可能となる。この場合は使用が困難となる。

(2) 水力充填以外の払で天井が非常に悪い場合

天井が悪くて行の柱を打たねばならない場合、この鉄柱の打ちかえにより崩落がおこる。このような場合も使用が困難となる。

(3) 下盤が古洞で古坑木が盤より飛び出しているとき、この場合にはH型の下チェンが古坑木にひっかかる。このような場合にも使用が困難となる。

(4) 切羽の寿命が極端に短くて、移動、撤去に非常に手数がかかる

2、P.Lについて

P.Lを使用する払を消長表に書きこんで差上げます。

三六年度に使用を予定している払は、自然条件を予想して使用基準にあう払を考えている。

3、鉄柱について

(1) メーカーを統一することは望ましいことであります。

各メーカーの鉄柱の性能、取り扱いの難易が同一でありますな

にしてもその長さは同一であるが
メーカが違っている。
この点は当然使用について違った
点があるのではないか、又立柱の
ときに、それに対する鉄柱が統一
されないと困難である。
同一払内に丸物、角物とチグハグ
に使用されている。

(ロ) 坑木不足の為が払に入っている
これを排除する。

(ハ) 鉄バラシの点は鉄柱がよいとは
限らない場合もある。

4、エアーブロックの使用について
払数及び払長を調査したなかでエアー
ブロックをどのように使用する考えか
現在、調査したところでは五坑一回、
六坑二回、二坑ナシ、この点を考えて
40mの払などについてどう考えるのか、

二、坑道の鉄化
1、上連について
(イ)、上連の鉄化を大型化する
大型化するということは切上げとい
うことを考えて、人員の削減が考え
られる。仕繰人員の不足から考えて
大型化するという考え方だ

らば、出来得る限り統一したい。
しかし、鉄柱の進歩は近年著しいものであります。昨日の鉄
柱は今日では古いものと成る。このような状態であります。
従って同一メーカでも次々と型が変ってくるし、又、同一メ
ーカに統一した場合、他のメーカの進歩した鉄柱が出て参り
ますと、性能の悪い古い型を用いて使用しなければならない
ということになりますし、みすみす他のメーカのよい鉄柱が
使えないようになります。私には出来るだけ統一して使いた
いと思いますが、私の長短が出来て参りますので混用は止む
を得ない場合があることを了解願いたい。その場合において
も鉄と坑深とか、そのような場所にまとめて使うことにした
いと思います。形状が異っても支持力は変りません。
鉄柱方法にも変りはありません。
現在持っている鉄柱は、
を持っているが
2.6 2.5 2.2 2.0 1.8 1.6 1.4 1.3 1.2 1.0
の五種類に統一している。
2.5 2.2 1.8 1.4 1.2

(ロ) 払における坑木不良のものであるが、使えるものがある。
払には不適当であるが、使えるものはゲートの中柱に使用し
たい。

(ハ) 鉄バラシについて
木柱で鉄バラシすることは、保安上危険であります。
なぜならば、鉄バラシ採掘は尻りもバラすことにより、払
天井の面を良くということであります。
鉄柱を使うということは、周りの天井を吸いきって、バレや
すくすることであります。
ここで五坑の方で不他と思うが、五坑の石炭層三尺で一部本
柱でやっている。これは天井が三尺の石炭の為である。この
ため天井関係がうまくいっているからである。
しかしこれも高40mは総て全面鉄柱でやりたい。

4、エアーブロックについて
エアーブロックは鉄バラシ払に使用する
36年度設備及び購入計画

	新坑	五坑	二坑	六坑	予備	合計
設備台数	14	4	4	6	4	32
予備。	7	1	0	3	0	11
購入。	7	3	4	3	4	21

二、坑道の鉄化
1、上連の大型化
鉄化の方針はゲート、上連を除いては、全坑道を鉄化計画に入
れている。従って、排風道も計画には入っている。
上連の意味は、払に直結した風道と考えてもらいたい。
規格は、排風道 11アーチ又は8×8
上連 8×8又は7×7
断面が大きくなればなるほどこれにかかる荷は重い数学的にい
うと断面の二乗に比例する。梁の長さは、梁の長さの二乗に比
例する。
そこで断面が大きくなってしかも支保が同一材料である場合は
枠のいたみがはげしいことになる。従って断面が大きさ
いから仕繰が少くてすむという訳には考えられない。

(四)、会社は無風道、小風道式のところは車道を残す必要はないといわれているが、どういう理由があるのか、

現在各坑でいろいろ異っているが、先づ小風道を作る。その間隔は動坑10ｍ、二坑50ｍ、五坑50ｍとなっている。六坑は地尸の関係で適宜に作っている。これらの間隔は話し合いでなされている。

(ハ)、マメ台車使用についての考え方

(ニ)、車道を残す

二、ゲートについて

1、H型及びU型にする

掘方トラフとゲート坑道のトラフは一致したものでなければならない、現在他社においてもV型を使用しているところはないと思う。

2、会社は三十五年～三十六年の計画にて鉄柱を購入すると別表に出されている。ゲート坑道の中柱に鉄柱を使用する必要はないか、中柱にサイドプレートをつける必要がある

3、バーチカルポンプ又はクリプトを戸払口に近く使用し、充填水をゲートに流さない（切羽進行に伴って移動する）そのことはゲート坑道を荒れることになり、盤ぶくれ、狭隘な所が多くなる従って、これを解決したい。

四、ポケットについて

1、人道ポケットと出炭ポケットを別に作るか出炭ポケットと人道ポケットとが同一である。出炭ポケットが事故の場合時間的にも人道ポケットを出炭ポケットとして使用できる

2、容量は最低三〇函程度とする

少くともポケットの容量は函待ちのロス、その他などれの余ゆうのため最低これ位は維持すること

3、ゲートと曲片との連絡のため低夕落をつけ切羽と曲片との連絡を密にする必要がある

(四)、無風道、小風道式の所には車道を残る必要はないと味は無風道には車道を残るが、小風道には炭車を入れないということであります。しかしマメ台車又はコンベアー排出来るところは、そのようにしたいと思います。小風道の間隔を何米おきに作るかは、無風道と小風道で変る。無風道までの垂直距離が小さいときには、小間隔とり得ますが、そうでないときは、度々は取りかねます。間隔はその時の状況できめていきます。

三、ゲートについて

1、ゲートコンベアの種類は原則として、切羽がHの場合、ゲートH、又はU型。

切羽がV型のときはゲート、V又はU型又はHそのときの状況による。但し、傾斜があって処理出来る所、或は低い場合はVをもってゆきたい考えとして三六年度コンベア計画は、総計でHコン五〇台、U型二一台計画している。

使用区分ではH型を使う払二一払、残りの二九台のHコンはゲートその他に使う。

U型二一台は全部ゲートに使う。払に使う場合もある

ゲートのHコンU型は五〇台ある。外にHコンエンジン五台の予備がある。このように計画している。

2、鉄柱をゲートに使うことはしない。但し、払の使用に不適当なものは大いに利用したいと考えている。理由は、鉄柱の価格は七〇〇〇円～一〇、〇〇〇円する（一本）鉄柱を使うことによって、坑木を節約して償却しなければ、鉄柱の意味がない。即ち、一本の鉄柱を繰り返し回転さして使用することとそれによって多くの坑木の借りをすることで、はじめて意義がでてくる。中柱に使うと七、〇〇〇円～一〇、〇〇〇円の坑木を使ったのと大差がないということになります。サイド、プレートは必要に応じて取りつける

3、バーチカルポンプ

主旨はよくわかるが、バーチカルポンプの移動はそう簡単ではありません、従って、毎日移動というようなことは考えてない。適当な間隔で移動をしたいと考えている

四、ポケットについて

(1)、原則として出炭ポケットと人道は別個に取りたいと考えている。しかし簡単に人道をポケットに切替えるということはむつかしいのではないかと考えております

(2)、ポケット容量は出来得る限り大きくとるのが好ましいわけですが、既設坑道の位置によって設計上不可能の場合もある

3、低夕落は必要な所につけることにする

五、曲片について

1、曲片の規格については坑によって違うがオーバーロープ、又はリールカー、エンドレスの場合は可縮枠No.五又は十五尺アーチ以上とする

2、使用施設については、オーバーロープ又はリールカーを主とする
オーバーロープは坑によっては非常にきらうがそれは各坑全部ではない

3、連絡施設を完備する
まず電話器を設置せよ、曲片が四〇〇米～六〇〇米ある、函が切れた場合坑口に出てポンプ座から連絡しなければならない。

4、坑立の奥についてよい所もあるが、改良する坑立もあるのではないか

5、排水の処理設備を完備する
曲片を水平にとる必要がある、奥になればなるほど水がたまる、溝側が不備のため、曲片が荒れる從ってこれを完備する

6、照明施設を配置する
電灯をつけて明るくすると運搬がしやすくなる

六 捲卸について

1、捲卸の規格については可縮枠No.5又は十五尺アーチ以上とする

2、捲卸の流水について適正な位置で集水し即バックに流水する

3、傾斜については十分考慮して計画をたてるべきではないか

4、押上管、風管、充填管は排気坑道に原則として移す
排気坑道に移すことによって、採炭の作業がスムースにいく、但し、どうしても捲卸を配管しなければいけないところもあるので、それ以外の考え方です

5、スラセの必要でなくなった場合は早急に処理する

6、天井車が残留している所は早急に処理する

五、曲片について

1、規格
前線　十一尺アーチ（アーチがない場合八×八）
後線　十三尺アーチ又はNo.四可縮枠（アーチがない場合九×九）

2、オーバーエンドとリールカーの場合
曲片の長さ等年によって運搬施設をきめていく

3、連絡施設
必要のあるときは、適当な連絡方法を考えております。

4　現在は設計通りにもとづいて作っているので、当初から悪い坑立はありませんが盤ぶくれ等によって函の流れが悪くなったときは、手直し致します

5　排水処理
盤ぶくれで溜り水があるときは、盤打ち、溝割をいたします。応急にはポンプの設置をする

6、照明について
保安上の問題がない曲片については必要に応じて取りつけることにする

六　捲卸

1、規格、十三尺アーチ又は、No.4可縮枠、もし鉄枠がない場合は9×9の断面にする

2、同感である。そうしたい

3、傾斜、おっしゃるとおりで、十分考慮して設計をしている

4、押上管等の配管
採炭の立場から申しますと、その通りでありますが、圧風管については、曲片掘進、ゲート、及払作り等からみますと排気は不便であります、要するに配管は全般的の見地から最良の方法をとっていきたいと思います

5　スラセが不要になれば取り除くことに致します
一部に三つのスラセがあるところは現在ありません

6、天井車が不用になったときには、はずします

七、運搬関係について

１、各坑別の在籍函数、実働函数、回転率はどうなっているか

２、出炭のピーク時には函廻りが極端に悪くなる、これに対する対策はどう考えているのか、機械化すればするほど時間的に出廻りが悪くなる実が出てくる。事例として六坑中央区、定函二十函下げて実函を捲上げるまで二十分位かかる。

３、捲の能力と、切羽出炭とがマッチしていない、これに対する考え方、又対策について

八、充填について

１、五坑において二口充填が出来ないか

２、二坑において、二口充填が計画通りになっていない

二口充填の振動ぶるいがうまくいっていない。

大塊、木の根等が出てうまくいかない

[illegible]の砂に赤土がまじっている。そのためパイプ詰り等がある。

３、白鉄管を現場近くに配置する

七、運搬関係について

各坑別の在籍函数の実態（36年12月現在）

	新坑		五坑	二坑	六坑	八坑	計	
	鉄	木				[illegible]	鉄	木
在籍数	1,185	94	1,161	1,448	399	10	[illegible]	[illegible]
実働	1,172	84	1,121	1,424	263	5	[illegible]	[illegible]
[illegible]	13	10	40	24	127	15	[illegible]	[illegible]
回転率	10月 1.68		1.40	2.17	1.13			
	11月 2.06		1.69	2.14	1.24			
	12月 1.97		1.73	1.79	1.28			

２、対策

大採炭、小採炭を適当に各方に配分して各方の出炭バランスをとるようにしている

六坑の問題が例としてあげていますが、現在は解消している

３、捲能力と切羽出炭のマッチについて

現在そういうところはありません。

二坑旧捲のことかと思いますが、旧捲は、モーターを150kwから300kwに変えていますので定函14函が16函に増加しております。

旧坑深部については、150kwの捲を300kwの捲に[illegible]ますので切羽出炭には十分マッチしております。

捲の能力と最大出炭（日当り）

		36年度最大出炭
旧坑系統捲の能力	12,090t	11,230t
旧坑深部 〃	10,000	6,620

旧坑深部の捲については、300kwを350kwに[illegible]

八、充填について

１、五坑の充填

現状では三六年度計画から見て、二口充填の必要はないと思います。

２、二坑の充填、二坑の二口充填については、三五年ないし三六年で完成する計画のもとに第一期工事として、三五年度に右側に充填ポンプの設置と、[illegible]を行い、第二期工事として、三六年度に[illegible]増設及び左側の[illegible]を行うことになっていました。

第一期工事は二月一七日第二回の試運転を行いましたところ、振動ぶるいの故障を[illegible]には直る見込であります。その後引続き二口充填の試運転を行う計画であります。

[illegible]の砂に赤土の多いことについては、[illegible]まるだけ[illegible]しております。[illegible]りますが、現状としては、[illegible]々悪くなって[illegible]

木の根等につきましては[illegible]

なお、[illegible]水[illegible]と思います。

３、白鉄管の問題

現場近くに白鉄管を布設することは、白鉄管は重くもなく、こわれやすくもありますので、[illegible]することを考えている。

現場近くの充填管は移設、撤去の関係も多いので、軽くて

九、切羽計画について

１、当面三六年切羽計画、切羽長、切羽人員を出してもらいたい。

２、同じく払毎にローダー、H．V要を明記していただきたい

３、掘進延長表を明示していただきたい、一年分が欲しいが当面三ケ月分

４、予備払を常備する

その他

三十六年度の切羽計画については既にくずれている感がする。又過去、計画通り遂行出来ない場合が多くあった。このことは鉱業所と会社との意志の疎通があったのではないかと考えている。

社の最高幹部が参画すると計画が変っていく、この点について会社はどのように考えているのか、

これにくい、低速を使うことが能率的にも作業安全の面からみて、よしと考えております。

現場近くは、盤ぶくれもあることでもありますので、白紙置はわれる心配もあるわけであります。

九、切羽計画について

１、切羽別人員及び切羽長については別に資料を提出する

２、同　様

３、一四半期の計画を現場で説明したいと思う

４、予備払を作ることは望ましいことでありますが、当社の実体からみて確約いたしかねます

理由

せっかく予備切羽をつくっても、これが管理非常に困難することが多いということであります。

（盤圧等で維持がしにくい　すぐつぶれる）

三十六年度計画が既にくずれている感がするといっているが、大之浦の炭層条件は複雑で且つ古洞、小断層も多い。従って切羽の変更が多いわけである。このような自然条件相手の計画においては、切羽消長の変更は止むを得ない、ということは十分御承知願えると思います。

しかしこの場合においても、次々と早目の計画変更を行い、出炭を確保していく、このようにやっていきたい。

次に計画の変更に関して、社と鉱業所の意見が通じてないということは、絶対にないと確信している。更に社の幹部が変ると計画が変るということについては、幹部が変ることによって大きい採掘計画方針が変ることはありません。

変ったとしても、それは幹部が変ったためでなく鉱業所の方針が変ったことによるものであります。

又、幹部設計が変ることは、採掘技術の進歩とみていただきたいと思います。

以　上

ニュース

108

―福利厚生も若干の修正提案を示す―

組合・問題にならずと再考を迫る！

24日 才二十六回団交（その2）

午後五時五十分より開いた福利厚生関係の交渉において、組合は塊炭、豆炭の確保について強く要求を行った。合理化の問題について会社は「貝島の社宅はどこえ出しても恥かしくない」と大見得（当り前の事だが）をきり、糞尿汲取料は目尾では八五円～九〇円とっているし、貝島の福利厚生費は一人当りにすると他社に比べて千円から千五百位高い。しかし現在の状態では解決にならないからといって別室協議の結果、住宅維持、衛生費（糞尿汲取料）から節約分二、四二五、三六四円を二、二二二、七八五円にすると修正提案をしてきた。組合はこのような無誠意な修正では解決の要素にはならないと反論し七時三十五分団交を打切った。

交渉経過の概要

組合、本日の交渉に入る前に薪の原木確保を申し入れていたが、どうなっているのか回答してもらいたい。

会社、各坑に坑内の原木を調査するよう指示してあるので、今夜事務長が集るので聞くことにしている。各坑で原木集めのことで保安要員など具体的に話し合ってもらってもよい。

組合、豆炭についても各坑とも遅れているし運搬分もある。原料も来月初め頃までしかないがどうするつもりか、新坑の一部では豆炭が不足しているので出どころは分らないが一袋百三十円位で買っている人もある。

会社、ストに入る前、組合の申入れで調査した時は二月分の確保はお答えしたが運搬分はストの中で若松は困難だが、明日原料と生産量を調査する。生豆炭のカロリーも計っているので明日勤労課に聞いてお知らせする。

豆炭を自売しているのではないか？ということだが豆炭不足の折でもあり調査の上お知らせする。

会社、合理化の問題だが組合の方でも我社の一坑ばかりでなく、会社の置かれている立場を考えて戴いて、早く解決出来るようにしてもらいたい。

組合、前回会社の考えを聞いたが、組合として理解出来るものは一つもない。早く終らせようという立場に立つならば新しい提案を出して貰いたい。

会社、新しい案は対策の中から出て来る。前回の提案で家賃と療養手当にふれなかった分は理解して貰ったと解釈して良いのか

組合、ふれなかったからといって理解していない。一つ一つ討論しても良いが、それではいつまでたっても解決しない。会社の提案は六千五百万円を節約することで提案しているが、その考え方でいくら交渉しても見解の相違にしかならない。

会社、貝島の社宅ならどこえ出しても恥かしくないし、二～三百円といっても希望者はたくさんいると思う。豆炭の販売制限は各社でもやっていない。衛生費（糞尿汲取料）はお隣りの目尾は八五～九〇円とっている。家族診療費は三井でも四円とっている。三井以上に苦しい貝島は三井なみの四円にしてもらっても良いと考えている寮でも今年補修を止めれば来年はより以上の金額はかかるという事は良くわかっているが、急場を切抜けるためには止むを得ないと考える。

貝島の福利厚生費は一人当りにすると他社に比べて千円から千五百円位高い。日炭高松でも社宅数は貝島より多いが費用は少い。しかしこれでは解決にならないので会社としてもう一度考えて見るので別室協議したい。

約十分間会社側別室協議

会社、次のように修正提案する

社宅関係は社宅区分はそのままで金額を七〇円、六〇円、四〇円に修正する。これで節約金額は前回三〇八、一二七円が二五三、一四七円になる。

衛生費（糞尿汲取料）を一世帯当り一一五円、節約金額は前回七三九、〇〇〇円から五九一、四〇一円になる。合計で二、四二五、三六四円から二、二二二、七八五円になって来る。

組合、会社が危急存亡の時と考えられているが、提案は会社が行って来たのであるから取消は会社がすべきだ。会社は組合に提案する前に町や他に努力すべきではなかったか。

会社、町に対して努力しているが、見通しはくらい。汚物処理についても町に小委員会が出来るように聞いている。

組合、家族診療の非扶養の国民保険の問題も二年位前から問題になっているが、町と会社で話し合いがつかないのでそのままになっているのではないか。

会社、早急に町と話し合って結論を出したい。

以上の論争のあと、後日引つゞいて交渉を行うことになった。

以上

1961・2・24

大之浦労組教宣部

ニューズ

109

会社・小出しに修正提案を行う
組合・経営者の努力を疑うと応酬再考を要求

合理化第二十六回続会団交 24日（その3）

× × × × ×

二十四日午後九時五分より一旦休憩に入っていた団交を再会、冒頭に会社は、現在の状態ではますます対外的な信用失墜をきたし、資金調達が困難になるので組合においてもこの容易ならぬ実態を勘案され解決に努力して戴きたいと前置し、修正提案を行ってきたが、組合は実際に会社は解決のため努力しているとは思えない。もう少し誠意をもって組合の述べている事を検討せよと要求し、団交を打切った。

× × × × ×

交渉経過概要

会社 現在会社は重大な危機に直面している。今まで十二万屯達成其の他について建設的論議がされたが、会社として慎重に検討した結果、賃金、労働条件について次のように修正提案を行いますので、組合においても容易ならぬ事態を御認識いただき解決に努力されたい。

修正提案

一 標準作業量

(1) 採炭夫の各坑別標準作業量は次の通りとする。

新菅牟田坑　一・八六五屯（出炭正味車数）
オ五坑　二・七八三函（出炭正味函数）
〃二坑　三・一七一函（　〃　）
〃六坑　三・一七七函（　〃　）

(2) その他の職種については前回提案通りとする。

二 年次休暇手当計算方式の改訂

年次休暇手当は休暇一日につき本人の健康保険標準報酬日額一日分に相当する金額とする。但し、報酬月額が五〇、〇〇〇円以上の者については次の日額を健康保険標準報酬日額として取扱う。

報酬月額	日額
五〇、〇〇〇円～五四、〇〇〇円	一、七三〇円
五四、〇〇〇円～五八、〇〇〇円	一、八七〇円
五八、〇〇〇円～六二、〇〇〇円	二、〇〇〇円
六二、〇〇〇円～六六、〇〇〇円	二、一三〇円
六六、〇〇〇円～七〇、〇〇〇円	二、二七〇円
七〇、〇〇〇円以上	二、四〇〇円

三 年次休暇の取得条件方数の改訂

今回の提案から除くこととする。

以上

組合 修正提案がなされたが納得がゆかぬ、また不合理是正や五坑古洞わたりについて全然ふれていないし、過去われわれが協定し取きめてきた事は少くとも生産に対する意欲を、求めその事が生産向上に大きく貢献してきた事は否定できないはずだ。にも拘らずこれを廃止、または切下を行うという事は十二万屯出炭確保に要望されている事とまったく裏はらである。しかもこの段階に至っても尚、小出しの提案を行う事は、真剣に解決えの努力をしているとは認め難い。

会社 小出し戦法といわれるけれど、会社としては事態収拾のため思切って提案している事であり、これ以上大巾にゆずれと言われても会社はそういう状態ではない。修正提案でゆけば減額後の月収は九州大手と比して、おとるものではないと考えるので組合でも充分検討して貰いたい。

組合 修正提案の財源はどこから求めたのか。

会社 どの部分という事でなく解決を願うため出した修正案であってどこから出すか検討せねばならない。

組合 事態収拾上出したという事か

会社 理解を得るための提案である。ストが長くなれば会社も組合も破たんに近ずくので決して小出しで解決を計ろうとは考えていない。会社の気持もくんでいただきたい。

組合 会社も現在のような提案では問題の解決にならないと、自覚していると思うのでもっと誠意ある態度で、問題解決えの努力を行うよう再開願いたい。

（午後十時四〇分交渉打切り）

1961・2・24

大之浦労組教宣部

No. 15

企反斗速報

無期スト第六日目（25日）

本日・団交開かれず

無期スト六日目の二十五日も昨日に引続き団交を開く予定になっていたので、組合としては待機していた所、午後八時すぎに至り、本日は持つことにならないという会社よりの連絡により団交は取止めとなった。

なお、二十六日は必ずもちたいということの連絡があっている。

毎日三名の代表が激励に来山

直鞍地区派遣で・総評のニュースカーも

直鞍地区労では、われわれ貝島の合理化反対斗争を自らの斗いとして取組むため、無期スト突入の日（二十日）合理化反対総決起大会を貝島で開き、我々の決起と共斗の意志統一を行ったが、二十三日に総評のニュースカーを派遣、二十四日より三月三日までは毎日各三名を派遣し激励を行うことが決り、二十四日は、県職、全逓、動力車、二十五日高教組、直方、鞍手教組の代表が来山され、全支部を訪問激励と共斗の挨拶があった。今後の予定は

2月26日（宗の上、国鉄労、全日自労）　27日（日通、全電通、全建労）　28日（西鉄、動力車、全逓）

3月1日（高教組、直方、鞍手教組）　2日（県職、国鉄労、全日自労）　3日（日通、全電通、全建労）

27日・炭労全山が24時間スト決行

政策変更の実現を目指して

炭労は、第二九回定期大会で、本年度の行動方針の基調を「政策変更斗争」におくことを決め、中斗指令第一号をもって、二月二十七日に全山一斉二十四時間ストを決行、政府及び会社の誠意ある回答を迫る。世論にアッピールし協力を求める。内部体制の確立をはかる。の指標を意義あらしめることになっている。われわれ貝島としては当面の問題である合理化反対斗争が政策変更斗争の一環であることを一層認識の上行動をしなければならない。

なお統一行動については、二十六日の午後一時からの斗争委員会で決定するので、これが実施に当っては積極的な参加を要請しておきます。

デタラメな西日本新聞に厳重抗議（25日朝刊15頁の記事）

指令权・妥結权は炭労にある（貝島で単独解決はできない）

二五日の西日本新聞朝刊（一五頁）に貝島と宇部の記事が掲載され、その中で「貝島は炭労より単独解決の了解をとっている」とか「株主総会前の二七日までには労使とも解決したい空気が出ている」という内容（事実の通り、三权は炭労にある）があったので、まず直方の西日本新聞、通信部にどこで情報を手に入れたかを質し厳重な抗議と訂正を迫ったところ、福岡本社で書いたことが明らかとなった。従って九州炭労を通じ厳重抗議を行っているが、抗議の結果、訂正をしないということであれば「西日本新聞はとらない（不買）」という態度を斗争委員会で決定しお知らせするので、西日本新聞をボイコットしよう。

なお他の新聞記事でも問題のある書き方をしている面があるので改めるよう強く要請している。

二坑五区・会社に抗議し本部を激励

―組合員・主婦約200名―

二坑五区の総務部の組合員主婦約二百名は、団結集会後、午後二時頃、鉱業所に抗議デモを行い、本部に到着、坂本総務部長より「本部のみなさんご苦労さんです。われわれ組合員・家族は更に団結を固めているので、本部の執行部は体制のことは心おきなく団交で頑張って下さい」という激励の挨拶があった。これに応えて横田組合長及び九州炭労丸岡委員長よりご苦労に感謝を表すと共に既成会社の切崩しに負けず頑張り抜いていただくよう要請する挨拶を行った。

昭和36年2月25日　大之浦労組

会社提案推移表

（S, 36, 2, 25, 貝島労組）

	提案		第一次修正案 2/18		第二次修正案 2/19		第三次修正案 2/14	
増産賞与	廃止	13,556,753	廃止	13,556,753	廃止	13,556,753	廃止	13,556,753
一人当		2,253		2,253		2,253		2,253
引下率		8.2%						
超過労仂抑制20%	抑制	4,997,944	抑制	4,997,944	抑制	4,997,944	抑制	4,997,944
一人当		830		830		830		830
引下率		3.0%						
割増率の改訂		2,991,648	26%	2,471,839	27%	2,052,311	27%	2,052,311
一人当		497		411		342		342
引下率		1.8%						
不合理な慣行		219,471	是正	179,111	是正	179,111	是正	179,111
一人当		37		30		30		30
引下率		0.1%						
古洞渡り賃金		380,452	廃止	380,113	廃止	381,469	廃止	381,469
一人当		63		63		63		63
引下率		0.2%						
特殊労仂手当改訂	改訂	9,368	改訂	8,002	改訂	8,002	改訂	8,002
一人当		1		1		1		1
引下率								
その他の項目		93,886	改廃	62,448	改廃	62,448	改廃	62,448
一人当		16		10		10		10
引下率		0.1%						
標作の改訂		8,487,835	改訂	7,923,446	改訂	7,734,057	改訂	7,272,923
一人当		1,410		1,317		1,285		1,208
引下率		5.1%						
合計		30,737,357		29,579,656		28,972,095		28,510,961
一人当		5,108		4,915		4,814		4,738
引下率		18.5%		17.76%(0.74%)		17.39%(1.11%)		17.12%(1.38%)
減額累計				1,157,701(3.77)		1,765,262(5.74)		2,226,396(7.24)
平均在籍	6018人							
平均月收	27,676円							

No. 16

企反斗速報

無期スト第七日目（26日）

会社・人員計画について各坑毎に説明 ―26日 第27回団交

12万屯関係＝昼から深夜に亘ってもつ＝

無期スト突入以来七日目の二十六日午後一時四十分より、さきに会社が説明した生産関係に基く人員計画について各坑毎にそれぞれ一時間づつにわたり具体的に再び説明を加えてきたこの資料については、相当数にのぼるので省略するが組合はこの説明をきき若干の質疑を行い午後五時四十分団交は一応休憩に入った。

厚生関係

会社・最終案と再び小出し 悪環境手当の廃止は撤回！

午後六時五十分よりもたれた厚生関係の交渉は、冒頭に前回組合側より強く申入れを行っていた豆炭の配給確保について、会社より三月三日までに二月分の配給を完了すると回答ののち、組合側より「前回交渉の折、会社は他社の事を引合いにだしていたが、われわれの調査では、会社の表明は根拠がない、もっと素ッ裸になって、話合いを進めるべきだ。誠意ある提案を示せ」と追求した処、会社は「小出しと言われるが、財源的に困っている事は解って貰いたいが事態解決のため、最終案として次の様に提案する」と前置きし

一、衛生費（糞尿汲取料）一世帯当り 百円

一、悪環境手当廃止の提案を撤回する

以上のような事であったが、組合は「これでは話しにならぬ、こういった内容では問題解決の努力をされているとは考えられない、もっと反省し再考を求む」とのべ午後八時五十分厚生関係の交渉を打切った。

事態収拾案（第四次修正）も問題にならず

組合・本当にハダカになった提案をせよと迫る

第二十七回団交（その三）賃金関係は、二十六日午後十一時五分より開かれたが、会社は事態収拾のためにと、第四次の修正提案を行ってきたが、その中味の要点は次の通りで、組合は、事態収拾といわれるがこのような回答では到底解決にならないと会社が本当にハダカになって検討した提案を行えと強く詰めよったところ、会社は二十七日の午前零時すぎ別室検討に入り午前三時、第四次修正案の追加提案がなされたが、組合は検討の余地なしと再考を強く促した。

第四次修正案の ―主な点―

1、生産関係～十二万屯確保のため組合の建設的な意見を出して頂いたいので、引続き協議することにしたい。

2、人員関係～継続協議

イ、入坑採用、優先採用については適格者を当分の間保留する

ロ、五坑診療所、福利厚生関係の中で話合う

3、賃金関係～

イ、精勤賞与、月一人当り一五〇円（支給方法協議）

ロ、出炭奨励金（年間一四三万トン、月十二万トン）出炭の場合二五〇円、この出炭を二％をこえる毎に二五〇円、頭打ちは一二五〇円とする。

ハ、稼作～前回より一％減る修正提案する。

4、福利厚生関係、別に提示した通り。

山火事の消火に活躍！

新坑行動隊二小隊一班 ―林田班長外19名―

新坑行動隊二小隊一班林田班長以下一九名は、二十四日午後三時頃、勝田水町の山火事が発生したとき、急ぎかけつけ消火作業に活躍した。その作業で髪をコがしたり、かすり傷をうけたりしたものもあったが、焼った人々から「お百姓さん」の謝意をうけ引上げた。

昭和36年2月26日 大之浦労組

提案追加説明

三六年二月二七日午前三時

一、精勤賞与支給方法

１、支給対象

各月の月末在籍者で当該月の基準方数が目標就業率を達成した者

目標就業率は次の通り

採炭夫　三六年二月七日第一三回交渉において提示した各月別就業率以上、

ただし三六年一～三月については三七年一～三月の目標就業率による。

仕繰夫、掘進夫　採炭夫の目標就業率に二％を加えた率以上

坑内間接夫　九〇％以上

坑外夫　九五％以上

２、総額計算

一五〇円×当該月平均在籍（除く長欠、専従、西独派遣者）

３、配分

右記２の総額を１の支給対象について配分する。

配分のウエイトは次の通り

坑内夫　採炭夫　一六〇
　仕繰夫掘進夫棹取夫　一四五
　その他坑内間接夫　一二五
坑外夫　棹取夫選炭夫坑木仲仕（成人男子）　一一〇
　〃　（女子及び満一八才未満男子）　八八
　その他坑外夫（成人男子）　一〇〇
　〃　（女子及び満一八才未満男子）　八〇

４、支給期日

三カ月経過毎に過去三カ月分を一括支給する。

支払期日は別途定める。

二、出炭奨励金

１、金額

昭和三六年度について各月

実績出炭が計画出炭（三六年度、一四三万屯ベース）を二％超える毎に一人当り平均月額二五〇円（割増賃金を含む、金額について以下同じ）を支給する。

この場合一人当り平均月額の最高限度は一、二五〇円とする。

２、出炭

規格外炭、業者出炭、坑木及び前期の出炭は除く。

３、支払方法

精勤賞与の取扱いに準ずる。

４、実施期日

昭和三六年四月一日

三、仕繰夫、掘進夫の標準作業量アップ率

１、採炭夫以外の各請負給職種の標作については採炭夫の標作アップ率と同じ率を適用する。

２、然し坑内外棹取夫、選炭夫はその賃金実態から見て同一アップ率を適用することに若干無理があるのではないかと思うので、場合によってはそのアップ率を適用しないことも考えられる。

３、この場合、賃額との関連があるので仕繰夫、掘進夫の標作アップ率は高くなることとなる（一二一％）

以

ニュース

110

福利厚生関係

またも小出しに提案

組合、解決できる回答を出せよと強調

生産関係の交渉を午後一時四十分より行った。席上、会社はさきに提案説明した生産関係に基く人員折衝について各班毎に再度、それぞれ一時間づつにわたり具体的に説明を加えてきた。

資料については、相当数にのぼるので省略するが、組合はこの説明をきき若干の質疑を行い午後五時四十分一応休憩に入った。

引つづき午後六時五十分福利厚生関係の交渉を行ったが、会社は相変らず小出し提案を行ってきた。しかもこれが最終案だと前置きしての事だけに、まったく解決ちならぬ態度であった。

組合では「もっと誠意をもって交渉にのぞめ、再交渉の上再考せよ」と強く要求午後八時五十分この交渉を打切った。

交渉圣過の概要

会社冒頭、前回交渉の際調査する事を約束していた件をお答えする。豆炭の件だが五坑工場関係で燃料の手持は約二五〇屯で三月七日までの保有量、二坑工場は原料一五〇屯で三月五日までの保有量となっている。二日分の配給量は三月三日までに完了する。

現在産業で豆炭の自売は行っていない。但し組理に要求れて数町に四五円で自売した事がある。遅配分配布する迄産業能費扱に一俵十五円の特配は中止する。

産業の自売は如何なる理由にしても労務課の証明なき場合厳に禁止する。

町に対して武富町長を通じて次の申し入れを行った。

一、福利厚生関係の交渉状況の説明

一、病院の在外療養は出来ない、保険料の診療事務や徴収の問題など方法の検討

一、完全消費法に基く町の考え方の研究

組合、二日分の豆炭確保は聞いたがその後はどう成るのか

会社、無期スト中で無理だ

組合、二十四日に第二次案が出たが、小出しの状態ではこの問題の解決は出来ない。解決の責任は会社にある。誠意を以て新しい案を出せ。社宅家賃や診療費にしても他社がこうだと言われるが、吾々の調査では違っているものはない。実質賃金の低下だ。要の解釈も前回述べたが三十七年度に二〜三倍もかかる料金値上げとしては理解できない。豆炭運賃も本年十月値上したばかりでこの案では組合員の影響を考えていない。衛生費（実尿）も成律を回尿はとっているか富田町部は一二五円を町がどれだけ補助を出しているか知らないが、その補助を含めれば会社も考え直すべきだ。もう少し町の方に考権的に当るべきだ。話々も抜けにやらされでない。家族診療費も三井がこうだと言うがそれだけでは理論に当しも実際に実施はどうなっているのか。又保険の良扱や、入院料、食費を考えた場合簡単には行かぬ

会社、提案した原則を申上げる。物品費を削減して賃金に手をつけたが賃金削減の前に福利厚生費が先行するのは社会常識だ。しかしそれも限度があり、うちの提案は一人当り三百円だが他社より千円以上高いので三百円下げてもどんなに迷惑をあたえない、賃金や労働条件の引下げの中で福利厚生に手をつけるのは止むを得ない。一回五万円も々実施しても賃金の削減よりも辛抱えると思う。病院も毎年数千万円の赤字から見てこれ位はわかっていただきたい。

小出しと言はれるが時期的に困っている。第三次案として並次ではあるが最終案を出したい。

衛生費（実尿）一世帯当り　百円

病院院手当　撤回　但し支給条件は病欠欠勤

組合、別途教養と保どの場所で誰とやるのか

会社、はっきりきまっていないが出勤す数を条件としたい

喫煙はこの席でも良い。

組合、会社、町との交渉内容について満通及を行った。

（省略）

組合、先程小出しといったが、今もって小出しでは解決しないので会社の再考を促し、交渉を打切った。

以上

1961・2・27

大之浦労組
教宣部

No. 17

企反斗速報

無期スト第八日目（27日）

炭労全山24時間スト突入

呉島

午前・午後と五千の抗議を会社に叩きつける……

スト八日目の二十七日、炭労の石炭政策変更要求統一行動の中で呉島労組は、午前十時と午後一時からの二回、決起大会と大衆行動の貫徹をかけ会社に対して抗議を行った。

その経過のあらましは、第一陣として午前十時に二七〇〇のデモ隊が事務所前広場に集結、団交経過の報告を行った後、抗議団代表を先頭にして営業所にデモをかけ、入来田抗議団代表以下十名が会社幹部に対して、まず大衆の前に出て挨拶をせよと迫ったが、会社の方針として出ないと頑強にこしばるので、抗議団は威圧に抗議を行い、会社の猛反省と誠意ある回答を促した。その間デモ隊に対して野口副委員長が激励の挨拶をおくり大いに気勢を上げて十一時五十分デモ隊は整然と帰途についた。

また第二陣は、午後一時二三〇〇のデモ隊が集結し、午前と同様に抗議行動を起した。古平抗議団代表以下十名の抗議団は会社幹部が直接デモ隊に対して反省の態度を示すよう鋭く迫った。この間デモ隊は三池主婦会代表土屋中斗の挨拶をうけ、更に古河目尾「オンチコーラス」による"うたごえ"の激励を受け、共に斗うという「団結頑張ろう」を三唱、四時デモ隊は一糸乱れぬ隊列を組んで引上げた。

第28回団交

解決案を示せ！

最終案（第五次案）もダメ

無期スト八日目は午前、午後に亘って抗議行動をかけた中で午後四時十分より第二八回団交をもった。

まず組合より検収、稼動賃率、出炭報奨金、仕繰、掘進のアップ率について反論、鋭く追及した。しかし会社はあくまでも第四次案は事態収拾の回答であると固執するので、炭労代表（野口副委員長、土屋共斗部長）と組合交渉団は、益々激しく会社の猛省を促した。従って六時十分会社は別室協議に入り十一時再開、最終案として次の第五次案を出してきたが、組合は妥結しうる内容ではないということで会社の再考を激しく促した。

―第五次案の要点―

◉ 賃金関係

一、稼動賃率　(1)金額～一人平均三五〇円

（時間外賃金及び割増賃金相当額含む）

〇支給対象者～基準方数（採炭一七方以上、仕繰一八方以上、内部一九方以上、坑外二〇方以上）

〇配分～ウエイト（採炭一六五円、仕繰一五〇円、内部一三五円、坑外一〇〇円）

二、出炭報奨金～ほぼ前回と同じ

三、掘進率～二八％に改める

四、検収

(1)採炭の場合二三％を一四％とする

(2)採炭夫以外の職種、採炭夫のアップ率を適用する

五、仕繰、掘進査定検収基準の是正は従前の提案から除く

六、上記以外の項目については従前の提案通りとする

以上

小竹地区の総決起大会に参加

五坑毛勝・桃山の三百名

呉島労組五坑支部の組合員、家族約三百名は、二七日、炭労全山の政策変更統一行動として二四時間ストに突入したお隣りの古河目尾の総決起大会に参加した。この大会は二会場で開かれたので、本部の宗戸政務部長、五坑支部の三角執行委員、それぞれ呉島斗争支援の謝辞を述べると共に今後の共斗の挨拶を行った。大会は呉島の全面解決を誓い、小竹町役場当局或は町会議長に対し積極的に政策変更への努力をせよと陳情書を手交、更に全面的な活動を起すことを強く要請決議をとった

× × × × ×

会社積金の期末手当は 3月1日より払出します

昨年末期末手当の解決事項として周知の通り会社積金に一万七百円を予金し、そのうち五二〇〇円は三月に払出すことになっています。（会社も出すと再確認）従って各支部で支払い期日を明らかにされますのでそれぞれ払出して下さい。なお、今次斗争や次の斗いのこともありますのでそのお金は大事に使って下さい

昭和36年2月27日　大之浦労組

ニューズ 111

事態収拾案（才四次修正案）も全く不満

組合 憤懣に堪えないと再考促す

第二七回団交 26日

× 無期スト七日目第二七回団交その三は、二六日午後十一時より開かれ事態収拾のためにと全般 ×
× 的にわたって才四次修正案が提示されてきた。 ×
× しかしその内容が、精勤賞与一五〇円、出炭報奨金（十二万トン確保で二五〇円～頭打ち一、 ×
× 二五〇円）、操作は一口にいうと前回より一%下げるということであったので組合は、会社は ×
× 事態収拾案といわれるが、検討するような案ではないし、全く憤懣にたえない。 ×
× われわれにも解決の用意はある。両者間の上納得しうる案を提示されたいと強く猛省を促した ×
× ところ二七日の午前一時会社は別室検討に入った。その後午前三時、精勤賞与・出炭報奨金の ×
× 具体的内容について追加提案を行ってきた。 ×

交渉経過の概要

会社、スト七日目、窮状はその極に達し、資金繰りは一層悪く成り、内憂外患の状態、二八日採宝鍛式があるし一挙に解決するため次の提案を行うので、当社の実情を冷静に判断の上ご了承願いたい。

⊙ 会社修正提案（才四次案）

一、生産関係

十二万トン以上の出炭確保のため組合より建設的な意見を出して貰っているが、十分検討したいので引続き審議することにしたい。

二、人員関係

今後話合的に総数審議を行うことにする。

但し

(1) 入坑採用、便宜採用については、直接夫の扶養者については当分の間存置する。

(2) 代採関係～人員問題の中で話合ってゆきたい。

(3) 五光診療所の問題は厚生関係の中で話合うことにしたい。

三、賃金関係

事態収拾を念願し次の提案を行う

(1)、精勤賞与（月一人当り～平均一五〇円

（詳細裏面）

(2)、出炭報奨金～出炭が旬間一回三万トン（月一二万トン）の場合二五〇円、二%（月約二四〇〇トン）をこえる毎に二五〇円、頭打ち一、二五〇円（詳細ウラ）

(3)、操作

1、採炭夫の各坑別操作

新坑 一、八四九車（正味車数）

二坑 三、一四四函（正味函数）

五坑 二、七六〇函（〃）

六坑 三、一四九函（〃）

2、採炭夫以外の職種の操作別途協議（詳細裏）

3、その他の取扱いは前回通り

この提案に対し組合は、精勤賞与、出炭報奨金、採炭夫以外の操作、入坑採用等について若干前進でわれわれは血の出るような思いでストをやっている。提案は目先をちらつかせるだけのもので、問題にはならないし、全く憤懣に堪えない。一日も早く解決をしたい考えはもっているがこれでは検討の余地はないし、会社は直ちに再検討されよと強く猛省を促した。

会社、事態収拾のために提案したもので、火の出る思いで出している。会社としても再考するが、組合としても検討されたい。尚出来れば小数の話合いをもって貰いたい。

組合、小数といわれても、問題が賃下げであるし、重大な関心事であるので団交でやるべきだ。しかし会社提案が相当進展した内容であれば検討してもよいが、本日の提案ではだめだ。

会社、小数による話合いは困るといわれるが、かけ引きのない提案をしている。本当にまとめるのなら小数の話合いが解決に適した方法であり必要と思う。

組合、会社は思い切って飛びありた提案のようにいわれるけれども他社の実情をみても小数での話合いをする現状ではない。会社は再検討の上、解決しうる提案をされたい。

以上の応酬後、二十七日午前一時会社は別室検討に入った。その後午前三時に至り、裏面の追加提案が提示された。

1961・2・27

大之浦労組 教宣部

ニュース

112

第五次案またも小出し

組合・納得しうる回答をせよと詰めよる

27日夜　第二十八回団交

無期スト八日目の二十七日、午前、午後にわたって大衆行動をかけた中で午後四時四十分より第二十八回の団体交渉が開らかれた。

組合はこの中で会社が小出しに修正提案している操作、精勤賞与、出炭報奨金、仕繰掘進のアップ率等について更に反論、鋭く追及した。しかし午后会社はあくまでも第四次案を固執してゆずらないため、組合は更に「会社が本当に事態収拾の気持があるのなら大巾修正をせよ、このままの状態では解決はあり得ない」と猛省を促したところ、会社は休憩を求め、六時〇分一旦休憩に入り、十一時より再開された団交の中で会社は最終案として第五次案を出してきたが組合は不満とこれを拒否し会社の再検討を鋭く迫った。

ー会社提案ー

※　賃金関係

一、精勤賞与

(1)、金額　一人平均月額三五〇円（時間割賃金及び割増賃金相当額を含む）

(2)、当該月平均在籍者数（死欠、出炭者並びに西独派遣者を除く）を乗じた額

イ、支給対象者

月末在籍者で当該月において次の才数条件に該当する者

採炭夫　基準才数　十七才以上
仕繰掘進夫　基準才数　十八才以上
坑内間接夫　〃　十九才〃
坑外夫　〃　二十才〃

ロ、配分

上記(1)と(2)による総額をその支給対象者について配分する、配分のウェイトは次の通り

採炭夫ー一六五　仕繰掘進夫ー一五〇　坑内間接夫ー一二五　坑外夫ー一〇〇

ハ、支給期日

毎月支給する、期日は別に定める

二、出炭報奨金

(1)、金額、昭和三十六年度において各月実績出炭が計画出炭（三十六年度一四三万七ベース）を二％こえる毎に一人当り平均月額二五〇円（割増賃金相当額を含む、金額については以下同じ）を支給する。

その場合一人当り平均月額の最高限度を一、二五〇円とする。

(2)、出炭、規格外炭（四、〇〇〇カロリー以下のもの）柿ノ木及び南前掘の出炭を除く

(3)、支給方法、精勤賞与の方法に準ずる

(4)、実施期日、昭和三十六年四月一日

三、割増率の改訂、従前の提案二七％を二八％に改める

四、標準作業量（以下単に標作という）

(1)、採炭夫各坑別標作は次のとおりとする

新留守田坑　一・八一七函（出炭正味函数）　第五坑　二・七六二函（出炭正味函数）
第二　坑　三・〇八九函（〃　函数）　第六坑　三・〇九五〃（〃　〃）

(2)、採炭夫以外の職種の標作＝採炭夫の標作アップ率を適用する

五、仕繰、運搬固定検収基準の是正＝従前の提案から除く

六、上記以外の項目については従前の提案通りとする。

川上

1961・2・28

会社提案推移表

	提	案	第一次修正案 2/18		第二次修正案 2/19		第三次修正案 2/24		第四次修正案 2/26		第五次修正案 2/27		第六次修正案 2/28	
増産奨与	廃止	13.556.753	廃止	13.556.753	廃止	13.556.753	廃止	13.556.753	廃止	13.556.753	廃止	13.556.753	廃止	13.556.753
一人当		2.253		2.253		2.253		2.253	新提案	△ 902.700 △ [illegible]	新提案	△ 2.106.300 △ 350	[illegible]	△ 3.009.096 500
引下率		8.2%												
超過労働抑制20%	抑制	4.997.944	抑制	4.997.944	抑制	4.997.944	抑制	4.997.944	抑制	4.997.944	抑制	4.997.944	抑制	4.997.944
一人当		830		830		830		830		830		830		830
引下率		3.0%												
割増率の改訂	25%	2.991.648	26%	2.471.839	27%	2.052.311	27%	2.052.311	27%	2.052.311	28%	1.572.497	28%	1.527.497
一人当		497		411		342		342		342		261		261
引下率		1.8%												28%
不合理支給行		219.471	是正	179.111	是正	179.111	是正	179.111	是正	179.111	是正	179.111	是正	179.111
一人当		37		30		30		30		30		30		30
引下率		0.1%												
古河渡り賃金		380.452	廃止	380.113	廃止	381.469	廃止	381.469	廃止	381.469	廃止	381.130	廃止	381.130
一人当		63		63		63		63		63		63		63
引下率		0.2%												
特殊労働手当改訂	改訂	9.368	改訂	8.002	改訂	8.002	改訂	8.002	改訂	8.002	改訂	8.002	改訂	8.002
一人当		1		1		1		1		1		1		1
引下率														
その他の項目		93.886	改廃	62.448	改廃	62.448	改廃	62.448	改廃	62.448	改廃	62.448	改廃	62.448
一人当		16		10		10		10		10		10		10
引下率		0.1%												
操作の改訂		8.487.835	改訂	7.923.446	改訂	7.734.057	改訂	7.272.923	改訂	5.324.248	改訂	4.735.127	改訂	3.821.384
一人当		1.410		1.317		1.285		1.208		885		788		635
引下率		5.1%												
合計		30.737.357		29.579.656		28.972.095		28.510.961		25.659.586		23.386.712		21.570.173
一人当		5.108		4.915		4.814		4.738		4.264		3.886		3.584
引下率		18.5%		17.76%(0.74%)		17.39%(1.11%)		17.12%(1.38%)		15.41%(3.09%)		14.04%(4.46%)		12.95%(5.55%)
減額累計				1.157.701(3.77)		1.765.262(5.74)		2.226.396(7.24)		5.077.771(16.52)		7.350.645(23.91)		9.167.184(30.26)
平均在籍	6.018人													
平均月収	27.676円													

ニュース

113

社宅諸掛や家族診療費等若干進展

組合・不満と拒否し更に再考を促す

× 二十八日午前四時十分より福利厚生の団交をもったところ、次に示すよう若干進展した ×

× 第四次案を回答してきたが、組合としては不満と拒否し強く再考を迫った。 ×

交渉経過の概要

会社、聞くところによると組合は賃金と同時解決ということだが異論はない。二六日の二八回団交で組合の意見を聞いたが、解決するために皆さんの考え方を聞きたい。

社宅諸掛と衛生費は関連があるので総合的に考えることが出来るが、五坑診療所の廃止を前提とした時の要求は何と何か、今次賃下げは福利厚生と比べてみた場合、福利厚生でみるウエイトが強い、大之浦が置かれている立場をみる場合やむを得ないのではないか、以上の点についての考え方をうけたまわりたい。

組合、五坑診療所の件は、組合の傾向の時会社は代議の中でやると回答したはずだ。組合は代議でやることになっている。社宅諸掛、衛生費は関連があると思っている。今会社は家族診療費にふれなかったが新しい案を考えていないのか

会社、ふれなかったからといって案はある。皆さんの意見があると思うところを聞いた皆さんの考えを聞きたい。

組合、解決の鍵は会社にある。色々の要求ならともかく条件を切下げられるのに、これだけでよろしいということは出来ない。新しい案の提示をすべきだ。

会社、会社としては現状から止むを得ず提案した。福利厚生で出来なければ賃金から引かなければならなくなる。

組合、会社のいうのを聞いていると賃金から引かせて貰えるのか、福利厚生から引かせて貰えるのかと聞いているように聞える。それなら何故福利厚生だけにしないのか、被害段階になぜ五坑診療所の問題を出したのか、廃給所の代替を検討するといっていたがどうなったのか

会社、賃金と厚生の関係は社会通念上、ハカリにかけた場合、先に来ると思う。五坑診療所の廃止は福利厚生に大きなウエイトを占めている。ただ今の所で本日は引込めたい。

診療所の件は引込めていないあらゆる角度から検討中、成案が出来次第提案する。

四次案を提示する形はこれで良いかどうか検討してもらいたい。

一、社宅諸掛（含む衛生費）

社宅規格により次の諸掛を徴収する。

四間以上　一五五円
三間　一四三円
二間以下　一二五円
（注）衛生費一世帯当り八五円を含む

一、豆炭運搬費

個人負担額を巨炭一荷当り三円とする

一、燃電燈手当

撤　回

但し、支給条件としては坑内夫出勤率八〇％以上、内勤夫八五％以上、外勤夫九〇％以上とする

一、家族診療費

保険の診療単価は千七五円とする

非族は十円とする

なお入院料、食事料については上記単価を基準として算出する

一、畳の補修

畳の補修について三十五年四月～九月の平均一カ月実績の1/2とする

補填金額　一カ月当り

諸掛	697,000
豆炭運搬	85,000
家族診療費	814,000
畳の補修	162,000
計	1,758,700
一人当り	286.70

以上の会社四次案を組合は検討することにして休会した。

以上

1961・2・28

大之浦労組教宣部

No. 18

企反斗速報

無期スト第9日目早朝（28日）

徹夜交渉も大した進展なし

長期ストの体制を固めよう

代表折衝までもってみたが・28回団交

二十七日午後十一時十分より開かれた第二十八回団交は何等の新しい提案もだされず、午前〇時打切った。その中で会社より交渉人員を少し絞り小団交の形で交渉を進めたいとの申入れがあったので、組合では直ちに交渉団会議を持ち討議の結果、これに応じることとした。（註、小団交メンバー中執二名三役、専門部長）小団交は二十八日午前一時十分より行われたが、会社が自論をむし返すのみで進展なく、午前二時四十分小団交を打切ったが、その後、次の福利厚生交渉をもち、続いて代表折衝を行った後、第六次案が提示されてきた。これを検討した組合は不満として再度会社の再検討を強く促した。

若干の進展示す

福利厚生関係の交渉

その後、再び福利厚生面について交渉を行いたいとの申入れがあり、午前四時十分よりこれが交渉を進めたところ、会社は概ね次のような提案を行ってきた。

一、社宅諸掛（含む衛生費）
1、四間以上　一五五円、三間　一四五円
二間以下　一二五円
（註）衛生費一世帯当り八五円を含む

二、豆炭運搬費
個人負担額を豆炭一俵当り三円とする

三、寮暖房手当～提案を撤回
但し、支給条件としては直接夫就業率八〇％以上、坑内夫八五％以上、坑外夫九〇％以上とする

四、家族診療費
1、保険の診療単価は三円七五銭とする
2、歯科は十円とする
3、尚、入院料、食事料については右記単価を基礎として算出する

五、畳の補修
畳の補修については三十五年四月～九月の平均一ヵ月の実績の二分の一とする

（参考資料）一ヵ月当り削減金額
1、諸掛六九七、〇〇〇円　2、豆炭運搬費八五、七〇〇円
3、家族診療費八一四、〇〇〇円　4、畳の補修一六二、〇〇〇円、計　一、七五八、七〇〇円
一人当り　二八六円三〇銭

組合はこの提案について検討を行うとして一応引上げた。

精勤賞与五〇〇円・採炭11％切下げ

ー第六次案も不満と拒否

引続き午前六時十分より代表折衝（中執三役）を開いたが、その席で会社は次の如き提案を行ってきた。

一、精勤賞与　1、一人当り平均月額五〇〇円（長欠、非就労者、面接派遣を除く）に乗じた額

又支給方法　(1)支給対象者＝月末在籍で当該月において次の方数条件に該当するもの
採炭夫、（就業方数十七方以上）。仕繰掘進夫（十八方以上）。坑内雑夫（十九方以上）
坑外夫（二十方以上）
(2)配分＝右記1の原資を2の支給対象に配分する。配分のウエイトは次の通り。
採炭夫一六五、仕繰・掘進夫一五〇、坑内雑夫一三五、坑外夫一〇〇
(3)支給期日＝毎日支給（支給期日は別途協議）

二、基準外割増率　二八％

三、採炭夫標準作業量
新坑一、七六九車（出炭正味車数）、五坑二、六四一函（出炭正味函数）二坑三、〇〇八函（出炭正味函数）六坑三、〇一四函（〃函数）

四、増産賞与は廃止、不合理な慣行は是正、古洞渡り特切取扱は廃止、特労手当は提案通り改定、その他の項目は提案通り改定

【参考資料】一人当りの減額、
増産賞与二、二五三円、割増率二六一円、不合理の慣行是正三〇円、古洞渡り特切取扱六三円、特労手当一円、その他の項目一〇円、標準（一％アップ）六三五円、計三、二五三円
精勤賞与（新設）△五〇〇円、差引減額二、七五三円
【註】△印は新設であるので減額の場合に加える。
以上の提案がなされたが組合としてはこれが検討を行うと共になお、精力的に交渉を続行、これが妥結に最大の努力を傾けている（二十八日午前八時頃まで）

8
28
116
14
141
17
10

昭和36年2月28日　大之浦労組

10
220

No. 19

企反斗速報

無期スト第9日目（その2）28日

今からが土俵の上の真剣勝負

長期斗争のハラ構えを新にしよう！

組合としても二十八日の株主総会を解決のチャンスとし、一応のヤマとして、抗議行動、団交に全精力を傾注してきた。しかるに会社第六次案（最々終案）は依然の首切り納得しろる回答ではなかったので、組合はこれを不満として会社の再検討を強く促している。

従って斗いは今からが、土俵の上での真剣勝負ということになるし、長期の闘争などによるもろもろのPR（宣伝）や切崩しに動揺することなく、長期斗争のハラ構えを新にすると共に、エイエイとして積重ねた既得権や生活を守り抜くため、最後まで統一と団結を堅持しよう

―交渉もたれず―

会社　株主総会開く

無期スト九日目早朝までの交渉（小団交、代表折衝～第六次案）経過については〝速報18〟に記載している通りであるが、その後、会社より本日は福岡で株主総会を開くのでその後交渉をもちたいということであった。

従って組合としては、三月一日午前二時まで待機の姿勢をとっていたが、再お検討中であるし団交は中止したいとの会社電話連絡により打切りとなった。

三月一日はもたれる予定だが時間は未定。

訂正～出炭報奨金と標作

速報16の中の第四次修正案の出炭報奨金について12万屯出炭の場合二五〇円と記載していましたが、これは「12万屯を2％超たとき二五〇円」の誤り、また速報18の第六次案の見出しで「賃金11％切下げ」とあるのは「11％アップ（引上げ）」につき、ミスをお詫し、訂正します。

貝島斗争の激励をかね

福炭婦協評議員会 貝島本部で開く

福炭婦協では、無期ストで斗っている貝島を激励するためと、中央炭婦協大会や、会計監査の報告、国際婦人デー参加、婦人同盟行事、お母さんの研究集会等について審議を行った。なお会議の終ったのお四時すぎであったし、帰る時間の関係で会長を訪問しての激励は後日にゆずることになった。

〝執行部よ頑張ってくれ〟

（全坑行動隊・主坑・二坑採炭 激励デモ）

◉ 全坑の行動隊のデモ

午前十時二十分、いろとりどりのヤッケに身を固めた全坑の行動隊約五〇〇名が本部を訪問、代表折衝をもった執行部の考え方、或は白紙撤回の態度について質問、執行部は組合員、家族の代表として真剣に頑張って頂きたいという固い要請と激励があった。

これに対し組合長より、みなさんの期待にこたえるべく全力を尽して頑張るが、みなさんも今次斗争の困難性（根本的な政策の変更なき限り）を十分認識していただき、最後まで『統一と団結』を守り抜いて下さいと訴えた。

その後行動隊は、華麗赤旗、黒の服装もめざましく浮きぼりにさせ炭住街と鉱業所にデモを敢行帰途についた。

◉ 五坑の採炭夫デモ

午後二時十分、五坑の採炭夫約百名は本部を訪問し、代表（篠原さん）より、操作や五坑の西風廻りについては、是が非でも頑張って呉れという熱心要請があった。

◉ 二坑の採炭夫デモ

午後五時半ごろ本部を訪問した二坑の採炭夫約二百名の代表（宮山さん）より「採炭夫へのしわよせと犠牲は余りに大きい、われわれは執行部を信頼、ともに最後まで斗うので、執行部も頑張って貰いたい」という激励と要請があった。

この採炭係員よりの要請に対し、組合長、副組合長、書記長よりもち論執行部は全力を傾注するが大局的な見地にたって判断することも起ると思うので、その点は了解をしておっていただきたいと激励に敬意を表し、ともに斗うことを誓った。

×

×

×

No. 20

企反斗速報

無期スト第10日目（3月1日）

本日も団交もたれず

（会社は交渉をもつといいながら、二八日、三月一日も正式に交渉をもつとの申入れを行っていない）

職組は妥結していない

―労組と同時解決の方針を堅持―

もろもろのデマ宣伝に迷うまい

今次斗争の当初、労組と職組は共斗を推進することを確認しあい、ご承知のように職組も二回時間ストと七二時間ストを決行し頑張ってきました。この職組の構えかたありかたについて労組は、本当にいってむずかしい立場にあり、職組員が一生懸命頑張っていると敬意を表してきました。ところが、最近の商業新聞やその他で「職組は妥結している」ということがもっぱらのウワサになっているし、職組内で疑問と若干の動揺があるとききますので、そのことはデマであることを、ここにはっきりお知らせ致します

職組の現状

三月一日職組の三役が労組本部を訪問され「職組は妥結しているということがいわれているが、決してそういうことはない。たしかに交渉はにつめたが、労組と同時に解決するという方針は今なお堅持しているし、労組の解決如何では職組も実力行使をかけて斗うこともありうるので、誤解のないようはっきり申上げておきたい」という態度をはっきりされました。従ってここに職組の現状を明確にお知せすると共に、今後われわれの体制（団結）を切崩すためにいろんな策動がロコツに殺ってくると判断されますが、これに動揺することなく最後迄「統一と団結」を守り抜いて下さい。

スキを見せるな

今こそ「統一と団結」が重要

会社は組織の切崩しを策動　われわれの意志と[illegible]を分析している

二十八日以降会社は、交渉をもつ考えはあるといいながらもとうとしません。これは先に述べましたように会社は巧妙に組織の動揺をネライわれわれの斗う体制を分析しているのですから、私たちは今こそガッチリスクラムを組み、会社にスキを見せないようにしなければなりません。そのためには、団結集会や大衆行動をヒンパンにもち、常に「最後まで団結頑張ろう」の意志統一を固め、斗う体制を堅持することが肝要であります。会社の出方如何では長期ストを斗い抜く備えこそ、当面もっとも大事ですから、厳しくともお互いの家族と生活を守るために、頑張り抜きましょう。

内部体制は万全だ

―執行部は信頼に応えよ！

※ **五坑二区の激励デモ**

午前十時十分、毎日の団結集会、交渉デモの疲労ももののかはと五坑二区の組合員、主婦約一五〇名は会社の接衝案（第六次案）に対する怒りをこめ鉱業所へ抗議デモを敢行した後、本部を訪れ「内部体制は万全だ、執行部は最後まで頑張ってくれ」と力強い激励がなされ、執行部を代表し副組合長より感謝と全力を尽すの誓いをのべ、「団結」の大切さの後、感激と謝意につついた。

※ **新坑宮町・北・中区の合同激励デモ**

午前中の五坑二区の激励につづき午後一時五十分新坑中、北区、宮町の組合員・主婦約六百名は、鉱業所への抗議デモを決行、本部へ激励に訪れ「われわれは執行部を絶対信頼している。この信頼を裏切る事なく応えて頂きたい。内部体制は万全だ」と力強くのべられ副組合長より「ともに最後まで頑張ろう」と応えた

西日本新聞の問題

九炭労一任で一応ケリ

既報の通り西日本新聞の誤報について厳重に抗議を申入れ九州炭労一任の形で訂正方を迫っていたが、本社としては「単独解決の意味は交渉妥結や賃斗と切離したことをいっているのが舌たらずで誤解をうけたので、この説明らかに書きなおすことで了解されたい」との態度を表明その反省を二八日の朝刊に掲載した。この訂正の仕方については不満であるが不売同盟まではやるまいという事になったのでこの点お知らせ致しておきます。

No. 21

企反斗速報

無期スト第11日目（2日）

四島代表・激励と交流のため宇部へ

3日・五五名が早朝バスで出発

本年度のトップとして一方的な合理化攻撃をうけ、共斗を斗いあっている宇部の仲間は二月二十五日無期限ストに突入（それまでは従来の通り保安斗争で実力行使）、個斗（各斗）との総合を目指し長期ストの構えで斗いを推進しているが、これを激励し交流を行うため当労組は、総数五五名（内訳本部二、本社三、二坑十一、新坑十七、五坑九、六坑七、以上組合員代表、主婦会各支部一、本部一）がバス一台に便乗、三日午前八時本部前を出発することになっている。

宇部の仲間が交流にやってくる

4日お昼に到着・各支部巡回

みんなの拍手で迎え共斗誓おう

明日（四日）のお昼ごろ、共斗を推進している宇部の仲間がバス一台（約六十名）でやってきます。そして各支部を訪問激励と交流を行いますので組合員、主婦のみなさんは、出来る限り支部にきて拍手をもって迎えていただき、お互いに激励し交流を深め共に最後まで斗い抜く誓いを交しましょう。各支部到着時刻は次の予定です。（この時間には多少のズレが起るかと思いますが宇部からくるのですから了承しておいて下さい。

◎各支部巡回時間の予定

本社　午後十二時五十分
二坑　午後二時十分
新坑　午後三時三十分
六坑　午後一時二十分
五坑　午後二時五十分

―採炭夫標作について―

修正追加提案行わる（文書）

会社の標作に関する提案は第六次案の通りであったが、三月一日午前十一時ごろ、会社は文書により次の修正追加提案を行ってきた。

会社再建案に関する交渉を早急に解決するためにと前置

1、各坑別標作については従前の十一％増しとする（前回通り）
2、H標作は従前のV標作の十五％増しとする。但し新坑については、前記1による取扱いに同じ
3、P.L標作は従前のV標作の二四％増しとする
4、その他の取扱いは現在提案通りとする

―会社に対する抗議と―
―本部への激励デモ―

本日も、会社（鉱業所）に対する抗議と本部への激励をかねたデモが次のように行われた。

※新坑〜 東区西区南区三部別部約六〇〇名が午前十時二十分、鉱業所へ抗議し本部を激励した

※五坑〜 仕繰掘進職場第二陣として五坑支部仕繰、掘進職場の約一五〇名もまず鉱業所に抗議デモをかけた後、本部を激励した。

※二坑〜 行動隊第三陣として二坑の行動隊約一〇〇名は先ず本部を激励、会社の誠意を促す果敢な抗議デモを鉱業所広場で展開した。

古河目尾と三池三川の

行動隊五日に来山

◇われわれ炭鉱の合理化斗争を自らの斗いとして、共に斗わんの誓いをこめ、五日の日に古河目尾労組より一〇〇名の行動隊が激励と交流のために来山することになっている。

◇なお、激しい斗いの経験と、たくましい労働者意識を体験のなかから身につけた三池三川支部の行動隊六四名も激励のため来山し、各支部を訪問することになっている。これは到着時間の関係で、各支部巡回の予定時刻を明らかに出来ないが、組合員主婦は支部の緊急招集に応じられる用意をしておいて下さい。

昭和36年3月2日　大之浦労組

No. 企斗 速報 昭和36年3月2日 大之浦労組

三月一日午前十時四〇分 会社・文書で修正提案をなす

★ 三月一日午前十時四十分会社は団体交渉を行わず文書で次の様な追加提案を行ってきた。 ★

採炭夫標準作業量に関する提案

一、採炭夫操作に関する現在提案の要旨は次の通りである。

(1)、従前の各坑別操作を一一%増とする。

(2)、H型コンベア使用切羽操作（以下H操作という）は前記(1)に基く操作の一五%増とする。従って従前のV操作に比較すれば二八%増（一一一%×一一五%＝一二八%）となる。

(3)、ブラウローダー（小型ブラウローダーを含む）使用切羽操作（以下P・L操作という）は前記(1)に基く操作の二四%増である。従って従前のV操作に比較すれば三八%増（一一一%×一二四%－一三八%）となる

二、H型コンベア或はブラウ、ローダーを使用することにより理論的にも実際的にも能率が大きく向上し、前記(2)及び(3)の操作で計算した場合それぞれ相当の増収となるので現在提案通り決定実施したいと考える。

三、然し会社再建案に関する交渉を早急に解決するため、採炭夫操作について要旨次の通りの最終提案を行う。

(1)、従前の各坑別操作を一一%増とする

(2)、H操作は従前のV操作の一五%増とする。ただし新菅牟田坑については前記(1)による取扱に同じ。

(3)、P・L操作は従前のV操作の二四%増とする。

(4)、その他の取扱は現在提案通りとする。

以上

ニューズ　114

大之浦労組　教宣部

長期斗争の構えで会社の出方を見守ろう

会社の申入れに対し、組合の態度決め回答

二月二八日中執の代表折衝で会社が、なお検討するという態度を明らかにしていたので組合は、その後交渉の再開を待機していました。ところが会社は、三月二日午後十時すぎ、突然、「最終案（第三次案）を変更することは不可能であり本提案で争議収拾を計られたい」という申入れを文書（別紙）で行ってきました。これに対し組合は、三日午前十一時より執行委員会を開き慎重討議しました結果、組合の態度を次の文書のように明らかにし、斗争委員会もこれを確認しましたので、会社に回答を行いました。

従ってわれわれは、長期斗争の構えを更に強化すると共に、会社の出方を見守りましょう。

昭和三十六年三月三日

貝島炭礦株式会社
専務取締役　本松郷雄殿

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　横田　肇

回答書

三月二日附貴方の申入書は「現状のままストライキを続行することは、会社は益々疲弊のどん底に陥入り会社再建は到底望めない」旨を強調され、そのことが如何にもわれわれの責任であるかのように表明されていますが、われわれとしては、むしろ貴方の態度こそ、自ら窮地に陥る状況を招くといわざるを得ません。

少くとも、賃金低下がもたらす生活不安はわれわれにとってはこんにちの生活権確保からしても重大な死活の問題であり、それだけに貴方の賃金、労働条件切下げの攻撃に対し、防衛という立場から力一杯の抵抗と斗いを続けることは当然のことであります。

われわれは去る二月二十八日の代表者交渉で、会社最終提案に対し、かかる事態収拾案では解決の要素にならない。会社はよりわれわれの生活実態を考慮した中から、再検討すべきであると貴方の積極性を求め、貴方も亦、事態解決のため検討することを明らかにされました。にも拘わらず、ストライキ続行がわれわれの徒らな戦術姿態であるかの如き貴方の見解は、余りにも誤った判断であり、われわれはむしろ会社の誠意ある態度を期待しています。

われわれは決して長期のストライキを敢て望んではいません。明日からの会社再建に望みを断ち、自らの生活を放棄しようという考えも毛頭ありません。現時点では貴方の事態解決の熱意そのものが斗いの解決になることは明らかであり、かかる実態が貴方に認識されるとするなら斗いの終末はより困難になり、解決への展望も長期の斗いに転化することは否定出来ません。

よって速かに、貴方の猛省を促し、争議解決に最大の努力と熱情を要請するとともに、争議解決のためわれわれは交渉に応ずる用意があることを表明し、貴申入れに対しわれわれの立場を明らかに致します。

以上

昭和三十六年三月二日

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　横田　肇殿

申入書

去る二月二八日早朝、会社として従来交渉の早期解決を計るため最終提案を行ったのでありますが、不幸にして組合員の承認を得られず引続き今日までストライキを実施され、大之浦の労使双方に甚大なる損害をもたらしています。

会社としてはその後更に慎重に検討を続けたのでありますが、会社の現状から見て最終提案を変更することは不可能な状況にあり、さりとて組合の態度も変更できないとするなら徒らに無益の斗争を続けることとなり、大之浦炭礦は再び起つことができない破滅のどん底に陥いることは必定であります。

組合としては本提案に不満もあろうと思いますが、労務調整後においてもなお中央大手に比し決して遜色のない賃金水準であることを考えられて、大之浦の再建と従業員の生活基盤の安定を計るため、是非とも本提案により争議収拾を計られるよう重ねて切望する。

以上

貝島炭礦株式会社
専務取締役　本松郷雄

1961-3-3

ニュース 115

四日夕刻 会社より交渉申入れ

徹夜の代表交渉で 第七次修正案提示さる

大した進展はなかったが交渉は継続

×既報の通り徹底的な会社申入れに対し組合が、会社の誠意を迫り、出方如何では長期斗争もやむを得ないという回答を三日午後文書で会社に手交していたところ、四日夕刻、会社よりの申入れで交渉の進め方についての話合いをもち、午後十時より代表交渉に入った。×

×その代表交渉では、第二項の賃金、労働条件関係引下げを後廻しにし、第一出炭人員関係、第三会社機構関係、第四福利厚生関係について会社より修正提案（第七次案）が行われたので、五日午前一時三十分より技術委員会で検討を行った結果、第四の福利厚生は賃下げと関係があるので、その交渉の中で反論を行うことにきめ、出炭人員、会社機構の第七次案に対して組合の態度を明らかにし、午後三時より六時まで再度代表交渉を行った。×

×その中で、組合主張に対し会社が、第七次案を次のように修正してきたが、一応休会し、午後再開することを申合せ、休会に入った。×

※ 第一、出炭人員関係

一、1、(ハ)の直座委員会の人員は若干の増員を考えてもよい。

一、4、(イ)の職場整理については、更に内部に検討し次の机会に申上げたい。

二、人員関係、中、三月十五日までは、留保とする。

交渉の進め方は・出炭人員
会社機構を先に行い
その後賃下げ関係に入る

―第七次修正提案―

―（　）内は第二回目の代表交渉における会社回答―

第一 出炭人員関係

一、出炭確保のための協力体制の確立については、次の通りお願いしたい。

1、諸会議体の適正化について

(イ)、生産会議と防災会議をそれぞれ月一回開催する。生産会議の人員は提案の保安生産協力委員会の数とする。防災会議の人員は一〇〇人に一人とする。なお小坑場は統合して考える。

(ロ)、出炭説明会は提案通り四半期毎に説明会を定例化する。

(ハ)、直座委員会については、採炭直座は月二回とし出席人員は提案通り、仕繰、掘進直座委員会は仕繰、掘進毎に月一回行う。直座委員の数は原則として各側よりそれぞれ一名とする。（人員について若干の増減を考えてもよい）

2、就業条件向上については自発休暇の向上の件について引続き話合いたい。

3、超過労働の抑制については、提案を白紙にする。

4、職場整理について（更に内部で検討して次の机会に申上げる）

(イ)、職区、繰込及び箇付の再編成については、労働協約及び就業規則の主旨に基いて実施したいので協力願いたい。

(ロ)、入坑時間の変更及び(ニ)の積極的、旧来的慣習の撤廃については、時差入坑、人車ダイヤの変更廃止等の事例を上げていたが、個々の具体例についてその都度相談するので、その際協力願いたい。

1961・3・5

大之浦労組 教宣部

(ホ)　得歩、技術審査室の円滑化についての問題は、今後更に協をつくして話合いたいので継続審議したい。

二、人員関係
計画人員（炭質の変更に伴う人員削減を除く）については四十二万トン出炭確保の重大な要素であるので精力的に交渉を続け三月十五日迄には解決出来るよう組合の協力を願う。（十五日まで〜は目途とする）
入替採用、優先採用については前回提案通りとする。

第三　会社機構関係

1、技術学校、技能者養成所廃止について
イ、技術学校は三月一杯で一時休止したい。
ロ、技能者養成所は一時休止します。技能者養成所の在籍三名については数次募集出願者に廻ってもらいたい。

2、五坑の診療所の廃止によって本院の診療内容の充実を図ると共に、本院に診療バスを常置して各坑（五坑を除く）の巡廻、特に五坑患者の利便を図ることとしたい。以上の主旨に基いて五坑診療所は廃止したい。なお診療バスの常置に関してはこの経費の捻出について今後交渉するときはよろしく協力願いたい。

3、自動車部門の縮少について
この問題は会社提案の主旨はおわかりと思うが、なお議をつくしたいので引続き審議したい。

4、一部直轄作業を請負に切替えたい。
(イ)、旧坑巡の資材切替えについて、この問題は昨年提案して、その後の交渉過程で一時保留となっていたが、現状においてはどうしても請負切替えに踏切らざるを得ないので、次の様に請負切替えしてゆきたい
坑木仲仕
中央倉庫運搬
降灰運搬作業
本来これ等の作業は競合すべき性質の作業である。これを業者に一括請負わすことによって、統制性、融通性をもたせることによって、時間的にも無駄がなく成る。請負切替えによる余剰人員は原則として直接夫に転換してもらう。
(ロ)、坑車修理作業は一括して請負切替える。一元化することによって能率を上げ得る。この結果、崩れ函が少くなると作業運行を円滑にし、出炭に寄与出来る。これによる余剰人員は直接夫に転換する。
(ハ)、病院賄を請負に切替えたい。
現在材料の仕入れが区々で不便であるので、一括請負に出すことによって仕入れの統合、コスト減になるので切替えたい。
(ニ)、各坑弁当係の賄を請負に切替えたい。
各坑にも例があるので、この際全面的に請負に切替えたい。

第四　福利厚生関係

1、社宅家賃を次の通り改訂したい。
イ、四間以上　一五〇円
三間以上　一三〇円
二間以下　一二〇円
（これは衛生費一世帯当り八五円を含む――古河目尾並み）
2、畳の補修については昭和三五年度四〜九月の平均一カ月の二分の一実施とする。
4、豆炭運搬費については、個人負担額は一荷当り三円とする。
5、祭礼費手当の廃止については撤回する。
6、家族診療費の単価については
保険の診療単価一点に付　三円七〇銭
非　保　険　一〇円
（これは診療単価が変るときはそれにスライドする）
なお、入院食事料については、上記単価を基礎として算出した額とする。

以上

No. 24

企反斗速報

無期スト第13日目（4日）

賃下げ額一人平均五、一〇八円が正式に二、七五三円となる

—会社が第七次提案で「超過労働抑制を白紙」にしたので

速報22号は三日付号外、23号は第七次修正案の内容です。

賃下げ額について会社は、修正案を出すたび毎に超過労働抑制の二〇%分（八三〇円）を勝手に除外して発表、西日本新聞もそのように掲載してきました。

従って組合発表との間にくい違いが生れましたので、先にこの点の解明を致しておりましたが四日深夜の代表交渉における第七次案で会社が「超過労働抑制の提案を白紙にする」と回答してきましたので、当面の賃下げ額は正式に二七五三円となりました。

この点誤解もあったようでありますが、第七次提案で初めてはっきりしたわけですからそのように整理して下さい。具体的に申上げますと、一人当り五一〇八円（一八.五%）の賃下げが二三五五円へったことになるのです。

福利厚生の引下げは二一七六円となる

尚お福利厚生関係は一人当り三九五円引下げが約一一九円へり二一七六円となっています。

宇部の兄弟よりご苦労さん

各支部とも万雷の拍手で歓迎

涙にじむ感激の裡に激励と共斗を誓う

午前十一時五十分、宇部の仲間（組合員四〇名、主婦二〇名）が涙に赤旗をぬいたデラックスなバスで実走約四時間を疾走し本部に到着した。（途中直方で道を間違えて予定より三十分延着）

まず本部執行委員全員の拍手で出迎え、代表よりの挨拶に応えて、野田副組合長、主婦会宮武会長より激励に対する感謝と、今後の共斗を誓った。その後本部で昼食（弁当持参）後、午後十二時四十分出発予定のコースと時刻（本社一二五〇、六坑一三二〇、二坑一四二〇、五坑一四五〇、新坑一五三〇）にそってわかれて各支部に行動を開始した。

各支部での歓迎情況は、本社、六坑、二坑の場合、それぞれ支部前広場、五坑は支部裏の広場を主力とし毛商、桜山の三ヵ所、新坑は中区、北区、南区を支部前広場、その他は各職場毎に組合員、主婦が結集、万雷の拍手で相互の激励を交わし、共斗を誓う握手で決意を交流、じんわり涙のにじむ感激の裡に見送った。

高松よりマキのカンパ

—四日午後・三輪車一台分届く—

マキと豆炭不足の問題については、会社の責任において解決をはかられたいと先の交渉で強く要請しているが、一方、炭労の各ヤマにもカンパをたのもうと、先の筑豊、佐賀炭地共の厚生部長会議で尾鶴より要請したところ各ヤマとしても、現在不足している状態ではあるが、マキについては出来るだけ集めカンパしようということに決った。その第一陣として、日炭高松は当面緊急三輪車一台分を、四日午後三時ごろ届けてくれた。この仲間たちの友情と支援に対し心から感謝を表するものである。

なお分配については、これを新坑に疎開したが、後続の方で比例配分を操作することにしているのでご了承下さい。

高松・杵島にも

近く具体的な合理化が出る模様

先に、九共斗の兄弟ヤマである高松、杵島にも近く合理化攻撃がかけられてくるであろうとお知らせしていたが、高松の場合は六、七、八日の中央団交で、杵島の場合は十日前後具体的な合理化案が提示されるようだがその内容は、われわれの当面している問題よりも、大きな攻撃であることには間違いないとして、両組合とも断乎斗う体制固めを急いでいる。

六日・宇部より座談会式の交流に来山！

四日に宇部の兄弟が来山したことは別報の通りであるが、六日には座談会形式の交流をしたいという事で、坑外職種の組合員と主婦が約六十名来山するとの連絡があったので、各支部でそれぞれ交流することにしている。

昭和30年3月4日　大之浦労組

No. 25

企反斗　速報

無期スト第14日目（5日）

五日も徹夜交渉で追い詰める

会社提案の第八・九次案では不満と交渉継続

五日早朝休会に入っていた代表団交渉は午後六時再開されたが、会社の第七次修正案の再修正が問題にならなかったので組合側は強く猛省を促し七時三十分休けい、交渉団会議に報告後、午後十時より再び代表団交渉をもった。その中で会社は、別記第八次案を提示してきたが、組合側は解決にならないと再考を促し十一時三十分休けい、交渉団会議に報告後、六日午前二時四十分より三たびの代表団交渉を行った。交渉は約三時間に亘り組合側より会社の大巾な新提案を強く要求したが、若干の進展を示した第九次修正案より進展をみなかったので六時休会に入った。

その後戦術委・斗争委員会としては第九次案では不満である。従って交渉を継続すると共に、八分方になった会社の回答を強く要請するための体制確立を確認した。

◎第八、九次案の内容は要点は次の通り

―第八次修正案（三月五日午后十時）

一、賃金関係について

内部決定の結果、人員は従来通り、日数は、運営の中で欠勤を漸へらしてゆきたい

二、休暇問題について

次のことが組合側で承認されれば組合の主張を受入れてもよい

◇昭和三十六年度は一四三万トン達成が会社再建の基盤であることを労使双方確認し責任をもって達成に努力する

◇坑区、截底、有付坪は現場、科、支部間で適当な期間をもち協議してゆきたい。

三、賃金関係について

1、公の販売執行の賃金〜本人能率基準の60%

2、諸仮保障制の改訂〜従来の90%とする

3、賄合払の計算方法の改訂―（　）内は前回

採炭八四〇円（八〇〇）、掘進ＡＢ七二〇円（六八〇）、仕操ＡＢＣ六二〇円（五八〇）

その他省略（詳しい内容は代議員の方にきいて下さい）

―第九次修正案（六日・午前二時四十分）

一、賃金関係について

特別手当〜従前の十五%減額当額とする

二、標準作業量

1、採炭夫〜従前の十%アップ

2、採炭夫以外の職種〜採炭夫に準ずる

（註）仕繰、掘進査定基準〜従前計算数の九一%相当額。但し特定箇所従前通り

三、鉄物炭奨励金〜月額二五〇円とする

四、公の販売執行の賃金〜八〇%相当額とする

五、右記以外の各項目は提案通り

賃金減一人当り平均二六九六円（九七%）

六、福利厚生関係

1、社宅家賃

四畳以上一三〇円　三畳以上一二〇円

二畳以下一一〇円

（註）衛生費八五円含む

2、家族診療費

保険一点　三円五〇銭

非表の取扱同

三池と古河目尾の代表に嵐の拍手

―全支部で固い握手の連ぞく―

五日は昨日の宇部オルグ来山に続き三井三池（三川支部新港分会）の組合員三十名（ホッパースタイル）と主婦三十名の仲間と、お隣りの古河目尾の青年行動隊三十四名が午前十時半すぎ本部に到着、まず本社支部を激励、午後は新坑を皮切りに五坑、二坑、六坑と激励デモを行った。

これを迎えるわが組合員主婦の数はいつよりも多く嵐の拍手で歓迎を表し、顔見知りの三池の仲間と固い握手を交し涙ぐむ劇的な場面が連続していた。三池の仲間よ、古河目尾の同志よ、激励有難とう。

ノリのカンパ1,000枚

三池三川新港分会より

五日、われわれの斗争を激励するために来山した三池三川新港分会代表の行動については別記の通りですが、その代表より「炭鉱の皆さんわれらは大量のオルグ或はカンパと物心両面の支援をうけ乍ら、身分待遇の攻撃を阻止している私共としては、これといって何も出来ませんが、私たちが海で採取したノリ1,000枚をせめて子供さん達の遠足の時にでも使って頂きたいと持ってきましたから受けとって下さい」と主婦会長に手渡された。これが分配については主婦会に一任している。

昭和 36 年 3 月 5 日　大之浦労組

ニュース 116

続く五日の徹夜交渉も　若干の進展を示したのみ

―三月五日午後十時　第八次修正案―

× 五日早朝休会に入っていた代表交渉は午後六時再開された。会社は第七次修正案の再修正に至 ×
× らなかったので組合は強く猛省を促し七時三十分休けい、交渉団会議に報告後、午後十時より再 ×
× び代表交渉をもち賃金関係も含めて会社の裁定を迫ったところ、次の第八次修正案が提示された ×
× しかし組合代表は解決にならないと再考を促し十一時三十分休けい、交渉団会議に報告後、六日 ×
× 午前二時四十分ふたたび代表交渉を行い約三時間に亘って会社の大巾な新提案を強く追求したが、 ×
× 結局、裏面の第九次修正案のように若干の進展をみたのであった。六時休会に入る。 ×

一、諸会議について

諸会議については当方として案を示しこの際解決したいと思っていたが、内部検討の結果、人員については従来通りとし、日数について協力を得、運営の上日数を減らしてゆきたい。

なお、人員については若干アンバランス（不均衡）があるのでその点、後日話合いたい。

二、職場管理について

当方としては継続審議して組合と話合いをつくし話合い、十二万トン達成に協力願うよう考えていたが、前日からの論争の中で組合側の意向も察知し得るので、本問題解決のため、このことを当方としては受入れ、特に十二万トン達成ということが今回の再建の大きな柱であるので、組合側と次のような問題について双方確認したい。

☆ 昭和三十六年度一四三万トン達成が会社再建の基盤であることを労使双方確認し、責任をもって達成に努力する。このためには労働能率を最高度に発揮するよう双方協力する。

（このことは単に職場管理の問題を撤回するから、その代償に提案したものでなく、総体的見地からの考え方である。）

★ 職区、職番、有休、入坑時間等の問題については労働協約に基いてやってゆく方向で、具体的事例が発生し円滑に行われないことがあっては、十二万トン達成ということに支障を来たすので、現場、坑、支部間で適当な機関を持ち善処してゆきたい。

三、賃金関係

1、公の職務を遂行する場合の賃金については、本人給標準額の六〇％とする。

2、請負保障給の改訂については、従来の額の九〇％とする。

3、見合払い計算方法の改訂

　採炭　八四〇円

　掘進ＡＢ　七二〇円

　仕繰ＡＢＣ　六二〇円

　その他職種は従来ー提案通り

4、臨時増産賃金

今次提案通り、但し出炭奨励金は支給しない。増産賞与として基準一方当り五三円を支給する（超過労働賃金中の割増賃金及び深夜業手当計算については従前の増産賞与の取扱いを準用する）

1、精勤賞与について

精勤賞与の支給対象期間については次の通りとする。

(1) 金額

$\dfrac{500円}{当該月所定稼働日数} \times 入坑稼働日数$　（稼働日数を基準とする）

(2) 支給対象者中の欠勤条件については当月稼働日数に対する入坑稼働日数のみで判定する

未満との比較率の比較方法は基準方法には含めない。

2、出炭奨励金について

従業員との出炭奨励金の支給方法については従前の増産賞与の(2)の取扱いを適用する。

以上

1961・3・6

大之浦労組教宣部

午前二時四十分より再開された代表交渉において

事態収拾のための会社最終案

一、賃金

・特殊労力手当の改訂

従前の案の十五％減相当額とする

二、標準作業量

1、採炭夫の標作

従前の標作の十％アップ

2、採炭夫以外の職種の標作

採炭夫の標作改訂に準じて改訂する

（註）仕繰、掘進査定検収基準の改訂については従前の査定検収基準に基く計算額の九一％相当額とする。但し、特定個所については従前の取扱い通りとする。

3、その他の取扱い　は従前の提案通りとする。

三、微粉炭採集奨金

月額　二五〇円とする

四　公務を執行する場合の賃金取扱いについて

本人前標準額の八〇％相当額とする。

五　上記以外の各項目は従前の提案通りとする

※（註）出炭奨励金を設けたので一年間の半分の月数はとれるものと思う。従って、毎月平均にならして一二五円以上多額される。これを差引くと二五七一円となる。

又月産十二万トン達成の場合は相当の賃金の増額が見込まれる。

六、福利厚生関係

住宅料

住宅規程により次の額を徴収する。

四間以上　一三〇円

三間以上　一二〇円

二間以下　一一〇円

（註）衛生費一世帯当り八五円を含む

2、供給の物価単価は一点、三円五〇銭とする

3、非炭の項は撤回する。

4、入院料食事料については物価単価を基礎として算出した金額とする。

5、その他、従前の提案通り

賃金減額　二、六九六円（九七％）

No. 26

企反斗　速報

無期スト第22日目（13日）

異状な緊張と真剣な討議の結果 執行部提案を確認

＝提案賛成194・反対80・白紙無効3＝

［午後5時30分 臨時総会］

×　今次合理化斗争は、最終的に、斗争委員会の了解事項をめぐって総会に判断をかされた。即ち、スト続行の中で異例の総会を九・十日もち、或いは下部討論を十一、十二日と重ね、十三日の総会で意見集約を行った結果、全く不満ではあるが執行部の提案をやむなく認めるということでようやく結論が出た。従って午後六時より斗争委員会を開き、了解事項の文書を再検討の上、八時五分より最終的な確認団交に移り、労使文書確認を行ったので、午後九時三十分妥結、炭労指令第十五号に基きスト解除した。　×

傍聴者代表も不満の発言

— 総会経過の概要 —

十三日の総会も、多数の組合員、家族傍聴者がつめかけ異状なまでに緊張した雰囲気の中で午後一時二十分開催された。

その主なる概要は、それぞれ下部討議で集約された意見が各代議員から発言されたが主なものは

1、二六〇〇円はあくまでも反対である
2、執行部の指導性に一貫性がなく不安と動揺を与えた
3、最終段階における情宣の不徹底が混乱を招いた
4、執行部の情勢分析は責任を転嫁しようとしている
5、批判大会を早急にもて
6、宇部等の共斗から考えて斗いを続行すべきである
7、掘進の決意であるが家族の支援と指導に問題があった
8、二六〇〇円は不満だがもろもろの情勢判断に立つとき提案は認めざるを得ない、他社の立場も無視出来ない
9、執行部は妥結協定事項を責任をもって解決した後、組合員に信を問え、今退陣をすることは無責任
10、組織と生活を守るために提案は不満ではあるが割切らざるを得ない
11、合理化攻撃の現実は厳しい、執行部と組合員が一体となって次の斗いに備えるため事態収拾やむなし
12、見通しのない長期斗争を続ければ内部的に分裂の危険がある、事態収拾をすべきだ

等代議員によって真剣な討論がたたかわされ、更には、傍聴者より男女両代表が出て不満をぶちまけられた後、提案の賛否を決める無記名投票に入った。

その開票結果が、提案賛成一九四、反対八〇、白紙無効三であったので、提案確認と決定した。よって、飯田組合長、野口炭労副委員長が、「苦さをもっている組織の内部体制を固めるため一人一人が努力しよう」という挨拶を行い、全員で組合歌を合唱、午後五時三十分きめにもめた総会を閉会した。

午後九時三十分スト解除 炭労指令

八時五分より確認（妥結）団交行う

総会の確認を得たので午後六時より確認団交に臨む打合せの斗争委員会をもち、了解事項の文書を再検討の上、午後八時五分団交を開き、文書確認を行った。

なお組合より、一〇三万トン生産体制と人員の縮減（退職）に伴う会社の考え方を糺したところ、新規採用はできないが、補充は臨時夫、組夫とし社内の調整によって確保することで引続き話合うことにしたい。続いて、保安の確保を確認させ、自動車部門等の継続協議事項は一方的にやらないことを再確認させ、賃金支払いの遅滞精算は計算方法が決まれば早急に支払うことを確認させ団交を終った。

炭労は、最終企反斗の妥結を確認、九時三十分スト解除指令第十五号を発してきた。

昭和36年3月14日　大之浦労組

ニュース
117

一・二月分賃金差額遡及精算方法決定

支払期日についてはなお交渉中！

× 第二次合理化妥結に伴い、一・二月分賃金差額遡及精算払について闘争部会で検討を重ねてきた。×
× 三月十七日の闘争委員会において組合の考え方について決定、三月十八日会社と交渉の結果、組合の考え通り ×
× で会社は精算を行うことになった。×
× 精算払支給日については、精算方法が非常に複雑なため、現状の会計事務では四月二十五日が精一杯と ×
× 会社はいっているが、組合はその期日については反対を表明、支払期日を早めるための交渉を今後継続 ×
× することとした。なお、一時金六〇〇万円の配分については、近く組合として決定を行い会社と交渉を ×
× する。×

第二次合理化に伴う
一、二月分賃金差額遡及精算払事項

一、支給対象者
一月以降の基準のある全員を対象者とする

二、精勤賞与
１、支給方法については改定の２精勤賞与（新設）によるが、基準内賃金範囲については増産賞与と同じ考え方とし、左記のものが基準内賃金として適用される。
基準内賃金、各種委員会出席、就業予備訓練、食事休憩、出張、国家試験、公の職務、運動競技、保安教育

２、支給期日
次の月の現金払（毎々月三日）に全額を支給し、税金は次の精算払（毎々月十八日）時に徴収する

三、割増率改訂による精算方法
割増賃金部分　100％の一時間当賃金（増率分）×（92.6％×28％−81.3％×25％）×時間数
固定給部分　100％の一時間当賃金×（2.8％−2.5％）×時間数
この公休出勤に当っては早出残業深夜と公休は一本とし、深夜手当は別にする。（今後の計算に当っての便宜上）特殊公休は変更がないので現行通りである

四、特殊勤務手当
旧金額と最終決定額の差額とする

五、操作改訂に伴う精算方法
保安の場合　92.6％−81.3％＝11.3％
100％額×11.3％
鉱員Ａ　92.6％−63.7％＝28.9％
100％額×28.9％
　Ｂ　92.6％−67.4％＝25.2％
100％額×25.2％
仕繰Ａ　92.6％−63.1％＝29.5％
100％額×29.5％
内容　92.6％−92.2％＝0.4％
100％額×0.4％
保安職員　92.6％−90.3％＝2.3％
100％額×2.3％
在任　92.6％−93.5％＝−0.9％
100％額×−0.9％
但し、新営単団地の外部支払については１００％とする

六、徴務被使用従業金
一人当り平均二五〇円を従来の支給方法で支払う

七、公の職務を執行する場合の賃金取扱い
最終決定の金額により支給する

八、年功給何年修正廃止
但し、新規採用者で満一年以上になった場合、基準額として、坑内夫三八円、坑外夫一七円を支給する
その後の毎年修正は行わない。

九、調賃保障給（採炭夫保障給精算方法）
348円×92.6％−348円×81.3％＝差額

十、前収賃金
前収賃金×92.6％−前収賃金×81.3％＝差額
（採炭夫の場合）
前収賃金×92.6％−前収賃金×63.7％＝差額
（鉱員Ａの場合）

備考
三、割増部分１００％とは、一・二月分とも旧操作による賃金総額である
（　）内の八一・三％は採炭の場合であり、各種の％については、五項の仮払の％とする
（　）内の二八％は改定割増率、二五％は一・二月仮払の会社提案率

以上

1961・3・19

大之浦労組 教宣部

ニューズ
118

炭労中斗発第一七号
一九六一年三月二十五日

各地方本部
各支部
各企業連　斗争委員長殿

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　原　茂

ストライキ突入に関する指令

第三回中央斗争委員会（三・二四～二五）は中斗指令第一〇号（三・九）による体制確立のための諸行動の成果を基礎に、各斗争に関し、以下の如き情勢判断を行った結果、三月三一日以降の具体的な戦術内容について次の通り決定した。

一、賃金斗争
二、企業整備反対斗争
三、合理化と災害に対する斗い
四、政策変更斗争

二十七日発行の伝単に全文を掲載してありますので省略します。

記

一、統一斗争
1、斗争指標
(1) 賃金要求の獲得
(2) 政策変更要求と対外アッピール
但し、第二波ストライキの指標には炭鉱災害に対する統制と、保安法ならびに関連諸法規の改正要求を加える。
(3) 企業整備反対と要求の獲得
2、ストライキ突入支部
炭労傘下全支部
3、ストライキ突入期日、規模、方法
第一波　三月三一日一番方から二四時間ストライキ
第二波　四月七日一番方から二四時間ストライキ
第三波　四月一九日以降無期限一斉ストライキ
(イ) 中小支部は第一波、第二波は一時間五〇分の時限ストライキとし、第三波以降は改めて指令する。
(ロ) 四月一九日以降の無期限ストライキは賃金要求が解決した場合はこれを中止し、企業整備反対斗争の戦術についてはあらためてその都度指令する。

二、企業整備反対斗争
1、斗争指標
(1) 合理化に対する要求獲得
(2) 政策変更要求と対外アッピール
2、突入支部
麦炭連傘下全支部、古河炭連傘下全支部、住友炭連傘下全支部、雄労連傘下全支部、太平洋支部、高松労組支部、杵島支部

75

1961・3・26

大之浦労組
教宣部

3、ストライキの期日、規模、方法

四月一七日一番方より二十四時間ストライキ

但し、具体的合理化促進が行われていない三菱九全労今下鉱支部、古炭連今下鉱労・好間・大坪・下山田・田城支部・雄労連今下茂尻・尺別支部は当日一時間五〇分時限ストライキとする。

三、三池支部の前記ストライキの取扱い

三池支部については指令第一〇号にもとずき九州地方本部が指導するストライキは除く。

但し、その他の統一行動には積極的に参加せよ。

四、保安要員の取扱い

保安要員については従来の慣行にしたがい、各支部において協議決定せよ。

五、斗争体制の確立

オルグ活動の結果集約される各支部の体制は行動方針の不徹底、政策転換斗争の認識、理解の不足、指令についての未消化等が指摘される。したがって各支部はさらに徹底した日常活動を展開し、三月三十一日以降の体制を完全に確立せよ。

六、ストライキ決行時の各支部の行動

1、統一斗争決行時、各支部は集会、大衆動員、交流について具体的に計画・実施せよ。

とくに三月三十一日第一波ストライキの決行時においては決起大会を計画し市民大会にまで発展させ、今次斗争に対する市民の理解と共感を求め地区の全体斗争に発展させよ。

2、地方並びに地区を中心とする行動については、地方本部（地区協・炭地共）の指示にもとずいて積極的に行動せよ。

3、合理化攻撃をうけている各支部は指令第一〇号にもとずき現実斗争の組織確立、交流について積極的行動を行うとともに会社の強行を阻止する体制を確立せよ。

七、各地方本部の行動

各地方本部はすでに計画、実施している体制確立のための諸活動を強化し、本指令にもとずくストライキ突入後の各支部の行動について具体的に指示せよ。

八、指導委員会の設置

中央斗争委員会の下部機構として今次諸斗争推進のため各地方本部毎に指導委員会を直ちに設置し、今次斗争の推進指導に万全を期せよ。

九、連絡会議の設置

合理化攻撃をうけている企業並びに支部が所在する地方毎に、地方本部を中心にして連絡会議を設置せよ。会議の構成、運営については各地方本部が指示、指導せよ。

一〇、積込拒否

ストライキ決行時においては石炭の積込作業を拒否せよ。直轄作業員以外の組夫または臨時夫による作業を行っている支部については次の行動による。

1、事前に団体交渉をもって積込作業を行わないことを確約させよ。

2、組夫、臨時夫との話合いを行い、今次斗争についての理解と協力を求めるとともに、会社に対しては代替作業を与えることを要求し、生活不安を除去せよ。

3、会社が話合いにも応ぜず、一方的に強行する場合は大衆行動によって阻止せよ。

一一、地方委員会の招集並びに中執のオルグ派遣

1、本指令消化のため、地方本部は次の日程にもとずき地方委員会を開催せよ。

北海道三月二八日、常磐三月二八日、九州三月二八日

2、右地方委員会に次の通り中執を派遣する。

九州　野口、木下

常磐　佐藤

北海道　岡、佐々木

一二、次回中斗の招集

四月一五日を目安に開催する。

以　上

賃金斗争　速報

会社にスト（三月三十一日と四月七日二四時間ストの）通告を行う

統一斗争で賃上げ獲得と格差の排除

公労協は二、二八〇円のベ・ア認め半日スト中止

◇全国労仂者の春季斗争が、三月三十一日を第一次統一行動としてそれぞれの実力行使を決行すること、また炭労としてもこれと歩調を併せ、三十一日に二十四時間のストを第一波として突入し、四月七日第二波として二十四時間スト、第三波として四月十九日以降無期限ストの指令第一七号を発せられてきたことは諸君の通りであるが、炭労はこれがスト通告として左記の文書を二十九日付で各社に手交した。

◇なお、春斗の主軸といわれていた公労協（国鉄、全逓、全電通等）は、中裁々定として提示された「二、二八〇円の基準賃金引き上げ」（この外定期昇給が九〇〇円ある）を二日間に亘って検討した結果、裁定を受入れ、三十一日の半日ストを中止、事態を収拾することに決った。

◇しかし若分の撤回や処分においては尚お統一行動を行うことにしている。

◇われわれも、賃上げの獲得と格差の排除を目指して、炭労の統一斗争に総決起しよう。

◇第二次合理化斗争事態収拾の裁判は批判として……

昭和三十六年三月二十九日

貝島炭鉱株式会社
副社長　貝島弘人殿

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長　原　茂

通告書

当方の賃金要求に対し、三月二十九日迄に貴方の最終的な具体案を提示されるよう申入れておりましたが、検討中という事で遂に貴方回答に接する事が出来ませんでした。

私達の切実なる賃金要求に対し全く誠意のない態度といわざるを得ません。

そして他方に於て各社共大巾な賃金引下げ、人員整理、労仂強化などの合理化を次々に提示しています。

又国会に於ては私達の要求に基き、社会党の石炭鉱業安定法案が審議されていますし、本年度の予算案は参議院で最終段階にありますが、私達の希望する石炭政策の変更は未だ一顧だに与えられていません。

炭鉱の合理化は又、災害の続発をまねいています。先頃の上清、大辻両炭鉱の災害は総ての炭鉱労仂者にとって明日の運命であり、私達は重大な関心をもたざるを得ません。私達は保安の確保とそれを可能にするような石炭政策の樹立を強く要求し、その立場から三月三十一日を期限として政府に対し要請すると共に、保安に関連する諸法規の改正を要求しております。

以上のような立場から私達は「賃金要求の実現」「石炭政策の変更」更に続発災害に対する抗議と保安関連諸法規の改正（三月三十一日は除く）を要求し、次により実力行使を行いますので通告いたします。

尚、本運動による実力行使の責任は一切炭労本部にあることを念のため申添えます。

記

一、ストライキ突入支部
　炭労傘下全支部
一、ストライキの期日並びに規模
　1、三月三十一日　一番方より　二四時間ストライキ
　2、四月　七日　一番方より　二四時間ストライキ
一、保安要員
　従来の慣行により各山元で協議いたします。

以上

ニューズ

119

九炭一七〇、九斗発第四〇号
一九六一、三、三一

日本炭鉱労働組合九州地方本部
斗争委員長　丸　岡　吉　夫

各支部組合長　殿

賃金斗争推進に関する
斗争指導委員配置指示

中斗発第十七号指令に基き、四月七日より左記により指導委員を配置する事とする。従って各指導委員派遣支部は四月十九日以降は常駐指導を行い、その間は必要に応じて斗争促進の指導を図られたい。

註、指導委員は各支部に（九炭労第五回拡大委員会資料）に発送しておりますので参照下さい。

	指導委員受入支部	派遣支部
大牟田福岡受持共	三池労	勝田労
	勝田労	佐賀労
嘉飯山	山野労	上山田労
	飯塚労	平山労
	忠隈炭鉱	鯰田労
	鯰田労	二瀬労
	平山労	忠隈労
	二瀬労	飯塚労
	上山田労	下山田労
	下山田労	山野労
田川	大峰労	田川労
	峰地労	赤池労
	田川労	峰地労
	方城労	大峰労
	赤池労	方城労
遠賀直鞍	高松炭鉱	大正労
	大正労	貝島労
	新入労	高松労
	目尾労	新入労
	貝島労	目尾労
多久	古賀山労	立山労
	立山労	杵島労
	佐賀労	古賀山労
杵島	西杵労	高島労
	杵島労	西杵労
西彼	高島労	崎戸労
	崎戸労	三池労

1961・4・3

大之浦労組教宣部

斗争指導委員会の運営について

一、設置

中斗（委）発委十七号にもとずいて設置する。

二、構成

１、八社ブロック及び九炭斗ブロックに所属する支部より各一名

２、九州炭労執行委員若干名並びに九州所在職本部執行委員各一名をもって構成する。

三、任務

１、指導委員は中斗の指令、指示を完全に実施させるため、現地に常駐して現地指導に当るが、中斗指令及び斗争の推進を勘案して行動はその都度指示する。

イ、問題が発生する恐れのある場合、又紛糾のある場合は、直ちに具体的対策を地方本部に行う。

ロ、紛争事態が発生した場合は、応急措置を講ずるとともに直ちに地方本部へ報告する。

ハ、指導委員は派遣された地区（指導委構成に準ずる）において、集合又はお互いに連絡を行い、それぞれ担当支部の状況、指導措置の報告検討を行って斗争の推進に努める。

その方法等は地区の実情に即しその地区で定める。

二、体勢が完備されたと判断される支部、問題があまりないと判断される支部、或いは坑口が一つの支部等にいる指導委員を問題の多い支部、坑口の多い支部等に派遣する等実態に即した措置を採用し実施する。

四、構成

別紙の通りとする。

五、権限

指導委員は中斗の指令、指示の実施指導について中斗と同一の権限を有し、必要な場合、支部の機関を招集させることができる。

六、運営

１、指導委員会の委員長は九州炭労執行委員長とし、委員会は議長が招集する。

２、地区指導委員会の議長は地区事務局長とし、委員会は議長が招集する。

七、報告

１、指導委員は指導経過及び情況を文書を以て、行動期間五日以内の場合はその都度、五日以上にわたるときは五日目毎に必ず地方本部へ報告する。

イ、電話連絡系統は、炭労、指導、直轄、地区は本部より、その他の地区は地区事務局を経て行う。

支部よりの連絡はこの反対で行う。

但し、緊急の場合それぞれ直接連絡をする。

ロ、文書による連絡、報告は地区事務局を経由せず直接行う。

２、地区指導委員の指導経過及び情況についての報告は原則として責任者会合を通じて行う。

但し、緊急の場合は直接連絡を行う。

八、費用

費用は支部負担とする。

以上

ニューズ

120

四日の集合交渉で中央七社に対し

第一次案（一月～三月は現行通り／四月～来年三月は一人三九五円（前年度上げ額））提示さる

炭労、不満と一蹴再考を促す

大巾賃上げ要求の獲得を目指す春の統一行動は、その主柱であった公労協の解決を機に民間単産においても、鉄鋼に二五〇〇円のベア改提示されるなど解決への動きをみせている。ときに炭労の場合、炭労は第一次二回スト（三・三一）後、会社側の誠意ある具体案の提示を迫っていたが、ようやく四日の中央集合交渉で、三井、三菱等中央七社に対し「一～三月は現行、四月以降は前年度の賃上げ額（三九五円）をアップする」と回答してきた。しかし炭労はこれを不満として一応会社の再検討を促した。（会社側は再考するといったが、次回交渉は未定）

従って、七日の第二次二十四時間ストは突入必至の状態である。

賃斗第二波 7日の24時間スト突入必至

九炭労電話情報

第四回集合交渉は四日午後三時三十分より四時三十分までの間交渉がもたれたが、席上会社側は三井、三菱、北炭、住友、古河、明治、太平洋の七社の賃金について、次のような提案を行った

提案

昭和三六年度の見通しについては、交渉において申上げた通り、炭価の値下げ、公共料金、坑木の値上げなど、赤字増大の要因をかかえ、誠に苦しい経営が予想されますが、企業としては貴方の一層の協力を得て赤字解消のための体質改善をはかることとし、昭和三六年一月以降の基準賃金並びに臨時給与に関し、次の通り提案します。

記

一、基準賃金

1、昭和三六年一月一日より三六年三月三一日までは従前の協定通りとする。

2、昭和三六年四月一日以降については次の通りとする。

1、基準賃金

(1) 本人給額に一律左の平均額を固定給として加算する

坑内夫	一七円六九銭（税込）
坑外成人男子	一七円六九銭（〃）
女子及び十八才未満男子	一五円三九銭（〃）

右金額中、坑内夫並びに坑外成人男子については、四円六九銭、女子及び十八才未満男子については、二円三九銭を修正給とする。

(2) その他基準賃金に関する諸事項については従前の協定通りとする。

但し、標準作業量については各山において必要ある場合は、すみやかに実態調査等を行い、不合理があれば、協議の上、適正に修正若しくは改定する。

二、臨時給与

別途協議する

三、協定期間

昭和三六年一月一日より昭和三七年三月三一日までとする

なお、北海道炭鉱手当、ならびに基準外割増率については、財源は一つであり本提案と不可分の関係にありますので、同時解決をはかりたく貴方の協力をお願い致します。

以上

ラら

1961.4.5

大之浦労組 教宣部

組合「集合交渉に応ぜよ」と
「格差(ランク)をつければ断乎斗う」旨強調

—貝島の第二回賃金団交　四日—

既報のとおり、賃金斗争は中央において炭労と石炭経協との集合交渉がもたれ、四日の回答付回答まで迫っているが、貝島会社の場合、集合交渉に参加せず「対角線交渉を行いたい」という態度をとっている。この会社の態度はランク（格差）をつけようとする意図であり、組合は四日午前十時半より第二回団交をもち、集合交渉に応ずるよう強く申入れると共に格差をつければ断乎斗う旨を強調、会社の誠意を促した。

交渉経過の概要

組合、集合交渉を申入れているのに何故応じないのか

会社、兼ねてから申入れがあり、土屋中執からも集合交渉に参加するようにいわれた。現在の考えとしては、対角線交渉でやって行きたい。これは当初から申上げているが、現在も変りはない。

組合、理由をはっきりしてもらいたい。

会社、当社の炭状は御承知のように先般来再建交渉をやった実情からお互いによく話合うのが問題解決に役立つと思っている。

組合、炭労の永年の賃金斗争で統一した線をとってきた。したがって今後も統一要求、統一妥結という考えに変りはない。まさかランクをつけるというのではなかろうが、ランクがつけられれば飽くまで斗うので、この点ふくんでおいてもらいたい。

会社、そのことについては今後の局面で、交渉を続けた中でお話をしたい。

以　上

ニューズ

122

会社の強行に実力行使

ー北海道の合理化反対斗争状況ー

× 北海道内における敵の合理化攻撃は、雄別資本の強行、太平洋、三菱、住友等一連の攻撃によって ×
× その頂点に達している。石炭資本の動きは、春斗の高まりの中で、政策転換、賃上げを主目標に、 ×
× 斗いに立ち上ろうとするわれわれに真向うから対決をいどむことによって、賃上げ要求をおさえつ ×
× け、将来にわたる政策斗争の出鼻をくじこうとする階級的な先制攻撃である。このことは従来な ×
× しくずし合理化を中心としていた、太平洋、日炭に於て、本格的な具体的合理化案が提示されたこ ×
× とによって合理化強行の強硬な決意を伺うことができるし、そのテンポが早められていることを示 ×
× めしている。北海道における合反斗争の緊迫状況、次の通りであるが、われわれは攻撃の階級的な本 ×
× 質を見ぬき、統一的に問題を把握することによって、結集して、この攻撃を粉砕しなければならない。 ×

12.14日に二四スト

【太平洋】二月十四日の山元団交で坑外非生産部門の分離、他企業の請負、二四〇名の希望退職勧奨など合理化を提示してきたが、さらに三月十一日から開かれた東京本社での団交で具体的討議に入った。即ち十一日から十六日迄は会社側の整理、販売、生産関係の報告と、これに対する質問を行い、十七日は斗争委員会合同で会社の提案を検討、十八日の席上で、山元における"肩たたき"生産態様の変更が一方的に行われている事実を追求したところ、会社側は指示したことはないが、本心としては四月一日より合理化を実施したい。人員の整理については二八一名を考えているが、この中会社が希望する七〇名はやめてもらいたい。"さらに七〇名の中から特定する二八名は是非やめてほしい。"と、ここにはっきり企図を現わした。二十日からは本格的質問を開始したが、特に二八名の退職希望者に関しては"応じない場合は別の方法でやめてもらう"と発言した。二十四日組合は自から作成した対策を提示し会社に検討を求め、団交を打切った。一方会社側は、一二、一三、一四の団交において希望退職募集に会社分離について強行する旨言明すると発表したので、組合側はこの会社の一方的強行に対して一二、一四の両日各々二十四時間ストを決行することを決定し、この斗争のため立ちあがっている。

長期計画確立を要求

【住友】本年一月の中央団交で提示された赤平鉱、奔別を中心とする坑外非生産部門の分離、新会社への移行、人員削減などの合理化案に対し、労連は、①会社合理化計画の棚上げ、②炭労大会決定方針の当面の要求（石炭産業発展のために積極的に増産努力を傾注するとともに、労働、福祉条件の向上に努める）に基き、各鉱の長期安定操業計画を樹立するための具体的要求をくむ作業にかかっていたが、三月中旬に集約を終り、三月二十二日の団交において各鉱の要求を提出した。

そして、これら要求の貫徹を期し、十二日一時間五〇分スト、一四日二四時間スト、一七・八日の両日四八時間ストを決行するとともに、その他労連傘下支部は十二日職場大会、一四日一時間五〇分スト、一七日二四時間ストを実施する。

一二〇時間ストを前に
一応の成果をあげる

【雄別】合理化をめぐる団交は、去る三月十日の第一回団交を皮切りに開かれ、渡辺中斗、佐藤書記長が担当して労連三役とともに交渉にあたってきた。三月二九日の第五回団交において、さきの交渉で労連が要求提示した"拡大生産方式"について労連があくまで主張しつづける以上、事態の進展は困難であるとの理由から、四月十一日以降、希望退職の募集、出勤の停止、外注請負の実施、新会社の設立をおこなうと、一方的強行を通告し、交渉は決裂した。労連は同日、斗争委員会を開催した結果、"雄別労組に対し行動阻止と要求貫徹"を指標として、四月十一日以降四月十五日まで一二〇時間ストライキ突入"の戦術を決定し炭労中斗に申請した。このような体制のもとに四月十日おこなわれた交渉において、希望退職募集、職場分離等の強行はしないとの確約をさせた。そこで十一日からのストを一応中止し、附帯条件について具体的交渉をおこない、十七日の統一行動をめざして体制強化をはかるという方針について炭労戦術委に了解を要請、これが確認された。

九・北該当支部会議

以上のように北海道における合理化攻撃が強行され、実力行使をおこなう状態になったので、九州、北海道の斗いを統一的に発展させるため、九、北の合理化攻撃をうけている支部の合同会議をおこなうことになった。十三日中央本部でおこなわれる会議には、九州からも高松、杵島、宇部から参加する。なお、中斗委員会は十三日に開催される。

以上

1961.4.14